
6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

6.1.1 実施状況

設楽ダム検証を進めるにあたり、検証主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成 25 年 2 月 17 日までに検討の場を 5 回開催した。

第 1 回検討の場において確認された検討の場の規約を P6-16～P6-18 に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は P1-6 の表 1.2.2 検討の場の実施経緯を参照。

(1) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成 22 年 11 月 26 日に開催した第 1 回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔愛知県〕片桐副知事

- ・三十有余年にわたり、やっと地元の建設合意を得た段階で、長年の地域における検討調整の結果、豊川下流域における洪水の防止、水道用水あるいはかんがい用水の確保を達成していくにはダム建設が一番合理的な方法であるということで長年取り組んできた。その考え方は終始一貫をしており、この立場はいささかも揺るぐことはなく、今後も同様の考えであるが、愛知県としても検証に協力し、検討の場でそのルールに基づいてしっかりとした考えを述べていきたい。
- ・検証の結果はできるだけ早く、遅くとも 24 年度予算には反映されるように進めていただきたい。
- ・愛知県から利水に関して、ダム事業参画継続の意思および必要な開発量は回答をしているが、この内容は従来からの数字と当然同じであり、国が作成したフルプランに基づくものであるということを十分踏まえた形で、今後の検討を進めていただきたい。
- ・コスト比較をするにあたっては、その代替の施設を整備する費用は当然だが、生活再建に要する費用であるとか、あるいは県なり下流の市町が中心になって、ダム事業を前提に行う地域振興のための各種施策に係るコストも当然、代替施設の整備費用に加えて比較をしないと、公平な比較にならないと思う。
- ・代替案のご紹介があったが、これを取り混ぜていろいろコスト比較をするという作業は、かなり事務作業量としては大変なことはわかるが、これは一刻も早く整理して、次回なるべく早くコスト比較の議論ができるようお願いしたい。
- ・こういう議論は、非常に注目を浴びているので、議論の中身がよくわかるような整理をし、一般の方にもご理解していただきやすいような、わかりやすい形の資料にしていきたい。
- ・設楽町の皆様は大変な不安があると思うので、いま国でできる生活再建のレベルの事業を、特に具体的には用地買収になるかと思うが、できるだけ早く対応していただけるよう、この点は強くお願いをする。

〔豊橋市〕佐原市長

- ・コストが最終的には評価する上で一番の要素になってくると思うが、安全に対する考え方は、例えばこの地域では霞堤があり、霞堤があれば良いではないかという話もあるが、洪水のとき、そこに住んでいる人にとっては多くの財産が失われたり、安全かどうかということに対する心理的な不安もあり、人によって安全に対する考え方が異なる。このため、ダムで守られる安全、堤防で守られる安全、それから霞堤をつくったりとか、遊水池とか、それぞれが安全については感じ方とか、危険度の発生の仕方とか、それぞれパターンが違うと思う。
- ・コストの面で言うと、例えば河道を掘削すると、豊橋市の水道はまだ地下水、井戸に頼っている部分があり、これが塩水化したら大変大きな損失になる。今でも製造業の人たちの中で、自分で井戸を掘って水を使っている人たちがいるが、そういう人たちの井戸が使えなくなってしまうものがたくさんある。
- ・また、豊橋には「牛川の渡し」という市道の渡し舟があり、いまは観光資源になっている。なぜ人が来るかというと、あそこの河畔林など、大都市を流れている河川としては非常にめずらしいりっぱな川の景色があるためであり、河道を掘削するとこういうものが失われる可能性がある。
- ・場合によっては500年に一度とかの洪水が起きたときに、全滅するのか、一部の被害ですむのか、人命は大丈夫だけれども、財産は失われるのか、対策の仕方によって大きく違ってくると思う。
- ・豊川は放水路の分水地点よりも上流までが海拔ゼロメートル地帯で、豊橋市役所のすぐ北側に豊川が流れているが、そこはもう海水がいつも入ってきていて、シジミの産地にもなっているような場所であり、河川勾配があって流れる地形ではない。
また、急流にある霞堤では河川の水位が下がればすぐ水が引くが、豊川の霞堤はずっと水が残ってしまい、通常の霞堤とは異なる。
豊川は、上流域では非常に急流で、新城市の下流から、非常に勾配の緩い川になることや、上流域は非常に保水性の弱い地盤の山で囲まれているということ等、豊川の特徴をよく踏まえた解析をお願いしたい。
- ・設楽ダムは、これまで色々な話し合いを通じて、設楽町の方たちは大変大きな決断をしていただき、私たちはそれに応えていかないといけないと、広域医療圏あり、広域商業圏あり、広域で経済の発展を考えよう、広域で色々な交流をしよう、豊川を中心として東三河が一緒に色々なものに取り組んでいる。検証の作業を進める過程の中で、そうした地域の思いを酌んでくれとか、そういう予断を持ったことは申し上げないが、こういった気持ちが萎えることのないようなきちんとした説明をしてほしい。

〔豊川市〕山脇市長

- ・この検証を行うにしても、このダムの推進はぜひやっていかなければと改めて感じている。

〔新城市〕穂積市長（代理：矢野副市長）

-
- ・設楽ダム建設は、治水、利水の機能というのも十分検討されている状況。それに加え、この地域にとって、東三河の流域の一体的な発展という視点から必要不可欠という認識を持っている。
 - ・2つのダムを抱え、その水没者の生活再建というのも経験した立場から、できる限りすみやかに住民の不安を取り除くということが最優先の課題であり、設楽ダムも含め、公共事業あるいは市町村の住民サービス等は、住民との信頼関係がベースで円滑な事業が進んでいることも踏まえ、速やかな検証と結論を導いていただきたい。
 - ・流量の確保ということにとどまらず、直下流における河川の生態系や景観の保全など、環境への影響について、今後検証される際に最大限に配慮してほしい。

〔田原市〕 鈴木市長

- ・農業の場合は、雨量や川を流れる水量によって作物を決めることはなく、作物が必要となきに必要な水が必要であり、安定度が一番重要である。渇水が続いて水がこないとなると壊滅的な打撃を受けるので、利水の面ではやはり安定度、安心度という視点というのはどうしても必要である。
- ・節水に関しては、節水しなくてもぎりぎりのところで、直前に雨が降って凌いできたということが過去何回もあり、綱渡りをしている状況で、農業者にしてみれば毎年不安感の中で農業を行っている。水というのは物事の生きる大前提であり、農業者にとっていま大事な後継者の問題や、安心して農業ができるかというものは基本的な条件なので、評価をコストだけで考えてもらっては間違われると思う。
- ・これから渇水がどうなるか、過去のデータも必要だが、水の問題というのは将来に対する安定度が必要なもので、そこをもう少し踏み込んで検討していただきたい。
- ・流量の維持は、三河湾の浄化につながる話であり、川だけではなくて、そういう面も考慮に入れていただきたい。

〔蒲郡市〕 金原市長

- ・100%豊川用水に依存している蒲郡としては、検討し尽くされて設楽ダムというものがあるので、設楽ダム建設推進の立場である。

〔設楽町〕 横山町長

- ・設楽ダム計画は、36年間の長い時間をかけて、我々設楽町民はこの間この問題に翻弄され続けて、思い悩んで、そして精神的な苦痛にも耐えて、何とか落ち着いた将来の生活が維持できないかなということも思う中で、この方策等についてもいろいろ議論して協議しながら対応してきたところである。こうした結果、我々は東三河の発展ということで、また下流域で暮らす方々の安定した生活を確保して、そのために必要となる水の安定供給と災害から守るための重要な施設であることを理解して、これを受け入れて現在に至っている。
- ・国が政策転換を図るという理由でそのあり方を検証すると言われるが、我々、水源町としては、水没関係者が新しい生活再建に取り組んで、あわせて町の地域振興を図っ

ていこう。そうする中で町の幸せな生活を、町民の幸せな生活を確保しようと、一生懸命その道を歩もうとしているところで、その裏には今日までかかってしまったこの時間を無駄にしたくない。また、いままでのこの時間を取り戻すことはできないという思いから、後戻りすることはできないし、前へ進むしか道はないと思っている。

- ・こうした状況ができるまでには、ダム必要性を議論して、またダムによらないで下流域の発展のための水の確保とか洪水対策、そしてその他に考えられることがあれば、それによることができないかということは当時から真剣に議論されて研究され尽くしてきたこと。更に改正された河川法とか環境影響評価法、こうした法律に基づいて本当に慎重に万全な体制を整えてこの計画をまとめられたと認識をしている。設楽ダム計画をつくる背景には、何を置いても水を必要とする、また洪水から守って欲しいとする下流域の方々の思いと、これを理解する上流域が協力体制のもとに計画されたダムであると思っている。したがって、この設楽ダムの計画が認められないのであれば、いままでかけたものが水の泡となり、それこそ無駄にお金を使ったということになりかねない。我々、水源町としての町民の思いというものも、そういう形で本当に途方にくれる状況に追い込まれておりますので、一刻も早くこのダム計画を継続して、東三河の方々や設楽町民が幸せに暮らせるように配慮していただきたい。
- ・生活を毎日している人たちは不安がっており、高齢化も進んでいる状況もあるので、検証作業という名のもとに時間をかけながら慎重に、そしてきちんとした対応をしていくことは十分理解しているが、一方ではいま申し上げたような現状があることをきちんと酌んでいただいて、早急に進めてほしい。

○平成 23 年 2 月 15 日に開催した第 2 回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔愛知県〕片桐副知事（代理：森豊川水系対策本部副本部長）

- ・公表される議事の内容について、県民の方々にわかりやすく、丁寧にお伝えをしていただき、幅広い人々の議論ができるような環境を整えていただきたい。そして一刻も早く結論を出していただけたら、ありがたい。
- ・水没で移転を余儀なくされる皆様方が今後安心して生活再建に取り組むことができるよう、用地補償等、生活再建対策の着実な推進につきまして、是非ともよろしく願いをしたい。
- ・検証作業の完了後において十分な予算確保はもちろんであるが、徹底したコスト削減とか工期短縮を図り、事業費・工期ともに計画どおりの完成を目指していただきたい。
- ・複数の対策案の中には、生活環境の変化やかなりの優良農地の潰廃もあり、住環境において大きな影響があると思われるため、そうしたことを十分考慮した評価をお願いしたい。
- ・対策案の河道掘削、樹木群の伐採は、豊川水系河川整備計画の中でうたわれている「河道内の樹木群の保全という目標」について十分踏まえた抽出をお願いしたい。

-
- ・治水対策案の中の河道掘削案が、最大で 180 万 m³ ほどの掘削が必要というのは、その処理も考えると膨大な量だと思う。
 - ・特にダムを中止することに伴い発生するコストを、その対策案の事業費の中に加えて評価してもらいたい。
 - ・ため池を今後 3, 000~4, 000 個も作る案は、貯水の可能性や、その様な場所があるのかといった、技術的な実現性や、膨大な用地を必要とすることに伴い住環境にも大きな影響を及ぼすということを十分踏まえた抽出をお願いしたい。

(後日追加でいただいたご意見)

- ・今後、国は検討の場における議事内容を、一般の方々に、わかりやすく丁寧に伝えることにより、幅広い層で議論を深めることが重要であるとする。
- ・複数の対策案においては地域を取りまく様々な環境に大きな影響を及ぼす恐れがある。霞堤を計画遊水地とする対策案を評価する際は、家屋ピロティ化などの建築条件の強化や、優良農地の維持・保全が損なわれることによる農業振興への影響、洪水後の地域環境の悪化など、負の要因を十分に踏まえる必要がある。
- ・豊川水系河川整備計画では「豊川の特徴である河道内の樹木群の保全」が河川環境の整備と保全に関する目標とされている。対策案の抽出にあたっては樹木群の保全についても十分配慮した検討を行っていただきたい。
- ・今後、概略評価により対策案を抽出する段階では事業費の精度を高めていただき、特にダム事業中止に伴って発生するコストを対策案の事業費に加えて評価していただきたい。また、工期が不確定とされている対策案について実現性を評価するうえで関係者との調整の見通しなどを可能な限り検討し、各対策案の工期を明らかにしていただきたい。
- ・豊川水系における水資源開発基本計画（第2次計画）（以下、「フルプラン」という。）において、水道用水については渇水時での安定的な供給を目標としているため、利水の対策案検討の基本的な考え方として「水道用水についてはフルプランの目標である、近年の20年に2番目の規模の渇水時においても、安定的な取水を可能にする。」旨を明記すべきである。
- ・渇水調整や節水対策について、P4の利水対策案選定の一覧表のすべての代替案に組み合わされているが、設楽ダムの利水計画はフルプランに基づくものであり、特に水道用水については近年の降雨状況を踏まえ、近年20年間で2番目の規模の渇水時における安定的な供給を目標としており、ダムの代替案になり得ないとする。
- ・複数の対策案においては地域を取りまく様々な環境に大きな影響を与える恐れがある。河道外貯留施設やため池の新設など、膨大な用地を必要とするものは住宅の移転や優良農地の潰廃など、地域をとりまく環境や農業振興に大きな影響が及ぶと考えられるため、これらの負の要因を十分に踏まえた評価が必要である。
- ・今後、概略評価による対策案の抽出にあたっては、水が十分に貯水できるのか、必要な場所まで届けられるのか、といった水文や地質・地形など基本条件や技術的検討などから、その実現性に係る評価を十分に踏まえる必要がある。

-
- ・愛知県では、まず、水系単位で水資源開発を推進し、やむを得ず水源が不足する場合に他水系からの導水を計画してきたが、調整には関係機関・関係利水者と例外なく大きな困難を極めてきた。概略評価による対策案の抽出にあたってはこうした歴史的な経緯も十分に踏まえ評価する必要がある。
 - ・豊川水系は集水域が狭く、流域面積よりも広い範囲に供給しているため、宇連ダム・大島ダム等の水源施設の他に、やむを得ず他水系からの導水、調整池等の整備、また取水口の合口を計画的に進めるなど、限られた水の有効活用の徹底を図っているところである。
 - ・フルプランにも位置付けられているように、将来にわたる安定的な用水供給確保のため設楽ダムに新規利水を求めたものであり、既開発済みの豊川用水の合理化は有り得ないと思う。

〔豊橋市〕佐原市長（代理：野崎副市長）

- ・浸水でたいへん悩んでいる霞地区の方々がいるという現実がある。ピロティ建築にすれば浸からないだとか、輪中にすれば大丈夫だといっても、浸かっている間に地域間が分断されたり、ピロティ建築は高齢者にとって暮らしにくい家という場合がある。やはりその地域で暮らしている方のことを踏まえた検討をすべき。
- ・治水の目的、それから利水や流水の正常な機能の維持の目的、それぞれセットで考えていくことが重要である。
- ・「既得水利の合理化、転用」対策案は、老朽化などの対策はもう図られているので、もう効率化する面がない。必要流量についても適切に審査されているので、実現性というのは余り感じられない。
- ・利水の対策案を考える場合、トータル量が足りている、足りていないだけではなくて、いざとなったときに水がないでは成り立たない農業、園芸農家もある。リスクの問題として考えるべきである。
- ・上流域の方々の長い間のご労苦を胸に刻み、選択されてきたのがいまのダム案ではなかったのか。

（後日追加でいただいたご意見）

- ・今回の資料で示された工期では、完成年次が平成32年度を超える計画となっています。設楽ダム建設事業は、三十有余年にわたって地元設楽町にご心痛をおかけしながら、平成21年2月に建設合意をいただいたものであり、本市はじめ受益地の長年の悲願であります。今回の検証で、地元設楽町では「この先どうなるのか」と不安が高まり、心身ともに疲れていると伺っております。同じ東三河の一員として、これ以上水源地域の皆様にご負担を与えることは、断じて避けなければならないと痛感しています。こうしたことから、早期に検証作業を終え、何としても平成24年度の概算要求に間に合うよう検証作業を進めていただきたいと強く願っております。
- ・設楽ダムが完成すれば、その時点で霞堤地区を含めて、上流から下流まで「全体」に効果がでると言うことですが、代替案では、各案で場所による効果の出方や、その早

さ、安全性の感じ方などに違いがあると思います。こうしたことから、以下の点が疑問です。

- ・代替案では、どの程度安全性の向上が図られるのか
- ・代替案では、効果の出方の傾向がどう違うのか
- ・超過洪水での危険性は、各案でどのような差があるのか

今回、列記された代替案は、検討のための例示として受け止めており、今後、詳細な検討は2～5案を抽出した後に行うということは理解しますが、上記の点も十分考慮したうえで抽出すべきであると考えます。

- ・霞堤地区は近年でも平成15、16、21年と浸水しており、地域の生活や道路交通に支障をきたしております。代替案抽出にあたっては、豊川全体の安全性はもとより、とりわけ霞堤地域の安全性をいかに早く高めることができるかという視点も重要だと考えます。この点で、代替案の中には、他との調整が不確定なため工期不確定の案も多く含まれています。例えば、堤防引堤や嵩上げを行う案は、多くの家屋や橋梁の移転が伴うため、実現までにはかなりの期間を要し、地域社会に与える影響が大きいため、代替案としては現実的ではないと考えます。
- ・霞堤地区の浸水を軽減、解消することは当地域としての悲願であり、各霞堤は将来的に締め切る前提で地元が堤防用地への協力等をしてきた経緯もあります。霞堤を遊水地にする代替案では、永久に霞堤を締め切ることができないこととなり、地域の思いと相反するため、受け入れがたい案となっています。
- ・引堤で対応する案は、優良農地に対する用地買収を伴うことから地権者からの同意を得ることが困難だと考えられます。また、橋梁7橋の架け替えが必要となることから、国道1号などの自動車交通をはじめ、地域交通に多大な影響を及ぼすことから、これらの対策費を計上していただきたいと考えます。
- ・輪中堤やピロティ建築で家屋のみが浸水しないようにする案では、地域の分断や洪水時の孤立、土地利用の制約などが続くという問題が生じ、地域住民の心理的不安を拭き去ることはできないと考えます。このことは、過日、東北地方太平洋沖地震で津波に襲われ、周辺から孤立した集落の状況を見ても明らかです。こうしたことから、技術的には可能であったとしても、住民目線に立った視点から考えますと、代替案には適していないと考えます。
- ・河道を掘削する案においては、豊川の豊かな自然環境や豊川流域に生息する動植物の生態系が、どの程度損なわれるかについての検証が必要であると考えます。また、掘削残土処分地の選定や処分方法を決めることが困難であると考えます。さらに、掘削残土を運搬するダンプが数分毎に市街地を通過とありますが、豊橋市内は現在でも国道1号線をはじめとして交通渋滞が多発しており、更なる交通渋滞は市民生活だけでなく、産業活動にも多大な影響を及ぼすため、それらの対策費を計上していただきたいと考えます。
- ・水田や校庭や家庭での貯留・浸透についての趣旨は理解できますが、昭和44年のような大雨が降った場合には、初期段階で満タンになって肝心な時には貯められないということも考えられます。確実性などをしっかりチェックすべきだと考えます。

-
- ・本市は、下条地区で豊川の伏流水を取水していますが、河口部に近づいた河道掘削は、河川の塩水化を上流に進めるとともに、地下水への塩水浸透量を増加させる恐れがあります。塩水化は一旦なってしまうと元に戻すことが極めて困難である上、自然環境への影響も大きいと考えます。このため、こうした場合の補償コスト等も想定すべきと考えます。
 - ・豊川下流域は、わが国の「食」を支える屈指の農業地帯であり、優良農地が多く存在しています。こうした中、調整池やため池案で示された多くの施設を造るためには、膨大な土地を要することになり、地権者からの同意も容易には得られないと考えます。仮にこれらの施設を造ることとなった場合、日本有数の農地を潰すことに繋がるため、農地生産に対する補償コストも総事業費に含むべきであると考えます。
 - ・ため池については、既に都市化が進み、住宅地の中にかろうじて残っているものや、耕作地にわずかに残されたものが多く、水利用のネットワークは既に消滅しています。このネットワークの再構築には大きなコストがかかるため、これらのコストについても総事業費に含める必要があると考えます。
 - ・水系間導水については、関係者との交渉を含め、現実的には困難だと考えます。実現するためには、国が全国的なルールづくりなどを行う必要があると考えます。また、水質、水温、生態系が異なることから、これ以上の天竜川からの導水は、豊川の河川環境の悪化が懸念され、良策ではないと考えます。
 - ・宇連ダム、大島ダムの再開発は、膨大なコストがかかること、周辺環境に多大な影響を及ぼすことが懸念されており、今後、新たに環境影響調査が必要となることから現実的には困難だと考えます。

〔豊川市〕 山脇市長

- ・霞地区は本当に優良な農地であり、地権者の方の理解が得られるかどうか大変難しい話であると思う。
- ・遊水地案の工期を 30 年としているが、とてもその工期で完成するのは難しいという感じがする。
- ・ダム以外の河道を対象とした案では、豊川へ流れる小さな支川の能力が十分でないということで、排水がなかなかできないという現実があり、いままでも数多くの浸水被害が発生している。小さな支川対策も必要である。特に、堤防のかさ上げ案では、合流している支川の内水氾濫が大きくなる。

(後日追加でいただいたご意見)

- ・設楽ダムは、豊川水系河川整備計画、豊川水系水資源開発基本計画に位置づけられ、紆余曲折を経る中で、ダム建設地である設楽町から建設同意をいただき、事業が着手されたところでございます。こうした中での、ダム建設事業の検証でございます。水源地域の住民の皆さんからは、建設同意をしたにもかかわらず、今後の将来設計の見通しが立たないなど、不安と苛立ちが高まっているとお聞きしております。本市としては、こうしたお気持ちにも応えるべく、ダム建設事業に必要な予算確保すべく、できる限り速やかに検証作業を終えるよう要望いたします。

-
- ・治水・利水・正常な流水に係る各対策案については、考えられる方法を機械的に組み合わせたものとの感が否めなく、案によっては、事業工期や概算コスト、そしてその手法が、本当に対策案として足り得るのかと考えるものもごさいます。「予断を持たずに検討する」とは、そのとおりであると思いますが、かえって対策案全般が大雑把なものとの誤解が生じないか心配するところです。
 - ・ダム建設案については、詳細に検討を重ねた上で決定した経緯があり、治水・利水・流水の正常な機能の維持を担保する最適案と考えられます。詳細な検討を加えるとする2～5の対策案を抽出した段階においては、検討の場で要望のあった比較にあたっての考慮すべき点も踏まえ、より具体的な比較を行った上で、改めてダム事業の必要性を検証していただきたいと考えます。
 - ・本市の賀茂霞及び金沢霞では、設楽ダムが完成することで小堤を建設し、浸水被害を少なくすることを前提として、地元説明会等が進められ意見交換をしてきました。「霞堤」地区では堤防が不連続なため、それほど大きくない洪水でも浸水し、被害を被っています。洪水時に霞堤地区内に水が溢れることにより、上下流の水位上昇が小さくなることから、地元の人々は、自分たちは下流域のための被害者であるとの認識をしています。将来的には、右岸側と同様に本堤での築堤を切に望んでいますので、霞堤を遊水池にする対策案については、地元の意向に反していますので、容認し難い案であります。
 - ・「霞堤」地区を遊水地とする対策案では、農地等は地役権補償するとしていますが、優良農地が減少することで、離職を余儀なくされる農業経営者も出てくることが予想され、農業の衰退が懸念されます。
 - ・旧東上霞の遊水地化案では、全ての用地を買収し、掘削により洪水調整池容量を確保するとしていますが、90戸の家屋移転と国道の付替えを必要としており、地元が長年かけて築きあげてきた安定した地域生活を破壊するものであり、到底認められるものではありません。
 - ・「霞堤」地区に係る対策案については、地域社会への影響が多であることから、今後、設楽ダム建設事業の検証を進める上で、地元住民の意見をよく聴いて、不安の払拭に努めていただきたいと考えます。
 - ・治水に関する対策案の中で、河道掘削の手法が取り上げられていますが、本市は豊川の伏流水を豊津地区から取水しており、河道掘削等による河川状況等の変化により、安定した取水の確保が困難となる恐れがあります。
 - ・対策案③の水系間導水（天竜川）についてですが、渇水は広範囲に影響をすることが想定されます。天竜川の取水制限は近年においても多く発生している状況から見れば、当該河川だけの都合により、「余裕のある時に限り」という制約での条件では、豊川水系への導入は必要量を確実に確保できる保障がありません。
 - ・対策案⑤の地下水取水は、井戸の新設等により必要量を確保する記述ですが、本市の水道水としての地下水揚水量は、塩水化等の水質悪化を防止するため、過剰な負荷を与えないように揚水量を抑制した涵養運転に努めている現状では、新たに利水対策としての大規模な地下水源開発は困難であると考えます。
-

-
- ・全体としての対策案は、コスト他の問題を含め、その実現性及び効果においても、不確定要素が多いことから、さらに評価することができません。

〔田原市〕 鈴木市長

- ・パブリックコメントを行う場合は、わかりやすく説明して広く意見を聞いていただきたい。
- ・住んでいる方々の気持ちに配慮したパブリックコメントのやり方が重要である。
- ・貯留施設、ため池等の対策案は、全国的に見て農業の生産性が高い東三河地域の農地が減少することとなり、極めて問題がある政策である。
- ・宇連ダム、大島ダムのかさ上げは、もともと流域が狭く川も違うため、安定的な水の供給という面からいくと、適当ではない。
- ・設楽ダムは治水、利水、それから流水の正常な機能の維持という3つの目的が合わさったものなので、治水だけ、あるいは利水だけではなくて、設楽ダムの役割全体を組み合わせた総合的な観点からの検討をしていかないと行けないのではないかと思います。
- ・国を挙げて農業政策を取り組んでいく中で、水の安定確保というのは、生活、産業、すべてにかかわる一番根本の基本的な問題で、ほかの要素とは違う。水はまさに原点であり、ただ数的にこうだとか、データでこうだという問題だけではなく重み付けが必要。
- ・30年、40年かかる事業であるので、水が不足してからでは遅いという観点からの安全性、安定性の指標もぜひ頭に置いて総合的に評価すべき。

(後日追加でいただいたご意見)

- ・東三河地域の農業は、豊川用水のおかげで生産量を拡大することができ、また、日本の食料の安定供給に寄与してきた。JA愛知みなみからのヒアリングによれば、青果物については4割、トマトについては9割、花きについては5割を関東へ出荷しているとのことであり、中部圏だけでなくまさに田原市は「日本の食」を支える一大生産地であると認識している。国は食料自給率の将来目標50%を掲げており、国内有数の農業生産地である田原市においては、これに伝えていく責務があると考えている。
- ・農業は、必要な時に必要な水量を供給することで収穫が得られる業種であり、そのためには安定的な水量の確保は不可欠である。治水・利水等の数字上のデータだけではなく、食料の安定供給や雇用の確保など総合的な観点のもとで、有識者会議に諮るべきである。
- ・また、現下の東北地方太平洋沖地震をみてもわかるとおり、被災地に十分な食料を緊急に供給するためには、農業生産地を各地域に分散させておくことにより、リダンダンシーを確保することも重要と考える。
- ・調整池・ため池の整備は、東三河地域の優良農地を減らすことに繋がり、食料自給率の向上に逆行することとなる。
- ・宇連ダム、大島ダムの嵩上げについては、両者は流域が狭いことから、安定的な水量の確保という観点からは適当ではない。

-
- ・設楽ダムは「治水」「利水」「流水の正常な機能の維持」の3つが全部合わさったものであり、治水だけ、利水だけではなくて、総合的な観点からの対応の検討が必要である。
 - ・水の安定確保というのは、生活、産業、すべてにかかわる問題である。国を挙げて農業政策を取り組んでいく中で、やはり水というのは原点であり、データや数字だけではなく、安全性、安定性、そういった指標も含めるとともに、人間の心理的な面も踏まえ総合的に検討すべきである。

〔蒲郡市〕金原市長

(後日追加でいただいたご意見)

- ・設楽ダム事業は国土交通省中部地方整備局、愛知県、下流受益地域及び水源地である設楽町が長い年月をかけて真摯な議論をした結果、着工され現在があります。この、長い年月をかけて行われた議論では今回示されている対策案等についても当然議論がなされ、それでもなお設楽ダムを建設することが妥当であるとの判断が下されたものであります。第1回検討の場でも述べさせていただいたように、早期に検証作業を終えて予定通り設楽ダムを完成させ、東三河地域の安全安心に御配慮していただきたい。

〔設楽町〕横山町長

- ・パブリックコメントを行う場合は、わかりやすく説明して広く意見を聞いていただきたい。
- ・事業費の概算コストの取り方というのが、どの程度の精度によって積み上げているのか。
- ・治水も利水も対策案を進めていく中で、ここで生活している人たちの一番求めている安全、安心といった事業効果の現れる目標時期も含めて、パブリックコメント等で意見を求めるべき。
- ・40年近くの歳月を費やして設楽ダム着工となった。設楽町の水没住民の方々の苦渋の決断の結果をよく考えてほしい。

○平成23年5月12日に開催した第3回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔愛知県〕永田副知事

- ・治水対策案の中で、二重丸で抽出された案については、工期が不確定となっているものが多い。また、利水、流水維持の対策案についても、工期に加えてコストが不確定になっている案が多く見受けられる。今後の評価軸に基づく評価にあたっては、工期を明確にした上で適切に評価していただきたい。
- ・総概算コストについても、コストを最も重視するという国の方針もあるので、利水や流水の正常な機能の維持対策案の総概算コストを早急に明らかにしていただきたい。

-
- ・ダム事業の検証に係る実施要領に沿って、そのコストの中の建設費とか維持管理費、それから、ダム中止に伴って発生する費用等の具体的な内訳についても示していただきたい。
 - ・利水対策案の中に地下水取水案などが含まれているが、将来にわたり安定的に水の確保、供給ができるかといった観点も大変重要なので、評価にあたっては、持続性という点も十分考慮していただきたい。
 - ・水没者等で移転を余儀なくされる方、こういう方々が安心して、生活再建に取り組めるように、用地補償等の生活再建対策の推進については、しっかり配慮してほしい。

〔豊橋市〕 佐原市長

- ・今回、地震（東日本大震災）があった中で、ため池が1ヶ所崩壊したが、ため池案は、例えば堤防を高くするとか、地震などがあったときの危険度とかを考慮すべきである。

〔新城市〕 穂積市長

- ・代替案の中で、天竜水系からの導水の利用というのが一部採択をされているが、天竜水系からの導水は既に行われている事業であり、河川環境に与える影響、水質への影響、それに伴う漁業権の問題など様々な影響が発生している。

〔田原市〕 鈴木市長

- ・農業を行っている立場からすると、例えば施設を使った農産物の場合は、水がとまった場合には1日2日で壊滅的な打撃を受けてしまうし、露地でも、1週間から10日間断水すれば、壊滅的な被害を農産物が受ける。このようなことを、農家の方々は非常に心配していることから評価の考え方の中で、事業サイドだけではなく、利用サイドの不安感なども考慮に入れていかないと、誤った選択をするのではないか。生産性の日本一高い農業を展開している地域であるので、将来、想定外だったと言われなように、技術的、数値的なものだけではなくて、その背景にあることも、頭に置いて検討していただきたい。

〔設楽町〕 横山町長

- ・平成21年10月から、新たな段階には入らないとされてから、1年と7カ月ほど経過したが、この間において、水没関係住民の方々の生活は、当然、その場で依然として続いており、こうした状況下の中にあって、生活の先行きが見えてこないことや、高齢化が進んでいるということで、日常の生活をしていく中で、本当にこれからどうなってしまうのかという思いから、非常に不安視をされている状況である。早期に検証作業を進めていただき、早く判定を出していただきたい。
- ・また、損失補償とか生活再建、さらに地域整備を進めていくために、建設に向けて、平成24年度予算に反映していただきたい。

○平成23年12月18日に開催した第4回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔愛知県〕永田副知事

- ・愛知県としては、設楽ダムに利水参画するという考え方に変更はない。
- ・今回、9月の台風15号では石田地点で戦後2番目の水位を記録したが、もし設楽ダムができていた場合のシミュレーションではかなりの効果があるということなので、そのデータを公表してほしい。
- ・ため池のコストだが、全体で560億になっている。これを1基当たりに計算し直すと、この事業費は1基当たり47百万円、そして、維持管理費が12万円ということで、非常に安い感じを受ける。
- ・目的別の評価軸を見ると、その実現性の中で治水は事業期間、トータル事業期間がどうなるのかという点が評価軸にないので、その辺は追加すべきと考える。
- ・この検証の進捗状況とは別に、水没等で移転を余儀なくされる方々、安心して速やかに生活再建に取り組むことができるように、用地補償等の生活再建対策の着実な推進についてぜひとも配慮願いたい。

〔豊橋市〕佐原市長

- ・日本におけるこれまでの洪水は、台風による大雨や七夕豪雨のような梅雨末期の大雨などにより発生していたが、最近ではゲリラ豪雨のように亜熱帯化が進み、昔とは降り方が変わってきている。
- ・上水道について、豊橋市では人口の減少のため総使用水量が減りつつあるのに対し、県水の依存度は高まってきており、従来とは事情が随分変わってきている。
- ・時間に対する考え方だが、失われる利益とか、守られるべき損失とかは、時間とともに変わっていくと思う。
- ・河道掘削をどこから行うかによっては、危険度が増す地域が現実には発生する。河道掘削をどこからやるかというのを間違えると大変なことになる。
- ・想定を超えたときの効果、または、被害の出方について、例えば東日本大震災による地震の津波で、釜石の事例が出ているが、防波堤が沖合にあったおかげで、津波の到達が遅くなり、津波到達までの6分間で命が助かった人、守られた財産というのがあった。あれが沿岸堤防のみであったら、その6分間がないわけである。多分、設楽ダムも同じようなことが起こると思うが、それによって守られるべきものというのは評価できないのか。どれも同じように被害は出るが、出方が違うというのは、評価出来ないか。
- ・放水路の河道掘削は、資料からは何か簡単だと思われるが、実はあそこには東海道線、新幹線、名鉄、JR飯田線が走っていて、鉄道事業者との調整がすごく大変になる。その区間で橋脚の下を掘削するというのは至難のわざで、不可能ではないがすごくコストがかかると思われる。
- ・治水と利水があって、それぞれで評価して合体させるということは、相性が良い悪いということがおのずとあると思われる。

-
- ・私たちは幸い、現時点では気候学的には人間が生活するのに必要な雨が降る地域に住んでいるが、それであっても、その水をどう大事に使っていくかという意味では、ダム問題も、その視点抜きには語れないと私個人では思っている。大事な水ということで検討していただくことを期待する。

〔新城市〕穂積市長

- ・治水において霞堤、河道掘削、かさ上げも入れて様々な案が出ているが、大きく影響が出てくると思われるのは、中流域から下流の比較的河道が広いところと思われる。
- ・治水の関係だが、既存ダムのかさ上げ＋河道掘削＋霞堤の利用によると、設楽ダムの治水容量が1,900万m³、これに対して宇連、大島両ダムのかさ上げが約1,000万m³、この単位の大きさを、ちゃんと県管理の部分まで含めて洪水調節ができないのではないかと。

〔田原市〕鈴木市長

- ・天竜川の導水について、現状も年一定量を取水している。こういったことは関係者以外の一般の方々は知らないと思う。現状でも天竜川から毎年これだけ取水しているのかという現状も捉えないと、正確な判断が難しいのではないかと。
- ・ため池の場合も千何基が必要とあるが、どれだけの面積が必要になるのか具体的な面積を示していただきたい。
- ・色々な対策案を検討し、しっかりとしたまとめをしていただいているので、これをもとにして、特に関係者との調整は非常に時間がかかるので、できるだけスピーディーな対応をお願いしたい。

〔設楽町〕横山町長

- ・国が予断なくこの検証を行ったことに対して異論が出されるということであれば、我々は何を柱として検証すればいいのか、これは疑問を持つところである。この検証というものの重みをよく認識してもらう必要があり、国の方針として決められたことなので、これを重視してもらいたい。

○平成25年2月17日に開催した第5回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔愛知県〕永田副知事

- ・第1回～第5回までを踏まえて、検証に関しては、国は予断を持たず検証をしてきたと認識している。県も粛々と対応してきた。引き続き水没者、設楽町の皆様の生活再建に対してしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

〔豊橋市〕佐原市長

-
- ・ダム完成まで十数年かかるが、霞堤地区を含むこの豊川沿川を中心に地域は洪水の危険性を常にはらんでいる。今後、様々な段階でいろいろな事象が想定されると思うが、丁寧に進めていただくようご配慮をお願いしたい。

〔田原市〕鈴木市長

- ・田原市は第1次産業従事者が1/3であり、農業算出額日本一の地域である。国民の皆様に安定した食料供給の責務を負っていると農業者の方は自覚を持って仕事をしている。農作物は必要なときに必要な水がないといけない。安定した水供給が何よりも重要である。昨今の渇水、集中豪雨など気候変動が心配であり、農家の方々は不安感を抱いて農業を行っていることをご理解いただきたい。

〔設楽町〕横山町長

- ・3年半ほど前、当時の民主党政権下において、原点に立ち返って再検証するという方針が出された。4回に渡っていろいろな方向から議論され、最も妥当性の高い計画を一計画に偏ることなく予断無く忠実に検討され、今回ダム案が最も妥当であると示された。当初から申し上げているが、設楽ダム計画は愛知県とともに中部地方整備局が平成20年に最も新しい河川法等に基づいて幅広い検討等が行われて策定された基本計画であると信じていた。しかし経過を無視するがごとく再検証をされるとわれ、「今まで進めてきた計画はなんであったのか」、「協力が無駄になってしまうのか」という、疑心暗鬼に陥ったこともあったが、国がやると言うことで見守ってきた。結果、ダム案が最良とされ、今まで方針を受け入れて我々が協力したことに間違いはなかった。これからは受益地域、さらに東三河の発展のために今後も進めていってほしい。

設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約

(名称)

第 1 条 本会は、「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 検討の場は、検討主体による設楽ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「実施要領細目」という。)に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(検討主体)

第 3 条 検討主体とは、国土交通省中部地方整備局をいう。

2 検討主体は、実施要領細目に基づき、設楽ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利害者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場)

第 4 条 検討の場は、別紙で構成する。

- 2 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 3 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第 5 条 検討の場は、原則公開とし、検討の場の資料等については、会議終了後に公開する。ただし、稀少野生動植物程の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることが出来る。

(事務局)

第 6 条 検討の場の事務局は、国土交通省中部地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第 7 条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成 22 年 11 月 26 日から施行する。

「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

愛知県副知事

豊橋市長

豊川市長

蒲郡市長

新城市長

田原市長

設楽町長

【検討主体】

中部地方整備局長

河川部長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

設楽ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階（２回）でパブリックコメントを行った。第１回目のパブリックコメントは、第２回検討の場の開催後「複数の対策案」、第２回目のパブリックコメントは、第４回検討の場の開催後「設楽ダム検証に係る検討 総括整理表（案）」を提示し、これに対する意見をそれぞれ募集した。

パブリックコメント募集の概要及び結果は以下のとおり。

6.2.1 複数の対策案に関するパブリックコメント募集

(1) パブリックコメント募集対象

第２回検討の場において立案した複数の対策案（以下①②）について、具体的提案、実現性や具体性、地域社会や環境への影響等などの複数の対策案に関する意見について、様々な観点からのご意見を募集した。

①「複数の治水対策案の立案について」

②「複数の新規利水対策案並びに複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」

(2) パブリックコメント募集期間

平成 23 年 2 月 17 日（木）から平成 23 年 3 月 18 日（金）まで

(3) パブリックコメントの提出方法

郵送、FAX、メール等による。

(4) 資料の閲覧方法

中部地方整備局ホームページに掲載

(5) パブリックコメント募集結果の概要

【意見提出者】

全国の 209 名（個人、団体含む）からご意見を頂いた。意見提出者の県別、年代別、性別の割合を以下に示す。

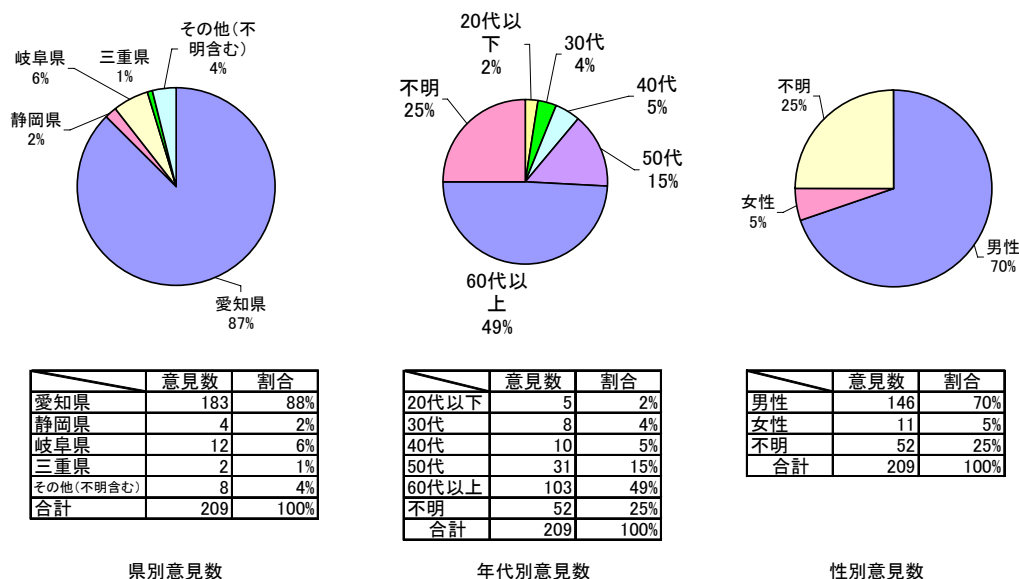


図 6.2.1 意見提出者の属性

(6) パブリックコメントに寄せられたご意見

パブリックコメントにより寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、設楽ダム検証の参考とした。

寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を表6.2.1～表6.2.104 に示す。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.1

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
1	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	ダムに固執する前に、様々な研究者・市民の意見を受けていろいろな利水案、治水案を考察にいれてその代替案ごとに適切な費用便益分析を行ってください。例えば設楽ダムの景観の効果があるというのなら、ダム景観の便益を計測することも必要ですし、一方ダムがつくられると失われる自然の寒狭川の自然環境の価値もあるので、自然保全の便益も計測してください。もっと計画なるものを幅のある柔軟なものとしてとらえて「ダムしかない」という狭い見から一刻も早く脱出してください。それが公務員の仕事です。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 また、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。 頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
2	1) 対策案の具体的な提案について	設楽ダムは、40年近くの歳月を費やしてようやく着工にこぎ着けました。設楽町の水没住民の方々が、苦渋の決断をなされた結果だと思います。ダムの必要性は、変わるものではありませんが、ここで頓挫するようなことがあれば、2度とこの地ではダムは造れないと思います。近視眼的ではなく、20年30年それ以上を見た結論をお願いします。ダム建設は、個別目的ではなく、総合的な効果も見るべきだと思います。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 また、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
2	2) 治水対策案に関する意見について	地球温暖化が叫ばれる中、集中豪雨、大型台風の発生など異常気象が多発しています。このような中で、治水効果を期待する下流域の土地利用状況等から、設楽ダムは、最も効率的な治水だと思っています。輪中堤、ピロティー建築など机上論だと思います。そこに住まれる方々のご負担は、非常に大きいと思います。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
2	2) 利水対策案に関する意見について	豊川は、流域内より流域外の利水が非常に盛んな川です。これ以上の新規利水を生み出すには、洪水を貯める大きな貯留施設が必要となります。また、この貯留施設に貯める水を引き込む必要があります。このためには、設楽ダムが最も効率的であると思います。地域の発展のためには、水は欠かせません。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
2	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	豊川は、既得の利水（牟呂・松原用水、豊川用水等）により、高度に利用され、流水の正常な機能維持のためには、既得の利水が利用している取水制限流量を高く（2m ³ /sから5m ³ /s）する必要があります。このためには、大きな貯水池が必要となり、設楽ダムが一番効率的な施設であると思います。常に水が流れているのが川だと思っています。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
2	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	全ての手続きが完了し、10年以内に完成する事業と、これから現地調査、設計、環境アセス等の事業評価、関係者への周知と理解を図り実施する事業（何年かかるかわからない）と同じテーブルで議論されるのはいかがなものか。今日までの積上げである事業の熟度やその関係者への理解度等が最優先されるべきだと思います。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
3	1) 対策案の具体的な提案について	木曽川流域から水を分けてもらう。 （しかし現実にはこれは出来ない事柄である。 出来ないから東三河でダム計画があるのである。そもそも対策案は愚である。実際にはダムの高さを元の計画に戻して実施されることになるのではないかと見ている。なぜなら、金をもらったダムだけ実施することを国民は納得できないからである。）	木曽川から導水する案は、新たな対策案として検討させていただきます。

表 6.2.2 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.2

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
4	1) 対策案の具体的な提案について	①40件の対策案を読み感じたことは、ダムに頼らない方策は理想だが有効で実現可能な策は見当たらない事です（霞堤、調整池なども広義ではダムの一種と見てよい）。グローバルにダムに頼らない諸施策をしている事例を求め参考にする事です。②一般論として小さなダムを複数作るより、大きいダムを効果的な場所に一つ作る方が費用対効果・環境への影響・納期・維持費用を考えると一番良い方策だと考えます③どの対策を採用しても、保水力のある活きた森林を関係省庁が一元的かつ計画的に整備することが必須です（山間地域：水の安定供給＋CO2吸収/都市地域：節水＋CO2削減 の両輪で需給バランスをとる）	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 また、森林の保全は、森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性があるため、全ての対策案に組み合わせています。しかし、顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難です。森林の保全と適切な管理が重要であると考えております。
4	2) 治水対策案に関する意見について	どの案も費用対効果、納期、環境影響度で基本計画を上回る案はない	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
4	2) 利水対策案に関する意見について	どの案も費用対効果、納期、環境影響度で基本計画を上回る案はない	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
4	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	どの案も費用対効果、納期、環境影響度で基本計画を上回る案はない	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
4	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	①設楽町と名古屋を60年往復し痛感することは、上流域での水量の変化が著しく拡大した（降雨時と非降雨時比較）ことであり、温暖化などによる想定外の大雨時の下流域の洪水と少雨季の渇水が危惧され、特に早期対策の実現（納期）を切望します。②なお全ての対策案について、対策実施後の維持費用（ランニングコスト）の記載がなく残念です。（推定値でも記載したほうが良い）③三河山間部の山林が育む水は大変おいしく世界に誇れる財産であり、需要をある程度超えても多すぎることはないと考えます。（需要は予測できるが、供給は予測できず天候次第である）	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 また、設楽ダムを含む案、設楽ダムを含まない方法による対策案について、それぞれ現時点で想定できる維持管理費をできる限り網羅的に見込んでおります。 豊川流水が広域な水利用に大きく寄与していることはご指摘のとおりです。目的別の検討を行う前提として、まず、愛知県に対し、設楽ダム事業参画継続の意思及び必要な開発量を確認しております。その確認を前提に予断を持たずに検証を進めております。
5	1) 対策案の具体的な提案について	山（森林）の整備に勝るものはありません。	森林の保全は、森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性があるため、全ての対策案に組み合わせています。しかし、顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難です。森林の保全と適切な管理が重要であると考えております。

表 6.2.3 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第 1 回パブリックコメント 意見募集期間【H23. 2. 17～H23. 3. 18】

NO. 3

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
5	2) 治水対策案に関する意見について	大雨や渇水のための準備をやることはやっておくことは大切ですが、ダム建設というやり方は、山間地にくらす人々を苦しめるやり方であり、納得できません。 先日（H23. 2. 15）の「検討の場」を傍聴しましたが、出された対策案は、ただ思いつくまま羅列しただけという感じで、心にひびくものではありませんでした。ダムの計画があがってから、何十年もこのような会議が繰り返されてきたのかと思うと寂しくなります。 このエネルギーを山（森林）整備に使われていたならば、現在のような荒廃した山を見ることはなかったでしょう。	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。 森林の保全は、森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性があるため、全ての対策案に組み合わせています。しかし、顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難です。森林の保全と適切な管理が重要であると考えております。
5	2) 利水対策案に関する意見について	山（森林）の整備に勝るものではありません。 大雨や渇水のための準備をやることはやっておくことは大切ですが、ダム建設というやり方は、山間地にくらす人々を苦しめるやり方であり、納得できません。 先日（H23. 2. 15）の「検討の場」を傍聴しましたが、出された対策案は、ただ思いつくまま羅列しただけという感じで、心にひびくものではありませんでした。ダムの計画があがってから、何十年もこのような会議が繰り返されてきたのかと思うと寂しくなります。 このエネルギーを山（森林）整備に使われていたならば、現在のような荒廃した山を見ることはなかったでしょう。	水源林の保全については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。
5	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	山（森林）の整備に勝るものではありません。 大雨や渇水のための準備をやることはやっておくことは大切ですが、ダム建設というやり方は、山間地にくらす人々を苦しめるやり方であり、納得できません。 先日（H23. 2. 15）の「検討の場」を傍聴しましたが、出された対策案は、ただ思いつくまま羅列しただけという感じで、心にひびくものではありませんでした。ダムの計画があがってから、何十年もこのような会議が繰り返されてきたのかと思うと寂しくなります。 このエネルギーを山（森林）整備に使われていたならば、現在のような荒廃した山を見ることはなかったでしょう。	水源林の保全については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。
6	1) 対策案の具体的な提案について	〔利水〕流域外での水使用が多いので、流域内外での水収支を把握する。その上で、例えば下水道処理場位置と農業・工業用水路（又は取水口）との位置関係を把握し、下水道処理水の再利用の可能性を検討する。工業排水の再々利用についても検討する。	下水道処理水の再利用、工業排水の再々利用については、最終利用者の意向に依存するものであり、効果を定量的に見込むことは困難ですが、全ての対策案に組み合わせています。
6	2) 治水対策案に関する意見について	比較検討が直轄管理区間のみの効果であるが、ダム建設予定地点より下流の指定区間では、ダムに代替する治水対策案があるのだろうか。コスト比較にはダム建設予定地点下流の全ての治水対策（地域防災も含む）で評価する必要があると思う。	指定区間（県管理区間）の対策については、整備計画目標流量を流下させた場合において家屋等への影響について検討しております。第 2 回検討の場で提示した全ての治水対策案に含めて検討しております。
6	2) 利水対策案に関する意見について	供給側の視点のみではなく、受給側のリスク管理能力（渇水時の対応のマニュアル化等）の推進を図り、渇水調整に協力的な企業（例えば自主的に節水を行う等）への税制優遇を図るなど、協力方法を見直すことにより、有効な対策とすることができるとは思えないか。	渇水調整の強化については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。
6	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	正常流量の設定には水量よりもむしろ水深や流速が根拠となる場合が多いため、確保可能な維持流量で正常流量の設定条件を満足するための横断形状を検討してはどうか。 正常流量の設定根拠が水質でなければ、正常流量に必要な水量の確保だけでなく、河道形状からも検討できるのではないかと思う。	正常流量は、魚類などの生息や産卵に必要な水深・流速を確保すると共に、水質、景観、塩害の防止などに必要な流量を検討し設定します。 このため、河川の横断形は出来る限り自然の営みに任せ設定をすることとしていますので、確保可能な流量から河川の横断形を設定することは困難と考えております。

表 6.2.4 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.4

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
7	1) 対策案の具体的な提案について	治水：設案ダム・霞堤を活用した遊水池・河道対策 利水・流水の正常な機能の維持：設案ダム、大島ダム、宇連ダムの各ダムを有機的に連絡した統合管理運用	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 また、現行の河川整備計画においては、各ダムの統合運用を前提としております。
7	2) 治水対策案に関する意見について	設案ダム+河道対策+霞堤を活用した遊水池対策+不足の場合は放水路計画の見直し	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、今回の検証は、整備計画目標流量を目標としていますので、現計画である設案ダム+河道対策+霞堤の配置の整備により流下能力の不足は生じません。
7	2) 利水対策案に関する意見について	設案ダム+既設大島、宇連ダムの再開発 ため池等の効率的な統合運用と既得水利の合理化・転用 矢作川、天竜川等の水系間の導水は安易な考えは駄目	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
7	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	新規に設案ダムの容量確保が不可欠。他は前記と同様	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
7	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	当地域住民は、古くから洪水による被害また、渇水による被害に悩まされてきた。一時も早いダム完成に向けてもっと分かり易い説明を。今回の意見募集も片隅にほんの少し・・・中身を見れば大量の資料集？？めったに覗かないが、たまたま。	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
8	1) 対策案の具体的な提案について	山の地下部に掘削をして、流水の貯留空間を作る。 （コスト及び掘削土処理の検討が必要）	地下に貯留空間を作る案は、新たな対策案として検討させていただきます。
8	2) 治水対策案に関する意見について	大規模な河道掘削は河川環境に影響が大きい。 河道掘削が少なく、コストが最小のダム設置が最適である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、治水対策案のコスト、環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
8	2) 利水対策案に関する意見について	コスト及び実現可能性からダム設置が最適である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
8	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	コスト及び実現可能性からダム設置が最適である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.5 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.5

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
8	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	河道掘削による河道に維持についての評価が必要ではないか。	河道の維持については、河道掘削を含む治水対策案について、それぞれ現時点で想定できる維持管理費をできる限り網羅的に見込んでおります。頂いたご意見については治水対策案のコストに関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
9	1) 対策案の具体的な提案について	代替案の提示等により、設案ダムに関連する水没地域住民と同様な精神的苦痛を与えるべきではないと思う。 膨大な資料作成費・人件費等、設案ダムの生活再建費に廻してほしい。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
9	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	36年余の長きにわたり、ほんろうされてきた水没地域住民の精神的な苦痛は何であったのか。国・県・下流市を信頼し、水没関係者が新しい生活再建に取り組んで、ようやく日の光が差し込んだ中で、政権交代により、ダム検証作業が進められている。膨大な費用と時間を遣した今迄の計画は何であったのか問われる。すみやかに移転先で生活ができるよう補償金額の予算化をお願いする。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
10	2) 治水対策案に関する意見について	河川整備計画（設案ダム建設）以外の全ての対策案は、工期が不確定となっている。異常気象化と国の農業政策の猫の目方針の中で、治水政策について、これ以上農業者に「待て」「希望を持たせない」「安心を与えない」のは、無責任な行政と考える。工期がほぼ確定している河川整備計画（設案ダム建設）を望む。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
10	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川下流域は、日本の中でもトップクラスの農業地帯であり、野菜・果樹・園芸作物等の一大産地である。蒲郡の農業は、主に柑橘類（永年作物）を栽培しているが、一定期間の渇水は、産地そのものが崩壊する。農業における利水の重要性和東三河農業の維持発展の見地から、利水が早期に解決される河川整備計画（設案ダム建設）の実行を望む。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
11	1) 対策案の具体的な提案について	地球規模の異常気象は、日本にとっても無関係でなく、集中豪雨や干ばつなどの対策は、賛成・反対という対立の構造からは解決策が生まれてこない。あらゆる可能な手段を講じて、長期的対応を図ることこそ将来に対する我々の責務である。多目的ダムの建設と相俟って源流域の山林保護育成と水田などの耕作地の保全など複合的な対策が急務であり、地域住民のコンセンサスを図り一丸となって取り組まなくてはならないと考える。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
11	2) 治水対策案に関する意見について	「1. ダムの有効活用」は、両ダム共に流域が小さく効果が期待しにくいとため、無駄な投資は避けるべきである。「2. 遊水地（調節地）」は、現行整備計画にある霞堤の部分嵩上げに賛成で、積極的な遊水地でなく、土地利用規制（建築規制）により、水に強い土地利用を図るべきである。「3. 放水路（捷水路）」は、牛川霞をショートカットする計画を提案し、牛川霞の残地と本川（廣川）部分を一定に盛り上げ、東三河の活性化拠点づくりに寄与する。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、コスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、牛川霞をショートカットする放水路（捷水路）の案は、第2回検討の場で提示した放水路案として検討しています。
11	2) 治水対策案に関する意見について	「2. ダム再開発（かさ上げ・掘削）」は、両ダム共に流域が小さくかさ上げしても流入量に限りがあり、効果が期待しにくい。「4. 水系間導水」は、現行の天竜川からの導水実現に貢献した先人に感謝し、これ以上の期待をすべきで無い。「8. 水源林の保全」は、下流域受益住民の責務として保全・育成に貢献する仕組みを構築すべきであるが、あくまでも良好な水源確保の補助的な位置づけと上流域の住民への感謝の意思表示の一つでしかない。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性等に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.6 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.6

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
11	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	「10. 既得水利の合理化・転用」は、産業構造や社会の変化に応じ、適切に見直す仕組みづくりが求められ、限られた水を有効活用するのは当然である。漁業や生態系の維持確保についても既得権益の主張（ごり押し）がまかり通る社会で無く、広く公平な議論が適用する仕組みや法制度の整備に期待し、ダム運用（維持放流量）が合理的・弾力的に実行できるようなルールづくりが必要である。	既得水利の合理化転用については、定期的な水利更新時に社会状況の変化による影響等を考慮し必要に応じて見直しを実施しております。
11	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川下流域が地形特性を活かし、多数の霞堤を形成する特異な治水方式をとった先人の知恵に対し、近年における流域の発展が求めるニーズからか霞が締め切れ、それらの対策の一つとして放水路が建設された。しかし、下流域での対応には限界があり、霞の効果も部分的であり、上流域での多目的ダム建設は、治水・利水・環境の総合的対策として期待できる唯一の方策と考えられ、整備計画の推進が待たれる。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
12	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望します。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
13	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
14	1) 対策案の具体的な提案について	当初の河川整備計画の案が豊川中・下流域の自然環境保全・創出に効果がある。河道掘削については魚類等の生息に影響を及ぼさない範囲で実施し、残土は河口干潟の再生に利用したい。樹木伐採は最小限に押さえ、河畔林は生態系ネットワーク形成の上でも重要である。霞堤は河川制御の歴史遺産でもあることから、存置し地域住民の生活に影響がないよう軽減を図るべきである。対費用効果も優れている。（ダム建設費は別にして）	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
14	2) 治水対策案に関する意見について	対策案④から24についてはロードマップが明らかでないため、評価しにくい。ただし、⑬、⑯～21は詳細に検討してもよいのではないかと思います。	頂いたご意見については、治水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
14	2) 利水対策案に関する意見について	利水の面で考えると将来的に「水飢饉」にならないという保証は考えられず、東三河地域のさらなる発展のためには利水についての将来予測を明確にすべきである。各案についてもその記述がない。	ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。
14	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	河道掘削については底生生物や魚類の生息環境におおきな影響がないこと。樹林伐採についても生態系や景観面での調査と検証が必要である。	頂いたご意見については、治水対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
14	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域は以前の調査で河川敷の利用が全国トップクラスであることが判明したが、今回の治水対策案においても対策を実施した場合の利用に対する評価をぜひ、行って欲しい。	頂いたご意見については、治水対策案の地域社会への影響の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.7 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.7

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
15	2) 利水対策案に関する意見について	設案ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集（平成23年2月16日付、中部地方整備局）の対策案4（水系間導水（矢作川））には反対です。水利者にとってこれほど不愉快な案はありません。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
16	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。頂いたご意見について、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
17	2) 利水対策案に関する意見について	既得水利権の合理化、転用について調査検討は必要と考えるが示されている現行案が最良と考えるので早期実現を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
18	2) 利水対策案に関する意見について	調査検討は必要と考えるが、示されている現行案が、最良と考えるので、早期実現を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
19	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
20	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
21	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.8 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.8

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
22	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
23	2) 利水対策案に関する意見について	調査検討は必要と考えるが示されている現行案が最良と考えるので、早期実現を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
24	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
25	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
26	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
27	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.9 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.9

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
28	2) 利水対策案に関する意見について	現行の利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
29	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
30	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
31	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
32	2) 利水対策案に関する意見について	現行利水計画で早期完成を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
33	2) 利水対策案に関する意見について	調査検討は必要と考えるが、示されている現行案が、最良と考えるので、早期実現を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.10 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.10

受付番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
34	2) 利水対策案に関する意見について	調査検討は必要と考えるが示されている現行案が最良と考えるので早期実現を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたたいと考えています。
35	2) 利水対策案に関する意見について	調査検討は必要と考えるが示されている現行案が最良と考えるので、早期実現を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたたいと考えています。
36	2) 利水対策案に関する意見について	調査検討は必要と考えるが示されている現行案が最良と考えるので早期実現を要望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたたいと考えています。
37	1) 対策案の具体的な提案について	治水には堤防を作るか、ダムで止める以外の方法があるのでしょうか？ 沖縄では普天間基地を移転してもらえんと思っていました、結局無理です。他に方法がないのです。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
37	2) 治水対策案に関する意見について	ハツ場ダムでは地元はどうなるのでしょうか？あんな問題を愛知県に持ち込むのは止めるべきです。 治水に他にいい方法があればとくにそうしているはず。 こんな検討をしている時間があれば、設楽町が良くなるよう検討すべきです。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
37	2) 利水対策案に関する意見について	矢作川からの水を持つてくる案がありますが、矢作川でも細々流れてるだけです。私が子供の頃は汚い水でしたがもっと多かった気がします。他へ廻すような水は無いのでは。 矢作川にそのような水はあるのでしょうか？	水系間導水については、導水元の水系の水利用を考慮して評価を実施することとしています。
37	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	同じことを何度も書きますが豊川のことは豊川で対処すべきです。他へツケを廻すことは解決にはなりません。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
37	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	現状では、豊川流域の上流部（ダム建設地域設楽町等）及び下流部（豊橋市・豊川市・渥美半島等）の地元地域住民が賛同していると聞いています。その理由は昔から愛知県で治水対策が始まると真っ先に豊川流域が矢面になっていた歴史があります。それがやっと解決をみようとしています。ぜひ豊川流域の特性である水不足を解消すべきだと思います。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.11 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.11

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
38	1) 対策案の具体的な提案について	利水⑥について、現況のため池では、水質が悪くて使えない箇所もあると思うので、ため池の新設だけでなく、既設ため池の整備も検討すべきだと思う。	ため池の保全・整備は関係自治体により、行政と地域の連携により推進されておりま す。また、水質対策についても農業集落排水事業などにより実施されているため、た め池は新設を対象としています。
38	2) 治水対策案に する意見について	治水⑩捷水路を洪水時だけでなく、改修時のバイパス水路として利用できれば、安全面、管理面ともによ くなるのかなと思う。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
38	2) 利水対策案に する意見について	利水⑧貯留できる水量を増やすことは洪水に備えた治水としては有効だと思うが、日照り続きで水量が確保 できないときは、利水としてはあまり効果がないと思う。 「いかに水量を多く確保するか」より、「いかに少ない水量でまかなうか」が大切で、今ある送水施設を整 備して無駄水を減らすことが、限られた水を効率よく使うことにつながるのではないかなと思う。	頂いたご意見については、利水対策案の目標に関する評価を実施する際の参考にさせ ていただきます。
38	2) 流水の正常な機 能の維持対策案に する意見について	機能維持⑬水質保全と水量確保には、上流での貯留がいいと思うが、水がほしいときにすぐ使えるように、 地元のため池を整備することも必要だと思う。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案に関する評価を実施する際 の参考にさせていただきます。
38	2) 豊川流域の特性 を考慮し、さらに評 価すべき点	豊川水系は有数の農業地帯なので、少しでも早く安定した水供給ができるように取り組むことが大事だと思 う。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細 目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応 じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
39	1) 対策案の具体的 な提案について	特に新しい提案はない。 堤防補強が一番安く安全であるという意見を聞くが、堤防補強だけでは越流する水に対して、何の役にも立 たないのではないかな。	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
39	2) 治水対策案に する意見について	豊川の特徴を生かした河川整備計画がベストである。 霞のある地域の方々の不安を取り除くには、洪水量を少しでも少なくするには、ダム建設が必要であるの ではないかな。 ピロティ建築は、各個人への折衝、改築等多大な時間を費やすことからとても現実的ではない。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダム を含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による 評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見について は、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
39	2) 利水対策案に する意見について	豊川の特徴を生かした河川整備計画がベストである。 ため池や貯水池の設置は、数多く作らなくてはならないし、用地補償についても不適當と考える。既存の宇 連ダム、大島ダムの嵩上げは流域面積を考慮すると水が溜まらない可能性が高いのではないかな。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダム を含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による 評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見について は、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
39	2) 流水の正常な機 能の維持対策案に する意見について	豊川の特徴を生かした河川整備計画がベストである。 流水の正常な機能維持と同様に河川の維持にも留意して、ダムでせき止める砂を流す方法を考え、アユ等が 生息できる河川の維持に努めて欲しい。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダム を含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、 様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂い たご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
39	2) 豊川流域の特性 を考慮し、さらに評 価すべき点	高齢化が進む水没地域では、昨年くらいから高齢者のみの世帯では、片方の連れ合いをなくされたり、1人 で生活できなくなって施設へ入所される方々が多く出てきている。住み慣れた場所で死ぬるということは、 一面良いことかもしれないが、折角覚悟を決めて調印を行い、新しい生活を考えている世帯に対し、今の政 権はあまりにも冷たいのではないかな。もっと移転に前向きになれる予算の確保を是非行ってほしい。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細 目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応 じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.12 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.12

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
40	1) 対策案の具体的な提案について	豊川治水については、流域内での現状河川改修、遊水池、放水路の組み合わせによるハード対策は現整備計画案が最もベターであり、これらの代替案は何れも存在しない。従ってこれらのキャパ以上の洪水カット対応はダムによるカット以外は存在しない。 このダムカット容量確保は流域内では設案ダムが最適である。利水については、使用量の見直し、流域外導水等、課題が解決されれば、B/Cのみ。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。
40	2) 治水対策案に関する意見について	現状の豊川と人との関わりを歴史的に考えれば、名勝・史跡・遺産を環境的に破壊するような大規模な掘削、土地利用を大きく変革させ流域住民の生活を脅かす放水路・遊水池のハードな絵に描いた代替案はマンガの世界では有るかも知れないが、年に数日の洪水対応策のために、年に3百数十日そこで生活を営む人とか自然生態関連利用者を排除するような本複数対策案はいずれも検討に値しない。	頂いたご意見については、治水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
40	2) 利水対策案に関する意見について	利水については再利用を含めた需要量の長期予測が完璧にされたものを前提とした、水源確保の複数対策案であり、流域外導水案、既存ダム嵩上げ案等が比較対象となるがそれぞれの案について技術的課題、流域間調整課題等の難問が見込まれるが、物理的案としては存在するが、設案ダムのりの現行案は特ダム法適用の費用割振りによる参加となり他案に対して費用面、課題解決見通しからみて最適である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
40	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	河川の環境用水確保は、まず、その必要量の考え方、予測方法が確立化されていないのが実状であるが、取り敢えず現計画を容認するとして、その容量確保に当たる複数の対策案は特定利水の容量確保対策案と同様な方策が考えられ、その課題についても同様であるが、確保に伴う費用負担は治水事業であることから洪水調節と合体となる設案ダムへの参加が最良案である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
40	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川の河川利用のうち、水道水確保に当たっては蒲郡市をはじめ流域外導水利用が図られたり、河川環境用水として、日本一のあさり稚貝が繁殖する三河湾にもそそがれている。また、渥美半島では畑灌用水利用が古から国営によりおこなわれた他河川にはあまり例のない水利用形態をなしている。これらをひきつづき安定的に守るために治水・利水を合わせ持つ特ダム開発として設案ダムは必要不可欠である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
41	1) 対策案の具体的な提案について	洪水等の水害防止や、農業用水・水運の便を図るためには、ダム等の河川の改良・保全のための治水事業は、大切だと思うが、現行の施設の改良増設公有地の活用等、予算の一番かからない方法を検討し、どうしてもダムが必要な場合は反対はしないが、早期に整備計画をまとめ、関係機関に陳申し速やかに事業を集中して実施するべきである。中止、実施の結論を早く出し、ダム建設予定地になっている地域住民に迷惑をかけないように要望する。	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えています。
41	2) 治水対策案に関する意見について	いずれも、予算がかかりすぎ、工期も長く、工期中洪水被害が発生したらどうするのか？その対策と被害地域の避難場所・施設等の充実、対策も検討して頂きたい。 だんだん四季感もうすれ、自然環境も怪しい。夏の湯水が心配である。その対策として、ダムが一番なら賛成である。しかし、すでに運用・完成しているダムの地域の対策、検討事項も参考にし、完成後も問題視されているダムも数ヶ所あるようなので地域に一番通用した方法を検討してほしい。	頂いたご意見については、治水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.13 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.13

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
41	2) 利水対策案に関する意見について	利水対策には、遊水池、湖沼等から水を引く方法もあるが、私達が子供の頃にあった場所がいつの間にか埋立てられ、宅地になった場所も多くあると思う。現存する場所を利水の為に整備し、上手に活用（自然破壊のない様、環境問題にも対処）してほしい。	頂いたご意見については、利水対策案の環境に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
41	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	流水対策については、水の流れを止める問題（流木、ごみ等）にまず着手し、対策して頂きたい。川幅を広げる川底を掘る等の工事をして、ごみを捨てられ蓄積すれば工事の意味がない。治水、利水工事と同様に、自然破壊が心配である。東三河は観光利用として、海山等の自然を対象にし、キャンペーンしている場合が多く、自然と合致した工事対策を検討して頂きたい。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価の参考にさせていただきます。
41	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	自然環境や景観を保全するという考え方を前面に出し、対策しているのは評価できる。	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
42	2) 治水対策案に関する意見について	民家への浸水や農作物の被害、車両交通への障害など、霞堤の存在は地域に負の遺産として長年影響を及ぼしており、特に近年多発する集中豪雨等の災害状況を見聞すると不安を感じている。地域住民は霞堤の早期締め切りを懇願し協力した経緯もあるが、今回の立案には霞堤の機能を存置した遊水案や、河道の掘削・拡張案等が提示されており、これらは地区の縮小や農地など土地活用の減少、更には地域の発展に影響を及ぼす事も懸念される。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
43	1) 対策案の具体的な提案について	河川整備計画の見直しを提案します。設案ダムの建設と合わせ河道掘削+樹木伐採を強化し、霞堤を全廃し本堤とする。 対策案は、金沢霞の住民の意思を無視した計画で不満です。「霞堤内の住民は、生まれた場所が悪いので、我慢しろ」の思想がありはしないか。かつて豊川流域には、9箇所の霞堤があり、右岸側は全て本堤となっている。「残った3箇所の霞堤は、小堤にし、洪水頻度を落とすので我慢しろ」となっている。右岸住民との公平性を確保すること。 ※S44年は、床上85cmを経験した住民です。	整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
43	2) 治水対策案に関する意見について	対策案中、霞堤は本堤へ。バイパスや遊水池は非現実的で優良農地の放棄となる。等で反対です。 昭和44年の水害から、41年も経過しており、2年前にも増水し、下流からの「差し水」が、住居手前までできており、不安との闘いです。住民の生命・財産を守るのが国の役割とも考えており、作為義務を果たしていないと思います。川幅を広めるため、住居移転をした4軒の人の思いを無視しないでほしい。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
43	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川での砂利採取の奨励。 昭和の時期には、砂利採取が行われていたが、採算面からか砂利を輸入している状況となっている。河道確保の面と、堆積物たる砂利を有効活用するため、助成措置を講ずるなどして採取の奨励をしたらどうか。	河道を掘削して流下断面を確保する方法として、砂利採取を活用し、掘削土を有効活用することで、コスト縮減（残土処理の軽減）を図るご意見と思慮します。予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策（代替案）のいずれの検証にあたっても、さらなるコスト縮減の工期短縮などの期待的要因は含まないこととしています。なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたってはさらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることとしています。 頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
44	1) 対策案の具体的な提案について	実現可能な現計画を進めてもらいたい。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.14 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第 1 回パブリックコメント 意見募集期間【H23. 2. 17～H23. 3. 18】

NO. 14

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
44	2) 治水対策案に関する意見について	実現可能なダム計画を含む現計画の早期実現を望むものであり、堤防かさ上げや引き堤は、水位上昇や橋の架け替えや土地の買収問題や住民個人個人の了解が必要となり完成まで多大な期間と多大な費用がかかる。国の財政や少子化を迎えて問題を先送ることは不適當である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
44	2) 利水対策案に関する意見について	ダムが無ければ、新たな利水も生まれないし、渇水時には生活用水にも困るので、ダムは必要	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
44	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	地球温暖化防止のためにも、河畔林は残すべきである。また牛川霞については、現計画を住民に発表しているため期待されているため締切りを進めてもらいたい。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性、環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
45	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダム建設が一番合理的で、地元の同意も得られているならば、問題は無いと思う。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
45	2) 治水対策案に関する意見について	現計画が一番合理的だと思う。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
45	2) 利水対策案に関する意見について	現計画が一番合理的だと思う。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
45	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	現計画が一番合理的だと思う。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
46	1) 対策案の具体的な提案について	現在進めている多目的ダム並びに河道改修、霞堤3箇所存置方式が合理的・経済的であり、現実性が高い。事業の推進に当たっては引き続きその都度経済性・環境への影響等を十分点検しながら着実に実施する必要がある。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
46	2) 治水対策案に関する意見について	事業費を指標とした比較検討は重視すべきである。ダム建設による上下流分断は重大な事であり環境への影響は十分検討すべきである。一方河道内の大幅掘削・伐開も河川特性への影響を十分検討する必要がある。輪中・ピロティ・引堤等は今日の情勢では難しい。浸透・貯留等流域内での対策は促進が好ましい。	頂いたご意見については、治水地対策案の安全度、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.15 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.15

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
46	2) 利水対策案に関する意見について	豊川は文字通り豊かな自然に恵まれた流域で高度な農業・工業を育んできた。しかし度重なる渇水は否めなく安定した水供給は不可欠である。 実現性・経済性の高い設案ダムに参加するのは妥当。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
46	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	豊川は地域の水利利用に自己能力を超えるほどの貢献してきている。 少しでも自らの良好な環境を維持すべく機会あるごとに努めるべきである。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
46	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川は流域・河川内とも豊かな自然に恵まれている。 何れの事業実施に当たっても環境面への影響に十分配慮して行うべきである。	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
47	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムは、現地調査に着手して20年以上が経過し、やっと、地元との建設同意を得、一部住民の移転も進んでいる。民主党政権に変わったとたん、ダムの再検証することは、長年の作業や住民の苦悩、これまでの多大な費用が無駄になる。 これまで通り、ダムの建設を進めることが、最も合理的と思う。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
47	2) 治水対策案に関する意見について	河道の掘削や樹木の伐採は、一時的な流量調整であり、堤防の嵩上げについても用地取得や堤防に隣接する住民の理解は、設案ダム以上に困難である。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
47	2) 利水対策案に関する意見について	既設のダムの嵩上げや水系間の導水等については、全く持って机上の構想で現実味がない。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
47	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	利水の対策案と同様の意見である。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
47	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	設案ダム建設が環境破壊の根元などと敵視されないよう、三河湾の浄化や、豊川の清流が保たれる流水機能をもっとアピールして欲しい。	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
48	1) 対策案の具体的な提案について	ダムによる治水・利水・流水の正常な機能の維持が最も良いと思います。（現計画）	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
48	2) 治水対策案に関する意見について	ダムによる治水が最も良いと思います。（現計画）	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.16 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.16

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
48	2) 利水対策案に関する意見について	ダムによる利水が最も良いと思います。(現計画)	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
48	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	ダムによる流水の正常な機能の維持が最も良いと思います(現計画)	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
48	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域は、山から海までの距離が短く、山で降った雨が短時間で海まで到達してしまいます。このことから、治水、利水、流水の正常な機能の維持を行うには、ダムによる対策が最も良いと思います(現計画)	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
49	1) 対策案の具体的な提案について	治水については①計画規模1:150を変更する。昭和41の「豊川水系工事実施基本計画」石田地点最高流量4,700m3/秒に戻す。②河道改修をする。③左岸方にも本堤防を構築する。④そして治水・利水の観点から設案ダムも設け(石田地点最高水量550m3/秒、水位を60cm下げられる)案を提唱します。 利水、流水の正常な機能の維持については、原案に異論はないが、今は牟呂松原頭首工と成っているが、牟呂用水建設に伴う上三村の偉人の恩恵による所大。歴史・経過に付いては、添付資料に記載の通り。其の金沢、賀茂の住民が遊水池地区となり区民の安心・安全が奪われる。水道・農業・工業用水の恩恵を忘れている	ダム検証に係る治水目標に関するご意見と思慮します。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することとしています。 頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
49	2) 治水対策案に関する意見について	①から24全ての対策案には、霞堤を存置し金沢区を遊水池として活用する案ばかりで、区民の安心・安全な生活は保障されない。治水対策案検討の基本的な考え方、として河川整備計画では、戦後最大流量を「設案ダム+河道+霞堤対策」で対処することとし、霞堤地区については、中小、洪水に対する浸水被害を軽減することとしている。が最大流量4,569m3/秒は昭和41の「豊川水系工事実施基本計画」石田地点最高流量4,700m3/秒に戻してもクリアしている。時期も昭和40放水路竣工。右岸大村・当古・三上・二葉霞堤締切り。其の後昭和44に戦後最大流量記録が出たもので、左岸の霞堤を存置し遊水池とする根拠は無い。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。 頂いたご意見については、対策案の安全度、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
49	2) 利水対策案に関する意見について	①～⑭の原案に反対する。設案ダムが建設できれば、必要なし。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
49	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	①～⑪の原案に反対する。設案ダムが建設できれば、必要なし。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.17 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.17

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
49	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川の歴史を記録の残る鎌倉時代から平成まで歴史観照・檢視した結果、村々の支配者の変遷（添付資料）は、慶長年間から元和年間までは、天領であった。寛永から養父・御園村（金沢）については武蔵国岡部藩日下部・井ノ嶋・中嶋村（大和）橋尾（橋尾）については、寛永年間以外吉田藩の領地で、共に明治に至っている。その間の霞堤の様子は添付資料参照1・2の通り。又松原用水の歴史は古く室町時代に始まり、松原用水取水口の決壊と移動（橋尾・日下部・松原）が洪水の歴史でもある。その間霞堤は昭和40年まで、両岸に存在し公平を図っていた。昭和40年から不条理が生じた。	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
50	1) 対策案の具体的な提案について	現時点での最大幸福社会実現をめざすのが政治課題との立場から、河川整備計画（設案ダム＋河道掘削＋霞堤の存置等）推進が最善と考える。いくつかの案の長所をミックスしたとしても長期間を要しすぎ、妥当性を欠く気がする。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
50	2) 治水対策案に関する意見について	河道掘削等は何年間かの繰り返しを要し、堂々巡りで際限がなく、根本的な解決策とは言い難く、費用、期間等からも万全作とは考えにくい。 既設ダム対策を加味しても、対応できる問題ではないと考えている。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、コストに関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
50	2) 利水対策案に関する意見について	ダム再開発だけでは小手先だけの対応策で、抜本的な解決策とはなりえない。 貯留施設も規模の面で大がかりなものは期待できないのではないかとと思われる。	頂いたご意見については、利水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
50	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	流水の正常な機能の維持は現在まで主張されてきた事業者の案で十分と考えている。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
50	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	◇流域面積と降水量の関係から考えると短時間に流量が増える可能性があるから、治水、利水等の面から、ダム必要論が生まれてきた経緯を踏まえ、再認識をしたい。 ◇水源林の国有化を図り、広葉樹の植栽推進も手法としては考えられるが、長期を要し、実現への壁は厚い。 ※一町民としても早急に検証の結論が出されるよう切望して止まない。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、水源林の保全については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて、「効果をあらかじめ定量的に見込むことができない。」としております。 出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えています。
51	1) 対策案の具体的な提案について	整備計画は、「河川内の樹木群の保全」が河川の環境の整備と保全に関する目標とされている。このため、対策案の抽出にあたっては、樹木群の保全についても十分考慮した検討を望みます。	頂いたご意見については、対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
51	2) 治水対策案に関する意見について	治水対策では、河道掘削の案が提案されているが、かなりの経費を要することに加え、掘削土の処理についても困難が想定される。	頂いたご意見については、治水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.18 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.18

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
52	1) 対策案の具体的な提案について	治水計画①～24まで色々なアイデアが提案されその組合せも検討されています。私は豊川流域を充分理していませんので、的外れの点もあると思いますが、あえて何か提案すると次の②～③案だと思います。②、⑬に対して⑭に対して、遊水池の山側を必要容量だけトンネルを作る。ピークカットのため、霞堤や遊水池の入口にラバーダムを設置してピーク時に空気を出して流入させる。⑭雨水のみでなく、谷川が平野に出る前に山中トンネルに水を導入する。洪水後排水する。 インドネシアスラウエシ州バンパン川流域で洪水調節100%の深井戸を作り洪水後ポンプアップした例があります。日本政府のローンで実施したものです。 注 谷川でトンネル内にピーク流量を導入する案は、山の地質が適しておれば可能性は大と思われる。小さな谷山を作り一定流量を山中トンネルに導水して非洪水期に利用も可能だし下流側のゲート操作で水は無動力で流下できる。	地下に貯留する施設については、新たな対策案として検討させていただきます。 ラバーダムによりピークカットする案は、第2回検討の場で提示した遊水池案と類似の対策案として整理しており、コスト面で有利な越流堤形式の遊水池案について検討しています。
52	2) 利水対策案に関する意見について	この点については、これ以上考えようがない程考慮されており追加意見はありません。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
52	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	この点については、これ以上考えようがない程考慮されており追加意見はありません。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
53	1) 対策案の具体的な提案について	治水につきましては近年、懸念されています異常気象に伴うゲリラ豪雨や大型台風の上陸などにより豊川流域の地域の安全性に於いては、より一層の治水対策が必要となっていると考えます。 また利水の機能としまして、水不足に対する懸念を完全に払拭されている状況には及んでいません、都度その年の気象状況に流域への水資源の供給が大きく左右されている実態を鑑み、設案ダム建設による流域での上水道、工業用水、農業用水などの安定供給こそが、東三河の地域生活や産業経済の安定と安全安心に繋がることと確信いたします。	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
54	1) 対策案の具体的な提案について	総合治水・流域治水の観点から考えられる対策工法はほとんど網羅されている。市民から工法の羅列にすぎないと意見があるようだが、現実に実施されている対策案であることの表記をすべきである。	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
54	2) 治水対策案に関する意見について	治水対策案については、法的手続きの上から決められ進められてきているが、今回政治的な見直しとなった。流域総合治水の観点から種々の総合対策を実施しており、絞りこみの方法についても適正な評価軸で評価されているが机上の空論が多い。5～7例に絞り込んだ方がよいのでは？ 事業の再検討に伴う、着工等に伴う損失の補償について必要経費として計上すべきでないでしょうか？	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。

表 6.2.19 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.19

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
54	2) 利水対策案に関する意見について	いろいろの対策案が考えられているが、新規利水開発計画量を確保するためには時間的・条件、コスト面、開発量等から新規ダム以外考えられず机上の空論である。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 また、検討にあたっては幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。 頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
54	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	渇水対策、流水の正常機能の維持のため考えられる対策案を計上しているが、机上の空論が多くとうで新規利水開発計画量の確保はダム以外考えられない。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
54	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域は日本のデンマークといわれ農業が盛んな地域。最近の高齢化に伴い、農地が工業用地に転用されている現実が新聞報道されている。流域の需要に伴う水開発の遅れは必然的に雨水貯留のみならず地下水依存（隠し井戸）にシフトし木曽三川下流部同様、地盤沈下や塩害の拡大につながる事が予測できる。	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
55	1) 対策案の具体的な提案について	治水の対策案としては、代替案からはずされたが「決壊しない堤防」「決壊しづらい堤防」案づくりを目指して専門家部会を設け科学的に検討すべき。また、利水と流水機能の維持とは密接不可分であり、ともに「既得水利の合理化・転用」案を前向きに検討すべき。併せて「水源林の保全」、「節水対策」や「雨水・中水利用」の具体策を、中央・地方の関係行政部局を横断し、流域の民間関係者と協働して効果の実を挙げべき。	決壊しない堤防、決壊しづらい堤防は、技術上の観点からの実現性の見直し等を考慮し、検討から除いています。 水源林の保全については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。 節水対策、雨水・中水利用については、最終利用者の意向に依存するものであり、効果を定量的に見込むことが困難ですが、全ての対策案に組み合わせています。 なお、既得水利の合理化・転用に関して頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
55	2) 治水対策案に関する意見について	「決壊しない・しづらい堤防」案を出し、それに旧東上霞を計画遊水地とし、残りの三霞堤も存置する案がベターである。	決壊しない堤防、決壊しづらい堤防は、技術上の観点からの実現性の見直し等を考慮し、検討から除いています。 旧東上霞計画遊水地・3霞堤の存置は、第2回検討の場で提示した治水対策案に含めています。
55	2) 利水対策案に関する意見について	「既得水利の合理化・転用」を基に、「水源林の保全」と同時に「節水対策」「雨水・中水利用」、さらに「渇水調整の強化」に本腰をあげるべき。	水源林の保全、渇水調整の強化については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。 節水対策、雨水・中水利用については、最終利用者の意向に依存するものであり、効果を定量的に見込むことが困難ですが、全ての対策案に組み合わせています。 なお、既得水利の合理化・転用に関して頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.20 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.20

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
55	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	「既得水利の合理化・転用」を基に、旧東上霞を計画遊水地として洪水時に貯留した水量を必要に応じて放流する。むしろ、「水源林の保全」にも本腰をあげるべき。	旧東上霞を計画遊水地として洪水時に貯留した水量を必要に応じて放流する案は、新たな対策案として検討させていただきます。水源林の保全については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。
55	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	1、豊川流域の特性から治水は、左右岸九つの霞・遊水地に対応してきた歴史的伝統を最大限に活かすべき。河川整備基本方針の基本高水流量7,100m ³ /秒と河川整備計画が目標とした4,650m ³ /秒との大きすぎるギャップを穴埋めするためにも、1971年の工事実施基本計画で既往洪水実績ではなく、1/150なる確率論による基本高水流量7,100m ³ /秒を打出したのは全く非現実的である。第11に、計算根拠の妥当性が科学的に検証されていない点で、第2に、仮に設案ダムによる洪水調節量を前提としても、将来さらに2,000m ³ /秒をどう調節するか全く展望がないという点で、豊川の河川管理者として無責任である。さらに、洪水基準点下流の河道処理能力(計画高水流量)を4,100m ³ /秒とし、将来30年の目標を戦後最大洪水(1969年8月)4,650m ³ /秒に引き下げることによって、設案ダムによる洪水調節だけで辻褄合わせをしてきた。だが、戦後最大洪水を記録した60年代から40年余り経過し、森林の成長により保水力(飽和雨量)が大きく向上していること、この間の河川改修、堤防補強などにより河道処理能力が当時とは比べものにならないほど向上していること、そしてこの20年余り、無駄な公共事業が社会的批判の矢面に立たされているなか、現在もお全国で150近く的大型ダム建設が計画されていること、しかし実現のめどは全く立たないこと、むしろ豊川の場合もたびたび堤防嵩上げが行われてきたとはいえ、河川事業費はダム事業に傾斜配分され、河川改修—特に最近その必要性が強調されている、HWLを越える部分の堤防強化、進んで耐越水堤防の整備などに予算を回してこなかった。だが、これら堤防強化・整備はコストも安く、事業期間も大型ダム建設ほど長くなく、水源地の犠牲もない。さらに、まさかの洪水で越水しても破堤に至らず、避難体制などソフト面での対策(「予測情報の提供、水害保険」さらに「土地利用規制」)と相俟てば、流域住民に大被害をもたらさずにすむメリットもあるはずだ。治水対策の代替案を24も用意したとはいえ、あくまで「検討主体」(設案ダム事業者でもある中部地整)が「独自に検討したものであり機械的に組み合わせたもの」、つまりは安易なデスクワークの結果を羅列しただけで、現場の実態とはかけ離れ、さらには豊川における過去の洪水史を科学的に検討した結果ともいえない。要するに、河川管理者として無責任な代替案作りに類落してしまっていると言わざるを得ない。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証を進めることとしています。また、検証にあたり過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行うこととなっております。これらの洪水実績データには森林の変化なども盛り込まれています。これらの点検により目標の妥当性を確認した後、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
55	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	2、利水や流水の正常な機能の維持については、第11に、下流の水需要が将来的に伸びることはもはや考えられない。農業従事者や耕作面積の減少、耕作放棄地の拡大、都市人口の停滞・減少、都心回帰、高齢化、節水機器の普及、製造業の停滞・産業構造の転換…など、水需要を減少させる要因ばかりが並んでいる。また、グローバル化の進む中、日本の水需要だけが突出して高く設定されてきたのは高度成長期の発想を転換できずにいること、乱暴な“水奪り”が水源地主民を犠牲にし、同時に豊かだった豊川流域環境(生物多様性)を破壊し、結局、下流に暮らす人々をして、社会的共通資本たる川(山野河海)を「経済的利便性」の看板のもと、崩壊させてきたことが、ここにきて理解されつつある。行政—とりわけ河川行政担当者はこの点にこそ深く思いを致し、舵を大きく切るべき時である。つまり、一方で、「節水対策」「雨水・中水利用」「治水調整の強化」に本気で取り組み、水需要をさらに減らす。他方で、「水源林の保全」や土地利用規制などにより、水供給を安定化する努力をすることが喫緊の課題である。 豊川の場合、水供給はすでに2002年度から全面供用された豊川総合用水事業により、下流の水不足は完全に解消され、諸施設はできたが需要実績はほとんど伸びていないという現実を踏まえて、将来的な水不足—住民の生活や生業に直接的ダメージを与えるほどの水不足は想定できないことを率直に認めなければならない。 同時に豊川総合用水事業完成によりすでに水余り状態になっている現状から、大野・牟呂松原両頭首工からの緩急をつけた放流を行ない、極力、自然の流れに近い川を—むしろのこと自然のダイナミズムに近い土砂の流れを、取り戻すことが一番肝要である。むやみに大野頭首工下流1.3m ³ /秒、牟呂松原頭首工下流5m ³ /秒の正常流量を年間通じて確保することなど全く不自然であり、それゆえ川の自然回復にはつながらないことを肝に銘じるべきである。 要するに、自然循環的な思考様式に立って持続可能な豊川の利用を心掛ければならない。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。なお、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。

表 6.2.21 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.21

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
56	1) 対策案の具体的な提案について	財政的な懸念から、検証はスタートしたと記憶しておりますが、建設コストのみならず、維持管理コストはどうなのでしょう。対策案はいずれもダムと同様にコスト高のように感じますが、ダムの場合、発電利用などで将来的にトータルでのコストダウンにもつなげることもできそうな気がしますが・・・。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。また、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。 設案ダムを含む案、設案ダムを含まない方法による対策案について、それぞれ現時点で想定できる維持管理費をできる限り網羅的に見込んでおります。設案ダムの利水には水道、農業用水の参画はありますが、発電の参画者はありません。ダムの放流水を発電水車を通すことにより発電し、ダム管理用の電気をまかなっているダムもありますが、設案ダムにおいては現時点ではその可能性、採算性についての検討がなされていないため、今回の検討においては見込んでおりません。 予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策（代替案）のいずれの検証にあたっても、さらなるコスト縮減の工期短縮などの期待的要素は含まないこととしています。なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたってはさらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることとしています。
56	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川水系において、洪水や渇水が起きやすいというのは、その急峻な地形や農産物の一大産地である東三河地域の産業構造から、素人の私から見ても容易に推察できますが、そこで暮らす住民の方々のご意向を一番に尊重すべきなのではないでしょうか。 設案ダムについては、水源地と下流が望んでいるのであれば、早急に事業を進めるべきではないでしょうか。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.22 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.22

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
56	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	水の確保は、専門的には利水対策と言うのでしょうか。昨今の、国、地方の政治的な混迷状況を大変心配している住民の一人です。水の確保については、特に心配しております。巨額な費用を伴うダム建設は、世間一般の批判は、どうしても避けられないとは思いますが、しかし、よくよく考えてみますと、私のこれまでの人生において、確かに生死をかけるような渇水はありませんでしたが、気候変動や近隣国の水の確保に向けた動きなど、私たちはこのまま安穩としていいのだろうかという思いが強くなってまいります。そもそも、現在ある水の確保に力を注いできたのは、先人たちであって、この時代に生きる私たちではないことも考えますと尚更です。また、その先人たちが築いてきたダムなどの施設も老朽化してきたと聞きます。 私は木曾川水系の恩恵に与っておりますが、徳山ダムは完成していても、この水を有効に活用できないままとなっていてと聞きます。「水余り」とのこと、中途半端な状態が続いているようですが、私には、これは、今の混迷した水を有効に活用しない現状を言っているように思えてなりません。「将来」に対する水余りを主張できる人などこの世には存在しないと思います。大切な水を「余分な水」などと言える政治化には悲しくなっています。 全国のダム事業を見直すとのことであり、無駄な事業を峻別していくことは賛成です。そして真に必要なかどうかをしっかりと判断していただきたいと思いますが、コスト意識を持って、環境への配慮も取り組み、地域の発展と将来の子供たちに役立つものであるならば、地域住民の理解は得られるのではないのでしょうか。国、地方とも多くの借金を抱える財政状況であるとしても、「水の確保」に関わる公共事業は、世代を超えて、しっかりと計画性を持って将来へ引き継ぐべきものではないのでしょうか。水を巡っての争いが何をもたらしてきたかを、我々は改めて学ぶべき時期に来ているようにも思います。 また、新しく就任された知事は、「上海やシンガポールなどのアジアの都市間競争に勝つ」とのことですが、人間活動の源となる「水」に関して、霞ヶ浦を有する関東、琵琶湖を有する関西と比較しても、この地域は、潜在的な発展力、リスク回避の面で、国内競争ですら劣勢にあるのではないのでしょうか。 このたびの東北関東の大震災は、私どもにも警鐘を鳴らしており、渇水による災害に向けても、十分に備えておく必要があるのではないのでしょうか。一児の母として、未来ある子どもたちのためにも、検証に関わる皆様においては、ぜひ、見識あるご判断をお願いしたいと思います。	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
57	1) 対策案の具体的な提案について	新たな具体的提案はない。河川整備計画が早期に実現され、豊かで安全、安心して暮らせる豊川流域となるよう心から願う。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.23 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.23

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
57	2) 治水対策案に関する意見について	①どの対策案についても、事業実施のために必要となる土地等の権利関係者、利害関係者、及び事業により直接間接に影響を受ける住民等、多数の関係者を今後新たに巻き込む。新たな計画へ転換するなら行政として余りに無責任である。 ②ダムのかさ上げを含む対策は「ダムに頼る」ことに変わりはなく、もともとの考え方に反する。 ③設楽町長の「苦渋の決断」を尊重すべき。国が約束を守らないで住民は誰を信じればいいのか！	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 また、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
57	2) 利水対策案に関する意見について	①どの対策案についても、事業実施のために必要となる土地等の権利関係者、利害関係者、及び事業により直接間接に影響を受ける住民等、多数の関係者を今後新たに巻き込む。新たな計画へ転換するなら行政として余りに無責任である。 ②ダムのかさ上げを含む対策は「ダムに頼る」ことに変わりはなく、もともとの考え方に反する。 ③設楽町長の「苦渋の決断」を尊重すべき。国が約束を守らないで住民は誰を信じればいいのか！	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 また、検討にあたっては幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
57	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	①どの対策案についても、事業実施のために必要となる土地等の権利関係者、利害関係者、及び事業により直接間接に影響を受ける住民等、多数の関係者を今後新たに巻き込む。新たな計画へ転換するなら行政として余りに無責任である。 ②ダムのかさ上げを含む対策は「ダムに頼る」ことに変わりはなく、もともとの考え方に反する。 ③設楽町長の「苦渋の決断」を尊重すべき。国が約束を守らないで住民は誰を信じればいいのか！	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 また、検討にあたっては幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
57	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	過去において、毎年のように渇水に悩まされてきている豊川水系ではいたずらに時間を浪費することは許されない。計画実現の時間軸を重要項目として評価するのが相当と考える。	頂いたご意見については、利水対策案の目標、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
58	1) 対策案の具体的な提案について	非現実的な対策案を検討するよりも原案の設楽ダム事業を早く軌道に乗せて進めることが必要。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
58	2) 利水対策案に関する意見について	総概算コストや工期が「不確定」とされている対策案は、仮定条件を付して算出することができないのだろうか。 設楽ダム事業との相对比较で表示することを検討してもよい。 例えば、「大きく上回る・やや上回る・ほぼ同じ・やや下回る・大きく下回る」の5段階で評価する。	総概算コストや工期を「不確定」としているものは、関係者との調整等が必要なものがあるため、不確定としております。頂いたご意見は今後の評価検討の際に参考とさせていただきます。

表 6.2.24 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.24

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
59	2) 治水対策案に関する意見について	暮川の歴史は水禍との戦いである。大雨の度に、はき切れない濁流が霞堤の切れ目から差し水となり滞水する。住居のある微高地を残し、田も道路もすべて冠水し、陸の孤島となる。そのため、盛り土の上に家を建築し、水屋（水上台）や舟を備えた。霞堤の締め切りは住民の悲願である。地元は、平成13年策定の「河川整備計画」も、締め切りを優先して小堤を受け入れ、将来の本堤へ繋げられるとした。計画の一日も早い実現を切望している。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいたと考えています。
60	1) 対策案の具体的な提案について	豪雨による河川の決壊、氾濫の被害が出る前に速やかな対応と環境への配慮等、思考を重ねた結果、設案ダムの建設は必要！合意されたのに中断されたままで、先が思いやられます。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいたと考えています。
60	2) 治水対策案に関する意見について	ダムのかさ上げをするにしても、宇連ダム、大島ダムの両ダム、河川改修など、大幅に工事は必要になるため設案ダムの建設でまとめた工事をして頂いた方が効率的だと思います。	頂いたご意見については、治水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
60	2) 利水対策案に関する意見について	渇水時の節水の緩和	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
60	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	渇水時の節水の緩和	頂いたご意見については、流水の正常な機能の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
60	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域末端まで水が滞りなく使用できる 豊川の大雨水洪水にも氾濫の軽減	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
61	2) 治水対策案に関する意見について	霞堤の締め切りは沿川住民の悲願です。とりわけ牛川霞堤は整備計画で締め切る予定となっています。この地区は市の中心部でありながら、洪水氾濫地区であるため市の発展計画外とされてきました。締め切りとなれば、河畔のレクリエーション、住宅、農地の高度利用が考えられ、市の発展に計り知れないものとなります。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
61	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川の両河岸に下流部から山地まで続く河畔林は、植生は常緑の高木はじめ数、種類も豊富です。ここはかなりの鳥類が生息し、移動の中継地としています。このような平野部から山地へ樹林帯が連続と続く河川は中部地方でも少なく、鳥類等のビオトープとして貴重なものです。河道掘削においては過度の振幅をせず、河畔林を残すようにしてほしい。	頂いたご意見については、治水対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
62	1) 対策案の具体的な提案について	治水は河道整備（疎通流量の増加）と堤防の安全性等とダム調節。利水は安定取水の確保（他水系に依存するのは問題・広域渇水）不足ならばダム保給。流水の正常な機能の維持（吃水域、海域に及ぶ）に必要な流水の維持、不足ならばダム補給。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
62	2) 治水対策案に関する意見について	①については施設管理と運用管理の方針が明確になれば有効活用は望ましい。 ⑤農地であれば補償費も少なく可能性は大と思われるが市街地となると不可能に近いと思われる。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.25 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.25

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
62	2) 利水対策案に関する意見について	④広域渇水ともなれば他水系に依存する余地はないと思う。しかし他水系との渇水調整による相互補給は望ましい。 ⑤地盤沈下対策を構じての上で可能性を検討してほしい。地下ダム構想も有り得る。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 地下に貯留する案は、新たな対策案として検討させていただきます。
62	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	吃水域、海域への維持流量については十分に配慮してほしい。 河道域については各取水箇所で安定取水が可能な流水の維持が必要で、河道域の流水が途絶えることのないものにしたい。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価の参考にさせていただきます。
62	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域は先陣の河川管理の業績から霞堤による治水の効果をもたらしております。時代の変遷により土地利用の効率化を求められる様になれば他の治水効果（ダム）により霞堤は再考されると思う。時代の流れに則した河川であってほしい。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
62	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	治水・・・流域住民の洪水による被災を最小限にし、安心して生活できる河川であること 利水・・・関係住民が安定した生活ができ、かつ関係地域の産業等の発展が望めること 流水の正常な機能の維持・・・河道から海域に至るまでの既存動植物の維持と利水の安定取水のための流水の維持ができること を基本とするならば 治水は河道整備（疎通流量の増加と堤防の安全対策等）と不足ならダム調節 利水は安定取水の確保（広域渇水もあり他水系に依存するのは問題）と不足ならダム補給 流水の正常な機能の維持は河道動植物の保全・維持（吃水域、海域に及ぶ）、取水の安定性確保、不足ならダム補給 その他既存の施設・流域形態（山林、農地等）等の整備・維持・改善も考えられるがほとんどが、治水、利水、流水の正常な機能の維持のための安全度を高めるためのものと思料する。	頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
63	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	定年帰農者を中心として野菜栽培者の増加が見られ、中でも露地ナスは、生産者数名によりグループ化され本格的な市場出荷を開始した。ナス栽培は全生育期間にわたって多湿を好むため十分なかん水が必要となる。特にある6月以降は、うねとうねの間に水を流す「うね間かん水」などで積極的に水をやることが重要であり、渇水期での水の安定供給が望まれる。新たな作物の定着及び発展のためには、利水が早期に解決される設案ダムの建設実行を望む。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水・流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
64	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	蒲郡の苺栽培は、多くが高設施設栽培という土と隔離された栽培方式で行われている。 高設栽培では定植から収穫終了までのおよそ9ヶ月の間、毎日の給液（灌水）が必要となってくる。また、育苗においても夏期の発根促進のための灌水が最も重要な栽培ポイントとなる。苺生産にとっては、水の安定供給が産地維持発展に重要あり、渇水による水不足となれば産地崩壊に繋がりがかねない。苺農家が安心して生産に打ち込めるためにも、河川整備計画（設案ダム建設）の実行を望む。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水・流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.26 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.26

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
65	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	近年の露地みかん栽培は、消費者ニーズに対応した高品質みかん作りが求められ、高精度と併せた適度な酸素と果実の大きさもLM果が販売中心となっている。そのため、夏秋期の気象に対応した栽培管理は、マルチ被覆と生育に応じた灌水での水分制御が必須となっている。一方、異常気象の発生頻度は年々大きく、特に夏期の高温乾燥の影響によりみかんの樹勢衰弱圏が年々増加増加しているため、施肥効果を高めて樹勢維持をはかるための灌水が適宜に求められている。柑橘産業の維持発展のためには、利水が早期に解決される設案ダムの建設実行を望む。 蒲郡の柑橘産業は施設栽培による温室みかんを中心に発展してきた。温室みかんは温度管理と水管理を人為的に制御することにより、高品質なみかんを生産することが可能となる。特に水管理は、水が安定的に供給され必要な時期に必要な量を灌水することが前提となり、渇水による水不足が発生すると果実の大きさ・果汁内容とも安定生産が出来なくなる。また、収穫終了後の発芽を促す夏期時期に水が不足することは樹勢回復が出来ずに継続栽培が不可能となり、温室みかん産地の崩壊に繋がりがかねない。基幹産業である柑橘産業の維持発展のためにも、河川整備計画（設案ダム建設）の実行を望む。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水・流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えています。
66	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	蒲郡のアスパラガス栽培は、施設栽培にて行われていて、2月～11月の長期間に渡って収穫出荷される。アスパラは水分要求量の多い作物の一つであり、特に夏場の高温乾燥期には灌水量も多く必要となり、渇水となれば、生育不良や収穫が出来なくなるため、水の安定供給が望まれる。新たな作物の定着並びに発展のためには、利水が早期に解決される設案ダムの建設実行を望む。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水・流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えています。
67	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	蒲郡のネギ栽培は水耕栽培を中心にその特性を活かして年間5～6作を生産し、年間通して安定した出荷を実現している。水耕栽培にとっての一番の重要なものは水の確保であり、渇水による水の供給停止がおきれば生産が不可能となる。安定した水の確保による地域農業の継続な発展のためにも、利水が早期に解決される河川整備計画（設案ダム建設）の実行を望む。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水・流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えています。
68	2) 治水対策案に関する意見について	資料だけでは26方策の詳細な内容を十分に理解することはできませんが、私はダム建設による河口域や海域（ダム側の環境影響評価では影響は海域には及ばないとの見解）への生態学的影響を愛知県漁連が過日に行った有識者への漁業影響評価に関するアンケート資料等を見る限り心配しています。水量の平滑化によるエスチュアリー循環への影響、砂の供給への影響、無機栄養塩の供給への影響、出水時の濁りの長期化、水温への影響等等です。従いまして、0、1以外のダムに頼らない治水対策メニューが望まれます。ダム以外には河川内での生態系への影響は確かに危惧されますが、工夫次第で影響は低く抑えることは可能と考えています。	頂いたご意見については、治水対策案の評価の参考にさせていただきます。 検証の結果どのような対策案を実施することになったとしても、豊川の環境に十分配慮し実施していくこととなります。
69	1) 対策案の具体的な提案について	既に35年以上検証（検討）を重ねて来た結論を何を今さら！と思う。費用対効果を重視するなら方策はいくらでもある。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。

表 6.2.27 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.27

受付番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
69	2) 治水対策案に関する意見について	近年の地球規模的な異常気象は山を守る、里山の維持は治水の面からも極めて大切である。ダム建設と併せて考える、知恵を出し合えば方法はある。	森林の保全是、森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性があるため、全ての対策案に組み合わせています。しかし、顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難です。森林の保全と適切な管理が重要であると考えております。
69	2) 利水対策案に関する意見について	豊川水系の上流部、中、下流部が各々、役割分担を明確にして、利用者負担の原則を貫き、人的、物心的、金銭的な面から具体的な方策を出す。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
69	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	豊川水系の生態系をこわさない流水方法は素人でどうすれば良いかわからないが、我が国の高い専門知識を持っているのに今さらこんな事を言っているとは残念だ!!	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
69	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	東三河の住民（市民）が設案ダム利水、治水について（特に水問題）関心がなさ過ぎる。ダム建設と併行してPR活動をすべきと思う。水没者、集落のことを考えると一日も早い着工を望む。東三河が一体となって支援する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいたいと考えています。
70	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムの早期着工完成を希望する	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいたいと考えています。
70	2) 治水対策案に関する意見について	東三河地域の発展には水は必要であり防災と環境保全として上流地権者には十分留意してダムの早期着工完成を希望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、治水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいたいと考えています。
70	2) 利水対策案に関する意見について	豊川用水は全体量が不足しているためダム建設を希望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.28 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.28

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
71	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	下流域にとって、安定した農業、工業の産業活動の維持・継続のためには、水源確保は必要不可欠であり、現有のダム水源だけで今後の水需要を賄うことは施設能力の老朽化・低下を考えると大変不安である。よって、計画通りに水源確保対策を遅滞なく推進していただきたい。さらに農業面では、水田の秋から春にかけての冬作には用水が通水規制され、二期作、温室作づけには自家用水源を確保しなければならず、水田転作を一層推進するため、さらなる水源確保が必要である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水・流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
72	1) 対策案の具体的な提案について	洪水時の流下能力を増やすには、「河道の地下にトンネル」を設ける案も有りますが、コスト・維持管理を考慮すると現実的でなく、且つ、利水、流水の正常な機能の維持には寄与しない。従って、治水、利水、流水の正常な機能の維持を満足する対策は、現計画のとおり「設案ダムの建設」しかありません。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
72	2) 治水対策案に関する意見について	対策可能と思われる案は①、②（河道掘削した大量の土砂処理の課題は有る）。その他の対策案は用地補償、施設管理者・関係者との調整、多くの家屋移転、橋梁の架替え等、コスト増や困難な課題が多く完成の目処がたたない。地球温暖化の影響で雨の降り方も変わってきており、豪雨災害はいつ発生するか分からない。豊川流域の人々の生命・財産を一刻も早く守るため、「ダム建設」が必要です。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案のコスト、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えています。
72	2) 利水対策案に関する意見について	施設管理者との調整等、課題は有るが、利水の目的を考慮すると合理的な対策案として②、⑬。その他の対策案は、相当の土地の用地買収、技術的検討、環境への影響検討、取水制限が発生している他河川からの導水、塩水化や地盤沈下の発生が危惧等、コスト増や困難な課題が多く完成の目処がたたない。豊川は毎年のように渇水により取水制限が行われている現状で、供給を受ける農業、工業、人々の生活用水は、渇水時でも安定的に水の供給が必要です。特に農業は輸入に頼らない生産が必要で、そのためには必要な時期に必要な量を安定的に供給できるダムが必要です。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
72	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	豊川は人々の生活や農業や工業等の為、多くの水を取水している。この為、水枯れが発生したり取水が出来なくなったりしており、流水の正常な機能の維持が成されていない。流水の正常な機能維持の目的から、課題は有るが、可能と思われる案は②、⑫、⑬。その他の対策案は上記の利水と同様で、コスト増や困難な課題が多く、完成見込みが立たない。設案ダムを建設し、渇水時でも上流から河口まで維持用水の補給により、河川景観の保全や水生生物、植物等が生息出来る河川環境の維持が重要です。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
73	2) 治水対策案に関する意見について	霞堤は、昔の弱小堤防が多く災害が頻繁に発生した時期には必要であった。しかし、現在においては豊川の堤防整備率は高く、一方で農業の自給率が低い我が国にとっては、確実に安心して農作物を栽培する環境が必要と思う。又、この時代において、特定の住民への犠牲は不公平である。これらより、霞堤案には反対である。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
73	2) 利水対策案に関する意見について	霞堤は、昔の弱小堤防が多く災害が頻繁に発生した時期には必要であった。しかし、現在においては豊川の堤防整備率は高く、一方で農業の自給率が低い我が国にとっては、確実に安心して農作物を栽培する環境が必要と思う。又、この時代において、特定の住民への犠牲は不公平である。これらより、田畑を潰す調整池案は反対である。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.29 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.29

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
73	2) 流水の正常な機能の維持対策に関する意見について	霞堤は、昔の弱小堤防が多く災害が頻繁に発生した時期には必要であった。しかし、現在においては豊川の堤防整備率は高く、一方で農業の自給率が低い我が国にとっては、確実に安心して農作物を栽培する環境が必要と思う。又、この時代において、特定の住民への犠牲は不公平である。これらより、田畑を潰す調整池案は反対である。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
74	1) 対策案の具体的な提案について	治水：松原用水頭首工付近から、国道151の下に放水路（大口径地下トンネル）を掘り、三河湾に直接放流する案。 上記の案では、松原用水より下流の豊川本線の改修工事が少なくなる。用地保障も少なく、工事費のみで可能と考える。	地下トンネルについては、新たな対策案として検討させていただきます。
74	2) 治水対策案に関する意見について	豊川放水路計画時点では、ダム有りで霞提は全て締め切る計画で地元の説明してきた経緯がある。 今更霞提の存置案が地元を受け入れられるだろうか？ 霞提存置案で霞を捷水路で結び洪水を流下させる案では用地補償等で難航し30年では対応できないであろう。 ダムありの計画が最適と考える。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
74	2) 利水対策案に関する意見について	ダムありの計画が最適と考える。 他の施設等を計画に取り込むことは、水の安定供給に適合しない。 河道外貯留施設では、山間地の山腹地下に大規模トンネル郡を築造すれば用地補償も少なく可能性は高い。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 地下に貯留する案は、新たな対策案として検討させていただきます。
74	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	ダムありの計画が最適と考える。 他の施設等を計画に取り込むことは、水の安定供給に適合しない。 河道外貯留施設では、山間地の山腹地下に大規模トンネル郡を築造すれば用地補償も少なく可能性は高い。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 地下に貯留する案は、新たな対策案として検討させていただきます。
75	1) 対策案の具体的な提案について	対策案は将来の税收減少と労働人口の減少を考慮して策定する必要があります。 現況の河川整備計画は他の対策案に比べて総コストが少なく、また、整備後の能力維持や維持管理の難易さを想定した場合においても現実的な計画と思います。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
75	2) 治水対策案に関する意見について	各対策案とも治水整備の目標を戦後最大流量4,650m ³ /sで検討されていますが、今後30年間の治水整備は河川整備基本方針に定めた基本高水流量を前提とした治水対策と一体化した対策案をたて事業の手戻りを防ぐ必要があると思います。	ダム検証に係る治水目標に関するご意見と思慮します。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することとしています。

表 6.2.30 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.30

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
75	2) 利水対策案に関する意見について	豊川の利水は流域外にも供給され、また施設園芸に利用されるなど河川規模に比べ高度に利用されるため漏水が頻発しています。 しかし、河道外貯留施設の設置や既存利水ダムとの再開発は土地利用の実態や既存ダム地点の集水面積等から現実的でなく新たなダムの建設による水源確保が必要と思います。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
75	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	流水の正常な機能を維持するための流量確保は、前記2)の利水対策と一体の対策と考えます。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
75	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川は他河川と比べ流域面積当たりの基本高水流量が大きいため、河川整備計画完了以降においても基準地点の上流に洪水調節施設を設ける必要が生じます。 「できるだけダムにたよらない治水」の要請に対して、豊川流域の地形、地質特性などからもダムにたよるを得ない解りやすい説明が必要と思います。	ダム検証に係る治水目標に関するご意見と申します。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することとしています。 「第1回検討の場」で豊川の流域の概要について説明させていただきましたが、今後とも解りやすい説明に努めます。
76	1) 対策案の具体的な提案について	経済的なことを重視するのであれば、（ダム案）対（ダム＋代替案）の検討もすべきである。（治水は自然的要因が大きく作用するため余裕のある計画が必要である）	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
76	2) 治水対策案に関する意見について	1～4の河掘での対応は土砂移動等があり安定することが難しい。 16～21既ダムの有効利用を考えるのなら分散した方が洪水のリスクが少ない。 引堤、嵩上げ、河掘が直接的な河道対応であるが、ダムとのコラボは考えられるが、代替えとしては難しいのではないかと。（将来ののりしろとして河道は残したい） 緊急な対応としては、ダムしかない。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の安全性、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
76	2) 利水対策案に関する意見について	3、4は相手があるため難しい（相互理解が得られれば） 2、12、15等の既設ダムの嵩上げについては、新設ダムを造るのと同じである。 7を実施するならば、伊勢湾の地下水を利用（？）	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
76	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	2は0の延長線上にある（局地的降雨があることから同一場所より、分散した方がリスクが少なくなる。 5は適当な量の利用は良い（量とルールの検討が必要）	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
76	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	遊水地になるような低地が多く存在する。このため堤防を高くするとか、河道を掘削して危険度を増すよりは、川上に施設（ダム）を造り対応すべきである。 一次、二次産業が発達しており、利水に関する関心が高い所である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.31 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.31

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
77	1) 対策案の具体的な提案について	河川の安全度は洪水を安全に流下させ、保全対象地区の破堤リスクを如何に回避し災害防止するかである。また、治水計画においては、超過洪水に対するリスク軽減方策を考慮しておく必要がある。新規水資源の開発は、現況の利水安全度向上を図り、既定の水利用秩序を踏まえ、利害関係者の合意形成のもと実現可能な計画であること。流水の正常な機能の維持においては、水の連続性を確保し、河川固有の水のダイナミズムとして再生していく必要がある。今回の検証において対策案が種々検討されているが、現計画の目標が達成されていないものや、新たな被害リスクの発生、著しい河川環境や地域の影響、対策案の具体性等多くの不確実性があり、実現可能性は極めて低い。よって、治水・利水・環境の総合的な視点から長年、地域において議論され合意形成が図られた現計画が最も実現可能性があり合理的である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
77	2) 治水対策案に関する意見について	霞堤地区の浸水被害軽減の対応が図られていない。霞地区の輪中による治水対策は新たな被害リスクが発生する 約5倍の河道掘削は、河川環境や市民の憩いの場等の良好な河川空間の形成に影響が大きい。 全川的な引堤は、コストも高く用地取得に長期間を要する等事業見通しの具体性もなく実現可能性は低い 堤防嵩上げ方式は、堤防設計上の課題がある 放水路案は地域分断を発生させるとともに地域の合意形成、コスト高等の課題がある実現可能性は低い 雨水貯留施設等は、洪水時のピーク流量の低減効果、事業主体、事業方式等の具体性がなく実現性に乏しい 既設ダムの嵩上げ案は、その実現性や可能性が示されておらず現実的でない	頂いたご意見については、治水対策案のコスト、安全度、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
77	2) 利水対策案に関する意見について	東三河地域は、三河港、第二東名等を擁し、我が国の持続可能な発展においてポテンシャルの高い地域であるが、頻発する渇水の現状や新規水資源開発の見通しが明確でないため、企業等進出の支障となっていると 思料する。 水資源の確保は、近年の少雨化傾向による異常渇水への危機意識のもと高齢化・介護・高度医療等福祉社会における社会的要求並びに地域の発展のため、国家的見地で具体性のある都市用水の安定供給が必要である。 個別対策案に対する意見としては、 候補地、工期等の具体性がなく実現可能性は低い 技術的検討、周辺環境への影響、施設管理者との調整等の検討もなくアイデア段階で実現可能性が極めて低い 関係者調整が行われておらず実現可能性が極めて低い	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価の参考にさせていただきます。
77	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	東三河は、豊川用水等によって近代的な農業が行われ全国有数の農業地帯である。反面、先行した農業用水等の開発によって頭首工下流等での水枯れが発生し河川環境が悪化している。これらの水源として、更なる天竜川からのもらい水や地下水利用が想定できるが、天竜川からのもらい水は、天竜川の渇水状況から限界である。地下水利用は過剰な汲み上げによる地盤沈下、地下水質への影響が想定され新たな社会・環境問題を発生させる恐れがあることや河川固有の流水の正常な機能の維持のために、流水を有機的に接続する必要がある。対策案の多くは、ダムに替わるものとして技術的・実現の可能性等において不明確である。 現計画は、水源が河川の上流に位置し、連続的な流水の正常な機能の維持を可能とするとともに、水のダイナミズムを高めることも可能である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
77	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	東三河地方は、重要港湾としての三河港、第二東名等の高速交通ネットワークを擁し、我が国の持続可能な発展において重要な地域である。この経済を支えるのが治水施設の整備や安定した水資源の確保などであるが、これらの見通しが明確でなければ企業立地の戦略がない。従って、更に評価すべき点として、工期や見通しを提案する。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.32 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第 1 回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.32

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
78	1) 対策案の具体的な提案について	整備計画に基づいた対策を実施することが最良と考えます。整備計画に追加して設楽ダム、宇連ダム、大島ダムの3ダムを統合管理し、治水、利水、流水の正常な機能の維持を図るようにできないかの検討をお願いしたい。 河道掘削土を堤体補強に有効に利用できないかの検討をお願いしたい。（例えば堤体背面を用地買収し、堤防断面を大きくする） 公共施設（用地買収を伴わない）の敷地を使った貯留施設を各所に設置してはどうか。 定量化は困難と思いますが水源林の保全は絶対必要かと思えます。 最優先は「治水」（生命と財産を守る）、次に「利水」、3番目に「流水の正常な維持」で整備を図ることが必要ではないかと考えます。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 整備計画案では既存ダム運用の効率化として、3ダム（宇連、大島、設楽ダム）の統合管理を前提としております。 頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
78	2) 治水対策案に関する意見について	全ての案が整備計画の費用を上回っていることは問題があると思えます。 整備計画も含めて全ての案が霞堤を存置することになっています。この事は地域住民に永久的に負担を強いることになり問題が残るのではと危惧します。 早期整備が求められている中で、ほとんどの案が整備計画年数が不明となっています。整備計画以外の案は実施が困難と考えます。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案のコスト、安全度の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
78	2) 利水対策案に関する意見について	①②⑥⑨⑩⑫⑭⑮は整備計画より費用も大となり、また、整備計画年数も不明となり問題が有ると思えます。 ③④⑤は近隣水系も同様と考える必要があると思えます。不確定な近隣水系からの導水は困難と思えます。 導水が無意味というわけではありません。既存の天竜川水系からの導水は過去にもありましたが場合によっては援助を受けられると思えます。ただし、不確定と言わざるを得ません。 ⑤地下水利用は地盤沈下をもたらす、治水上からも問題があると思えます。 ⑦コストが掛かり過ぎて理解を得られないのではと思えます。 ⑧結果的に利水制限になるのではと危惧します。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
78	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	流水の正常な機能を維持する為には、下流域での対策は無意味であり、上流域に調整機能を有する施設が絶対必要と考えます。その点設楽ダムは豊川水系での最後のダムと考えられ、調整機能を発揮し得る唯一の対策であると考えます。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
78	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	昨今の気象状況を見ると、全てと言っていいほど気象記録が更新されている状況にあると思えます。治水、利水、流水の正常な維持については前記気象状況を念頭に検討していただきたく思えます。 豊川上流域においては人口も減少傾向にあり、下流都市部に人口が集中しており、このことも考慮し整備計画を立てる必要があると思えます。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
79	1) 対策案の具体的な提案について	1) 工期について 全ての案で工期（不確定含め）は約20年とすべきである。効果発現が整備計画と同様でなければ、代替案とはならない。（整備計画は概ね30年：策定から10年経過） 不確定とは整備計画工期内に事業達成が見込まれないことも含まれるので代替案から削除すべきである。 2) 概算コストについて 不確定でなく定量化できないと他案との比較ができない。	頂いたご意見については、対策案の安全度、コストに関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.33 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.33

受付番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
79	2) 治水対策案に関する意見について	1) 案1について 牛川霞堤存置案は、案2と対策メニュー（河道掘削、樹木伐採）が同じで、牛川霞の洪水貯留効果が期待できないため、整備計画同様築堤により締め切る案に変更（又は追加案）とすべきである。 2) 河道掘削、樹木伐採について 案1. 2. 1 1. 1 2の可道掘削の整備計画5倍、樹木伐採2倍と設定しているが豊川の環境と河川利用を考えていない。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
79	2) 利水対策案に関する意見について	対策案3. 4の水系間導水は、矢作川では、毎年のように渇水が発生しており、天竜川においても水は余っていない中で、不確定水源として代替案とはならない。	頂いたご意見については、利水対策案の目標、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
79	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	正しい説明をすること 河川名（とよかわ→とよがわ） 河川流量の単位（トンではない→立方メートル）	ご指摘を踏まえ訂正いたします。 河川名（とよかわ→とよがわ） 河川流量の単位（トン→立方メートル毎秒）
80	1) 対策案の具体的な提案について	すべての機能を確保しようとすればダム建設が最も効果的な方策と思われるが、治水機能に特化すれば河積断面の拡幅という手段も考えられる。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
80	2) 治水対策案に関する意見について	対策案のうち、雨水貯留施設は計画論になじむのか、＋？なもの。また、既設ダムの嵩上げは効果を含めリスクが大きすぎ検討に値するのか。とすると、河道と霞遊水地をどのように組み合わせるか、ということになろう。しかし、今更ながら数百戸の移転補償交渉というのが可能か。 設案ダムの治水機能を河道に求めるとすれば、霞地区の現機能を維持しつつ河道断面の大幅な開削が避けて通れないものと思われるがそれで河川環境は保持できるのか。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性、環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
80	2) 利水対策案に関する意見について	既設ダムの再開発は治水案と同様疑問、水開発は水系内でまかなうものであり、他水系からの導水はダメ。ため池利用を含めた河道外貯留施設についても施設計画と併せ可能な場所が存在するか疑問符がつく。	頂いたご意見については、利水対策案の目標、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
80	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	河川の機能を維持するのに他水系からの導水とか、地下水くみ上げは論外。また、河道外貯留施設を造ってまで維持すべきものか。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
80	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	水開発が先行している豊川においては早急に維持流量の確保を図る必要があり、今回のダム建設は絶好の機会と考えられる。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水・流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.34 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.34

6-54

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
81	1) 対策案の具体的な提案について	1 予断を持たずに検証するには最新の正しいデータを使って、ダムの必要性から検証しなおすこと 2 霞堤に対する認識に大きな問題がある。再検証が必要 3 治水対策の目標は基本高水か戦後最大水量かを明確に 4 決壊しない、しづらい堤防を検証の対象に加えるべき 5 コスト、工期をできる限り明確にして検討すべき	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証を進めることとしています。また、検証にあたり過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行うこととなっております。 また、検証では、霞堤の役割を十分理解した上で、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。 決壊しない堤防、決壊しづらい堤防は、技術上の観点からの実現性の見通し等を考慮し、検討から除いています。 第2回検討の場で提示したコストは概略で算出したものですが、今後、目的別の総合評価をするまえに詳細な検討を行うこととしています。 頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
81	2) 治水対策案に関する意見について	1牛川霞堤に対する認識に矛盾がある。 2霞堤に対する認識に大きな違いがある。 3ダム建設に結論を導くような表現・説明はやめよ。 4代替案には具体的な数値を示せ 5敢えてコストがかかる過剰な計画はナンセンス 6旧東上霞の復活は検討の余地あり 7遊水地開口部変更は検討の余地なし	今回の検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき検証を進めることとしています。 また、検証では、霞堤の役割を十分理解した上で、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。 第2回検討の場で提示した対策案は概略検討によるものですが、今後、目的別の総合評価をする前に具体的内容及びコストについて詳細な検討を行うこととしています。 頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
81	2) 利水対策案に関する意見について	1 利水と流水の正常な機能維持は分けて検討すべき 2 まずは水道水、農業用水の需要量・供給量が正しいかを検討せよ 3 「関係者調整を伴うので不確実」とされているものこそ、早急に関係者調整を行って、解決を図るべき 4 水源林の保全は非常に有効で重要	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、利水と流水の正常な機能維持それぞれについて、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。 なお、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 また、水源林の保全については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。 頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
81	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	1 流水の正常な機能維持のための設案ダムは本末転倒 2 流水の正常な機能維持容量が正しいのか再検討必要 3 流水の平準化が及ぼす環境破壊について検討必要 4 調整池やため池の増設、既存のダムかさ上げ案等から設案ダムに要求している水量が如何に膨大なものであるかわかる。設案ダムの必要性はこれをもとに再検討すべし	流水の正常な機能の維持をするために必要な流量は、動植物の保護、漁業、景観などの維持流量と水利流量から成る低水管理上の目標となる流量であり、豊川の河川整備計画において渇水時にも確保することとされています。今回の検証では「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証を進めることとしています。 検証においては、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、環境への影響など様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。

表 6.2.35 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第 1 回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.35

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
81	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	1. 「豊川の洪水は設案ダムでは防げない」のでは？ 2. 「水道水の需要予測は過大である」のでは？ 3. 「農業用水は足りている」のでは？ 4. 「流水の正常な機能維持容量は自然を守ることに逆行している」のでは？ 5. 「ダムは建設地とその周辺部の自然破壊だけでなく三河湾まで環境破壊になる」のでは？ 6. 「ダム建設予定地の地盤が脆弱で、危険性がある」のでは？ 7. 「多大な県税を投入する価値がない」のでは？ 8. 「設案ダムによるダムマネーは水源施設案町の発展にはつながらない」のでは？ 9. 「今はまだ水没予定者の移転が始まっただけ、ここで中止すればハツ場ダムのような大きな被害は出ない」のでは？ 10. 「自然は宝、生物多様性の宝庫を壊して設案町や愛知県の実発展はない」のでは？	豊川の河川整備計画において戦後最大洪水時にも安全を確保することとされています。今回の検証では「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、整備計画と同等の安全度を確保する、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。 なお、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第 2 回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 検証においては、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、地質など技術的実現性、地域社会への影響、環境への影響など様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
82	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムの利水計画は、フルプランに基づくものであり、特に水道用水については、近年の降雨状況を踏まえ、10 年に一度程度発生する渇水時の安定供給を目的としており、利水対策案選定の一覧表の全ての案に掲載されている渇水調整や節水対策について、ダムの代替案になり得ないと思われる。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
82	2) 治水対策案に関する意見について	治水対策では、河道掘削を実施する案が提案されているが、掘削土のボリュームとかなりの経費を要することに加え掘削土の処理について実現可能性は低いと想定される。	頂いたご意見については、治水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
83	1) 対策案の具体的な提案について	1. 設案ダム建設事業計画そのものの検討 以下の検討がなされるべきであると考えます。 (1) 治水 「設案ダム公金差止等請求住民訴訟控訴理由の資料において提案されている、ダムによらない治水計画が優先されるべきである。 (2) 水道・工業用水及び灌漑用水 両用水ともダム開発を必要としない（設案ダム公金支出差止等請求住民訴訟控訴理由資料参照）。 (3) 流水の正常な機能の維持等の貯水 流水の正常な機能維持のためのダム水開発は適当でない。利水安全度向上のためのダム容量は分離され、ダムによらない渇水対応策とダム案の比較検討を行うべきである。 2. ダムによらない治水、利水、流水の正常な機能の維持に対する対策案 上記の検討に基づいて、ダム開発計画が必要な場合にのみ代替案が検討されるべきである。 上記のダムによらない開発計画の具体的な提案を優先させるべきである。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。また、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第 2 回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 流水の正常な機能の維持容量の目的である既得水利の安定化、河川環境の保全につきましては、厳密に容量を分けられないため、個別に対して検討は実施しておりません。
83	2) 治水対策案に関する意見について	上記 1. (1) の案を優先して検証を行うべきである。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.36 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.36

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
83	2) 利水対策案に関する意見について	上記1. (2)の案を優先して検証を行うべきである。	ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。
83	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	上記1. (3)の案を優先して検証を行うべきである。	流水の正常な機能の維持容量の目的である既得水利の安定化、河川環境の保全については、厳密に容量を分けられないため、個別に検証を実施しておりません。
83	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	治水計画について、戦後の山林の植生改善を評価した洪水調節計画に基づくことが確認されるべきである。	森林の保全は、森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性があるため、全ての対策案に組み合わせています。しかし、顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難です。森林の保全と適切な管理が重要であると考えております。
84	1) 対策案の具体的な提案について	霞堤地区は、近年でも平成15、16、21年と浸水しており、地域の安全や道路交通に支障をきたしている。霞堤地区の浸水を軽減、解消することは当地区としての悲願であり、各霞堤は将来的に締め切れる前提で地元が堤防用地への協力等をしてきた経緯もある。霞堤を遊水地にする代替案は、永久に霞を締め切れないこととなり、地域の長い歴史の中での思いと相反する。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性、持続性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
84	2) 治水対策案に関する意見について	河道を掘削する案については、大量の掘削残土をどうするか処分が問題である。180万m3というボリュームはかなりの経費と搬出のための地域内交通の輻輳は地域生活に与える影響が大である。	頂いたご意見については、治水対策案のコスト、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
84	2) 利水対策案に関する意見について	この地域は、我が国の食を支える屈指の農業地帯であり優良農地が多い。こうした中、調整池やため池については、これだけ多くの施設を造る土地はない。仮にため池等を造る場合、日本一の優良農地をつぶすことに繋がるが、農業生産に対する補償は含まれているのか。また、ため池については既に都市化が進み、住宅地の中にかろうじて残っているものや、耕作地にわずかに残されたものが多く、水利用のネットワークは既に消滅している。このネットワークの再構築には大きなコストがかかる。これらのコストについても含める必要があると思うがどうか。	頂いたご意見については、利水対策案のコスト、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
84	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	豊川の中山地域は河畔林など豊かな自然が残っており、魚類、鳥類等、多くの生物が生息しており、安定した流量を確保することが大事で、対策案のダムのかさ上げにより、遡上する魚類に大きな影響が出る。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
84	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	「豊川水系河川整備計画」は、平成10年「豊川の明日を考える流域委員会」が設置され、23回にわたる意見を聞き、関係市町村12会場で地区別意見交換会を開催、地域住民の意見を聞き計画に反映など、永年の地域の意見の積み上げの上に作成されたものであり、基本的には平成21年2月のダム建設の同意の調印が大きな意味を持つ。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.37 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.37

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
85	2) 治水対策案に関する意見について	24の対策案は現河川整備計画に対応する対策案を検討されていますが、基本として河川整備基本方針があり、その内当面整備すべき目標として河川整備計画が作成されているとすれば、当然将来計画としての基本方針を念頭に置いた整備計画の対策案を考慮すべきと考えます。例えば、霞堤内に放水路を設置するとしても基本高水に対応可能な放水路計画案を検討し、当面の整備計画でこの様な対応をする対策案を樹立するとしていくべきではないですか。	頂いたご意見については、治水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
85	2) 治水対策案に関する意見について	設楽ダムのCA:62.2km2、宇連ダムCA:26.26km2、大島ダムCA:18.3km2とCAが設楽ダムと再開発ダムとでは1.4倍となり洪水調節容量も下流への効果を見込んだ場合再開発ダムでは設楽ダムでの必要容量より大となると思われる。又、既設ダム嵩上げは新設ダムと同程度のコストが必要となり、非常に高いものとなるから豊川の場合不適當。 ※CA (catchment area) :流域面積のこと	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
85	2) 治水対策案に関する意見について	施設対応が可能な地域は流域の中流域から下流域が大部と考えられ、山間部の流出量に対応できるのは少ないものと考えられる。又、降雨の初期、中期までに貯留及び浸透能が満杯になる可能性が大であり、大きな出水に対しての効果は見込めないと思われる。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
85	2) 治水対策案に関する意見について	豊川と放水路に挟まれた区域は霞堤として機能するが、放水路と山側に挟まれた区域は霞堤として機能しなくなるとともに、内水排除対策が必要となる。又、霞地域の地域分断となるとともに橋梁等の施設が必要となるとともに長年にわたり洪水被害を受けてきたこの地域に対してさらなる犠牲を強いるものとなり、不適當と思われる。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
85	2) 治水対策案に関する意見について	住居はビロティ方式や宅地の嵩上げで対応可能としても、現状の住環境と異なり日常生活に大きな影響を与えとともに、洪水時に車や農耕用機器の対応等も必要となる。又、最大浸水深が5～8mになると現状浸水に比し大幅に増大し、長年にわたり洪水被害を受けてきた地域住民の理解・協力が得られないと思われる。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
85	2) 治水対策案に関する意見について	輪中堤を設置することにより霞堤の面積は半分程度となると考えられ遊水池として洪水対策の効果が発揮できるのか、又最大浸水深が5～8mとなれば現状の浸水深より大幅に増え、長年にわたり浸水被害を受けてきた地域住民の理解・協力が得られないと思われる。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
85	2) 治水対策案に関する意見について	堤外民地の用地買収が可能か、地権者の理解が得られるか。又河畔林の大規模な伐採により鳥類・生物への影響が大であり、河道掘削残土処理が可能か。	ダム検証に係る治水目標に関するご意見と申慮します。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することとしています。
85	2) 利水対策案に関する意見について	豊川用水の幹線・支線水路では老朽化及び漏水対策として、豊川用水二期事業を現在取り組んでおり、現計画分も二期事業の中に見込まれている。転用可能量については現在の水利権は限界に近い量を有効利用している。一部に未利用の工業用水があるとの意見があるが港湾計画や内陸部での工業団地での利用が利用が予定されており水の確保は必要と考える。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
85	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	豊川流域での過去の渇水状況及び流況の実態からすれば、Nの確保が可能でない対策案は、今後の河川環境や既得利水の安全度の確保等の上からも不適當な案となる。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.38 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.38

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
85	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	宇連ダム、大島ダムへの年間流入量を想定した時、降水量が損失なしで流入したとしても、 宇連 集水面積 26.26km ² 年間降水量 2,400mm/年 で約6,300万m ³ /年 大島 集水面積 18.3km ² 年間降水量 2,200mm/年 で約4,030万m ³ /年 となり、案のような再開発容量は見込めないことから不適当。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
85	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	河道外貯留、ため池とした場合、河川に必要なNはどのように対処するのか。 ポンプ圧送等とすればランニングコスト等が多分に掛かることになり不適当と考える。又管理は誰が行うのか。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
86	2) 治水対策案に関する意見について	既存霞堤は下流部を洪水から守るために先人の治水対策の知恵で行われ、氾濫域の土地利用者の一部犠牲にもなっているものでもある。この遊水池化は土地所有者の了解を得るのがなかなか難しいのではないかと。また都市近郊での土地有効利用の観点からもマイナスである。 大規模河道掘削（180万m ³ ）は土砂運搬上の問題、特に長期にわたる多量の大形車両通行に伴う沿道住民の了解や土捨て場の問題、また河川空間の大規模改変に伴う環境変化に対する影響検討も必要であり、これらを考慮すると実施には長期間を有し、現実的な対策とは考えにくいのではないかと。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、環境への影響、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
86	2) 利水対策案に関する意見について	既設ダム（宇連、大島）のかさ上げ対策には貯水容量の確保の観点とは別に貯留量の確保が可能かどうかの検討が必要であり、場合によっては更なるかさ上げ高が必要となるのではないかと。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
86	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	河川は流域の人々にさまざまな恩恵をもたらせ、人々と河川との係わりは古くから今に及んでいる。治水及び利水対策においては、当然ながらその恩恵に与る人と土地の提供等の協力を余儀なくされる人々からなり、これは過去から現在に続いている。 こうしたことから豊川流域においては流域の人々が豊川の利用保全に関し多くの取り組みがなされ、特に下流域の人々が上流域での治山・治水・水源涵養や地域振興のために協力をして来ている。 各対策の評価においてはこれらの経緯を含め豊川での治水・利水と地域の人々とのかかわりの経過について充分考慮する必要がある。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
87	1) 対策案の具体的な提案について	一日も早く安定した水の確保、洪水の被害から守りをしてもらうため設案ダムの早期着工を希望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
88	1) 対策案の具体的な提案について	毎年水不足、節水対策をしいられている。牟呂用水の配水は全体として不足している。設案ダムは東三河地域の安定した発展のため必要不可欠である。早期着工、早期完成を願う。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.39 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.39

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
89	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダム の早期着工、完成を希望。一日も早く安定した水の確保、洪水の被害からの守りをしてもらうために設案ダム の建設を希望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
90	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムには賛成	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
91	1) 対策案の具体的な提案について	一日も早く安定した水の確保、洪水の被害からの守りをしてもらうため又、現在の渇水は少雨が原因でダムの貯水量を頼りにするしかない。農業従業者、利水者としても不安のない生活が出来るようにこの豊川水系計画にもある設案ダム の建設を早急に希望します。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
92	1) 対策案の具体的な提案について	利水・治水の面でも計画されているダム建設は急務だと思う	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
92	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	今後は東三河の受益地発展のため安定した水を供給できる設案ダムは必要不可欠である	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
93	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	本土 地改良区は、豊川市を事業区域として土地改良法に基づく土地改良事業を実施しております。基盤整備の完了した地区が多く、営農活動に水は欠くことのできない大切な資源であり、その安定的な供給は生命線でありです。 慢性的に発生する渇水には、組合員団結し節水に努めておりますが、水源区域の狭小な豊川水系にとってダム建設は有効な解消策として期待しております。 つきましては、水源地の方々のご理解の元、設案ダム の早期建設を要望いたします。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
94	1) 対策案の具体的な提案について	利水、正常な機能対策として、経年貯留ダム・地下空洞等の新たな設設で開発。 治水対策として新放水路（地下放水路）等の建設で環境等に配慮した施設、建設費、維持管理費が多くなりB/Gは非常に小さくなる。	地下空洞等に貯留する案は、新たな対策案として検討させていただきます。 地下放水路については、新たな対策案として検討させていただきます。 また、経年貯留ダムがどのような施設か定かではありませんが、利水専用ダムと考えれば、設案ダム以外の新たなダムとなるため、対策案としていません。

表 6.2.40 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.40

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
94	2) 治水対策案に関する意見について	河道掘削は、土捨場の確保等に時間を要し環境破壊となる。引堤案、嵩上げ案は、家屋、橋梁移転に時間を要し又、超過洪水に対処できない。ピロティは個人資産であり時間がかかるまた生活上不便で洪水時に帰宅できない。 ダム有効利用・遊水池は土地の制限等費用が多額である。整備計画以外のカスマは地元理解が得られない。	頂いたご意見については、治水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
94	2) 利水対策案に関する意見について	河道外貯留・海水淡水化は取水設備及び導水路が必要で用地の確保、工事等から困難。 ダム嵩上げは費用が多額、他流域からは他流域に水源が必要、地下水利用は塩水の遡上、地盤沈下等の今後の問題が発生する恐れがある。	頂いたご意見については、利水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
94	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	ダム嵩上げ等の再開発は費用が多額で不利であり困難。河道外貯留、ため池は取水設備及び導水路が必要で用地の確保、工期等から困難。 他流域からの導水は水源（ダム）が必要。 地下水は塩水の遡上、地盤沈下等今後の問題が発生する恐れがある。 合理化・転は必要であるが調整に時間を要し困難。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
94	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川の自然環境を維持し景観を保全した治水対策が必要。	頂いたご意見については、治水対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
95	1) 対策案の具体的な提案について	河川の役割は①洪水から流域住民の生命と財産を守る②河川環境の維持③河川の自然空間の利用等がある。また水は大切な資源であり、その資源を巡り今中国人による日本の国土の買い占めも、その要因となっている。水は人間の生活をする上で必要不可欠の物であり確保して行く事が重要である。上下流の住民の同意が得られる物ならば、ダムはその最適な施設に成り得る物だと考える。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
95	2) 治水対策案に関する意見について	今回の代替案を見てみると河道掘削や引堤や霞堤の遊水地の活用がメインとなっている。 早期な計画としては河道掘削が考えられるが、大量に発生する土砂の処理がネックとなり問題があると思う。 また引堤や遊水地の計画については地元住民の承諾を得る必要があり、更なる地域への犠牲を強いるもので問題があると思う。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
95	2) 利水対策案に関する意見について	利水の施設として河道貯留や海水淡水化については現実性がなく可能性が薄いと思う。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
95	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	④の矢作川流域からの導水は豊川流域と似かよった流況を示しているので導水計画の可能性に疑問を思う。 既存ダムの再開発や導水計画については計画としてはおもしろいが、計画の可能性や地元の同意を得る必要があり早期の計画には不向きと思う。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
96	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムの建設は治水・利水・環境含め必要と考えます	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.41 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.41

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
96	2) 治水対策案に関する意見について	治水対策として1から24まで検討されていますが、この中で現実的に出来ないものもあり私の意見としては対策案の2がベターと考えられます この時残っている霞の地役補償を対岸の締め切られた土地評価を地域全体で補償する制度を作る必要があると思います（流域の犠牲）	頂いたご意見については、治水対策案の地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
96	2) 利水対策案に関する意見について	1から10までの検討で設楽ダム建設事業費を上回るものでは意味をなさない、また他流域から導水ことには既に実施されておりさらに追加することには問題である。 また河道外貯留施設やダム再開発のケースでも同様の問題を持つものである。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
96	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	日照りが続き各地で水不足が生じても川には最低限の水が流れていることが望ましいと思います、その水源を確保することは重要と考えますが川に戻せる地形の所しか確保できないので山をくりぬきためる施設も考えられますが多くは確保できません。	山をくりぬきためる案は、新たな対策案として検討させていただきます。
96	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川下流に土砂や砂を補給して頂きたい、三河湾のアサリ生産を挙げてほしい 渥美半島の温室栽培の農業用水確保が命題である 豊橋の平野部の水害防御して頂きたい	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
97	(1) 対策案の具体的な提案について	設楽ダムの建設を行わないことが最善である。 (理由) 治水、利水、流水いずれも新たなダムを建設しなければならない状態ではない。むしろダム建設による環境破壊が大きい。ダム建設による環境損失の計算をすべきである。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。 頂いたご意見については、対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
97	2) 治水対策案に関する意見について	先人の知恵である霞堤の評価が低すぎる。いずれの案もダム建設を進めるために意図的に過大の計画として経費を算出している。	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
97	2) 利水対策案に関する意見について	水道水、農業用水いずれも不足している事態では無く、利水の対策案自体がいずれも無意味である。将来の需要予測も過大である。 森林に保水力についての評価が低すぎる。	ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 なお、水源林の保全については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。

表 6.2.42 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.42

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
97	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	そもそも流水機能の維持のためにあれこれ新たな施設を建設する必要はない。不必要な目的のために不必要な対策案を並べているに過ぎない。	流水の正常な機能の維持をするために必要な流量は、動植物の保護、漁業、景観などの維持流量と水利流量から成る低水管理上の目標となる流量であり、豊川の河川整備計画において渇水時にも確保することとされています。 河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。今回のダム検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。 また、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 なお、豊川では人々の生活や農業や工業などのため、たくさんの水を取水しています。しかし、このため、豊川の一部では水枯れが発生したり、たびたび取水が出来なくなるなどにより、流水の正常な機能が大きく不足しています。不特定容量とは、これらの流水の正常な機能を常に維持するために必要な貯水容量です。 豊川水系河川整備計画では、川の本来持っている機能を保全するため、河川流量が一定流量以下のときは取水を制限することとしており、その不足量を補う必要があります。さらに、渇水時にも河川環境の維持のための流量を確保します。この結果、不特定容量が大きく必要となりますが、これによって、豊川の河川機能は抜本的に改善されます。
98	1) 対策案の具体的な提案について	早期着工・完成を希望します。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
98	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域は狭く保水の乏しい地質であり、自流でこの東三河が必要とする農・上・工業用水をすべて賄うことが出来ず、佐久間ダムからの導水によって利水が賄われております。 また、昭和48年に設案ダム建設計画が示され37年が経過し、その間様々な調査・水没予定地区の住民との調整などを経て現在があります。 こうした建設に係わる歴史や現在の利水状況さらには、近年の異常気象などから、将来これまで通りの水を確保することが困難な状況も十分に考えられます。抜本的な対策として設案ダムの建設に早期着工・完成を切望いたします	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
99	1) 対策案の具体的な提案について	当社は、当地域にお住まいの多くの方々と接する様々な機会を通じて東三河の街づくりに協力し、お住まいの皆様のご快適な生活の実現に向けて日々活動しています。 設案ダムについても、そうした地域一体となった思いのもとで進んでいる事業であると認識しております。 インフラを整備し公益事業を営む者としては、地域住民の皆さんの安全や安心を最優先に、前向きな結論を導いて頂けることを希望いたします。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.43 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.43

受付番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
100	1) 対策案の具体的な提案について	今回示された複数の代替案では、住民の生命財産を保全し、産業の発展を支えることができない。また河畔や河床など河川環境に大きな負荷を与えるものである。よって、洪水や渇水から住民を守り、一定流量を維持し、生態系を保全する役割を果たすものとして永年議論を重ね結論を得ている設案ダム建設を進めることを求める。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
100	2) 治水対策案に関する意見について	①～24 大規模工事、新たな用地買収含み困難。 ①～④ 土砂処分が困難。工期が長い。 ④⑦⑨⑩21 24 洪水時の孤立化等居住者の不安解消困難。 ⑤⑥⑦ 地域交通に影響大。優良農地が縮減する。	頂いたご意見については、治水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
100	2) 利水対策案に関する意見について	①⑥⑨⑩⑫⑭⑯ 調整池・ため池は膨大な用地必要で農業用地が縮減する。高コスト。 ②⑨⑩⑫⑮ 既存ダムの再開発はコスト高く時間を要する。 ③④ 水系間導水は調整が困難。 ⑤ 塩水化、地盤沈下の恐れ。水量不十分。	頂いたご意見については、利水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
100	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	上記（利水の意見）の理由と同様。 また、何れの場合も、現在でも瀬枯れが頻繁に起こっている現状を解決できるだけの流量を確保できるとは考えにくい。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
100	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	中下流域には大変優れた農地・工業用地が広がっており、地域経済を支える産業集積地となっている。ダム建設に依らず、用地確保を進めることは、産業全体に大きな影響が及ぼされることが懸念される。地域産業に与える負荷についても考慮すべき。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
101	1) 対策案の具体的な提案について	昭和53年調査以来、平成21年2月にダム建設の同意の調印がなされ、平成22年3月末時点で用地の取得、現道拡幅工事も実施し、用地取得については16世帯について実施している。長期間検討した現ダム計画はもっとも適格な計画でありこれ以外の具体的な提案はございません。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
101	2) 治水対策案に関する意見について	概算コストが高いことや、工期についても30年と長いことや用地買収に伴うための不確定要素もあり、問題点が多いと思われる。	頂いたご意見については、治水対策案のコスト、安全度、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
101	2) 利水対策案に関する意見について	概算コストが高いことや、また工期についても関係者との調整のための不確定要素があるなど問題点が多い。	頂いたご意見については、利水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
101	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	概算コストが高いことや、また工期についても関係者との調整のための不確定要素があるなどの問題点が多い	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.44 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.44

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
102	1) 対策案の具体的な提案について	設楽ダム計画が最も具体的で早期着工が可能と思う。地球温暖化が叫ばれ異常渇水、異常洪水が頻発している今日、これから対策検討、計画立案では間に合わない、出来るだけ早く地元、及び受益者から同意を得て早期完成が望まれている設楽ダムを早く建設すべきです。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えています。
102	2) 治水対策案に関する意見について	設楽ダム計画が一番現実的だと思います。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
102	2) 利水対策案に関する意見について	天竜川導水はあまりにも安易な考えだと思います、困った時は何時でももらえばいい、では他力本願も甚だしいと思います。天竜川だって同じような時期には渇水が起きます、基本計画はまず豊川水系で考えるべきです。天竜川の人は人が良いから何でも頼めば良いと思っていませんか？非常時は止むを得ないと思うが度々では非常時とはいえません。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
102	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	設楽ダム計画が一番現実的だと思います。水源林の保全は他の対策案に関係なく絶対に必要だと思います。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。水源林の保全については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。
102	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	設楽ダムは下流受益者から建設が熱望され、地元及び水没等地権者の皆さんもその要望に応えるべく長年討議検討の末、苦汁の決断をし建設同意したダムです。近年は地元住民の同意なくしては事業は出来ません、やっと同意したダムを初めから見直すなんて、住民を無視した方策です。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
103	1) 対策案の具体的な提案について	（具体的対策案）： 設楽ダムの建設を行わないことが最良の選択肢である。 理由①： 東三河地域の水供給態勢はすでに整っている。豊川総合用水事業で完成した施設の完全な運用が始まった2003年度以降2011年の3月現在まで、2005年度に取水制限が109日間あったのみである。ちなみに、2005年は名古屋、伊良湖、作手など、この地域の多くの地点で観測史上最少の降水量を記録した年であった。近年では、2008年8月に矢作川と木曽川の両水系で工水と農水の20%取水制限が行われたが、豊川水系では実施されず、余裕があった。昔からあった異常な渇水の際には、節水対策の徹底、水利権の調整、井戸水などの地下水の利用、他水系からの融通などで工夫して乗り切るべきである。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。なお、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.45 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.45

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
103	1) 対策案の具体的な提案について	(具体的対策案)： 設案ダム建設を行わないことが最良の選択肢である。 理由②： 河道整備を中心とした対策によって、河川整備計画が目標としている戦後最大規模の洪水への対応は可能である。なお、設案ダムの集水面積は、豊川集水域面積の8.5%しかなく、雨の降り方によっても当たり外れのある設案ダムの洪水調節効果は限られている。2003年の台風10号に伴う洪水について、豊橋河川事務所の通報記録によって、田口の降雨記録と石田の水位記録を突き合わせると、設案ダム集水域からの出水ピークは石田の水位ピークには重なっていないと判断される。 さらに、豊川の堤防の整備率は86%に達しており、中部地方整備局管内の一級河川では、大井川について高い方から2番目、かつ、鎧堤(霞堤)という超過洪水に対しての備え(地域の財産)も伝統的に受け継いでいることから、当てにならないダムによる治水対策は不要で、堤防の保全管理と必要な河道整備・堤防強化をやることこそ大切である。ダムに注ぎ込む予算を河川整備に振り向けた方がより効果的である。「想定外の超過洪水」の際にも、壊れにくい堤防によって備えておくことが、被害を最少に抑えることにつながる。 また、第二次世界大戦後の豊川の洪水の記録を見ると、1958年の13号台風、59年の伊勢湾台風、62年、65年、68年にいずれも3000m³/secを超える洪水があり、69年に最大洪水の4650m³/sec、74年に3000m³/sec台、79年に4000m³/sec台の洪水が発生したが、80年代90年代を通じて3000m³/secを超える大きな洪水の発生はなく、2003年の台風10号の際に3000m³/secを超えるピーク流量を記録したのみである。つまり80年代以降は大きな洪水の発生がずっと少なくなっている。これは、流域の森林が以前に比べて成長し、雨水の浸透、保水能力が増したためと考えられ、設案ダム程度の治水効果は、森林の保全管理によって十分補うことができることを示しているものと考えられる。	河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。 森林の保全は、不確定要素が大きく定量的な評価が困難ですが、全ての対策案に組み合わせています。顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく定量的な評価が困難です。 頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
103	1) 対策案の具体的な提案について	(具体的対策案)： 設案ダム建設を行わないことが最良の選択肢である。 理由③： 設案ダムを造れば、清流と山里の水没、水質汚濁、川床の粗粒化、砂利の消失、閉鎖性の強い渥美湾の汚濁促進など、大規模な自然環境悪化を惹き起こす。6000万m³という、途方もない「流水の正常な機能の維持」のための貯留を目的とする設案ダム建設は本末転倒している。	河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、環境への影響など様々な評価軸で評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
103	1) 対策案の具体的な提案について	(具体的対策案)： 設案ダム建設を行わないことが最良の選択肢である。 理由④： 豊かな自然状態を残す清流寒狭川上流部は、ダムのない自然な河川として、いまや、わが国では絶滅危惧河川の一つになっている。川と流域に生息する多様な生物とともに、極めて貴重な存在であり、設案ダム建設による破壊は許されない。	河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、環境への影響など様々な評価軸で評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
103	1) 対策案の具体的な提案について	(具体的対策案)： 設案ダム建設を行わないことが最良の選択肢である。 理由⑤： 豊かな森林が生み出す清流は、アユ・アマゴ釣り、子供たちの川遊び、エコツーリズムなど、健康で文化的な生活を保障する、地域の持続可能な生活にとって不可欠な基盤であり、次世代に残すことこそわれわれの義務である。	河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、環境への影響など様々な評価軸で評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.46 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.46

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
103	1) 対策案の具体的な提案について	(具体的対策案)： 設案ダム建設を行わないことが最良の選択肢である。 理由⑥： 豊川上流域から生み出される清流は、農業や都市生活に必要な水資源を生み出すためのみにあるのではなく、本来は海に注ぎ、山川海のつながりのなかで、物質と生き物の循環を形成しているものである。現状は、豊川用水への取水が多すぎて、閉鎖性の強い渥美湾生態系に悪影響が生じ、漁業にも著しい影響を与えている。これ以上自然環境を痛めつけることを止め、取り過ぎている水を海への自然な流れに戻していくために、水資源の使い方に智恵を絞ることこそ必要である。	河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、環境への影響など様々な評価軸で評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
103	1) 対策案の具体的な提案について	(具体的対策案)： 設案ダム建設を行わないことが最良の選択肢である。 理由⑦： 以上をまとめてみるに、水源として不要で、治水効果の限定されている設案ダムに巨額の税金を投入することは、ムダであると言うに留まらず、有効な治水対策をおろそかにし、かつ莫大な環境破壊をもたらすとともに、次世代の生活基盤を破壊し、巨額の負債を遺すことになるので、絶対にやってはならない。不要・不急・有害な設案ダム建設事業は即時中止して、2011年3月11日に起きた東日本大震災の復興に、資金を回さねばならない。 以上	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
104	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。 大野頭首工について頂いたご意見については、今後の河川管理の参考にさせていただきます。
104	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
104	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
104	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。

表 6.2.47 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.47

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
105	(1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
105	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
105	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
105	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
106	1) 対策案の具体的な提案について	今回示された対策案は、豊川流域において考え得る対策の組合せをほぼ網羅しており、現実的にはこれ以外の案を提示することは難しいと考える。しかしながら、これらの対策案は、それぞれ、現計画の目標が達成できないもの、河川環境への負荷・影響が大きいもの、総概算コストが大きく経済性に劣るものであるばかりか、新たな利害関係者との調整や用地買収等の必要性から目標達成までの工期が不確定なものが多く、いずれも現計画に対する優位性は無い。現計画は、これまで長年にわたり地域で議論され合意形成が図られてきたものであり、期待される効果とその実現性の観点から、現計画に勝るものは無い。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
106	2) 治水対策案に関する意見について	大規模な河道掘削は、河畔林を大きく消失させることとなり、河川環境への影響が大きいばかりか、量的に流下能力の向上を図ったとしても、洪水流の流速を増大させることや、堤体を防御・保全する機能を減少させるといった質的な安全度の低下を招くことを看過してはならない。 引堤、放水路及び霞堤地区の遊水池化については、多数の関係者との調整・合意形成・用地取得等に長期間を要し、実現性が不確実。 雨水貯留施設・浸透施設は、洪水ピーク時の低減に期待される効果が発揮できるか疑問。 堤防嵩上げは、被害ポテンシャルを高めるため論外。 既設ダムの有効活用（嵩上げ）は、技術的な可能性が未知数であり現実的でない。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性、環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.48 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.48

受付番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
106	2) 利水対策案に関する意見について	いずれも対策案としてのメニューとはなり得ても、現実として実現できるかどうかの検証が不十分で、現時点では実現可能性は極めて乏しいと言わざるを得ない。 また、利水や流水の正常な機能を継続的・安定的に維持・確保するという点では、現計画を超える対策案とは言えない。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
106	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	いずれも対策案としてのメニューとはなり得ても、現実として実現できるかどうかの検証が不十分で、現時点では実現可能性は極めて乏しいと言わざるを得ない。 また、利水や流水の正常な機能を継続的・安定的に維持・確保するという点では、現計画を超える対策案とは言えない。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
107	1) 対策案の具体的な提案について	1) 治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について 具体的提案： 治水：人命第一を考えて対策案から外した「決壊しにくい堤防」と河川改修、霞堤の活用を採用すべきである。設案ダムはかえって危険をます。また保水力を増す森林・里山再生を図るべきである。 利水：水需要予測は判決でも認めたように過大であり、約1億?の供給余力もあるので設案ダムは不要である。節水対策や使用量に応じた料金体制を採用すればさらに水は余る。 流水の正常な機能の維持：設案ダムは流水の正常な機能を奪い、河川環境を取り返しがつかない程破壊するので不要である。川をコンクリートでせき止めれば川は死ぬと思うのですが?。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 決壊しない堤防、決壊しづらい堤防は、技術上の観点からの実現性の見通し等を考慮し、検討から除いています。 森林の保全是、森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性があるため、全ての対策案に組み合わせています。しかし、顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難です。森林の保全と適切な管理が重要であると考えております。
107	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	提案理由： 1、設案ダム建設場所の問題点 ア) 建設場所は地盤が弱く、想定外のダム誘発地震や東海地震・東南海地震が起こった場合、決壊の恐れがあり、決壊すれば下流域は甚大な被害を受けることは確実である。 イ) 周辺地盤も弱く、堆砂速度も想定より早まる可能性がある。さらに想定外の大雨や地震が連動すれば土砂崩れや山崩れが起こり、ダムが埋まってしまう可能性が大きい。 ウ) 上記2つが同時に起こればとんでもない被害を引き起こすことになる。さらに問題なのは最悪の事態が起こったとしても、ダム推進にまい進してきた国、県、市町の責任者や政治家はだれも責任をとらないだろうことである。	今回の検証では「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、整備計画と同等の安全度を確保する検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、地質など技術的実現性など様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。 なお、これまでに得られている広域的な地質調査や貯水池周辺及びダム建設予定地周辺の地質調査結果から設案ダムの建設は可能と判断しています。

表 6.2.49 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.49

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
107	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	提案理由： 2、設案ダムは環境及び地域社会に与える問題点 エ) 設案町はダム建設と関連事業によって一時的に潤うだろうが、自然の遺産である清流寒狭川を失い、溪流釣りやアユ釣り客、自然を求めてやってくる観光客を失うことになり、過疎化も一層進み、長期的にみれば一時的なダム利益より貴重な町の再生の財産を失うことになる。 オ) 豊川の支流である宇連川で実証されているように、設案ダムは豊川水系の河川環境や生物多様性を破壊し、絶滅危惧種のクマタカ、ネコギギ、流れ仏どじょうはその棲みかを失い、かつてはアユ釣りのメッカであった新城市の豊川もアユの棲めない川となる。アユの産卵場も失われるので遡上アユも激減し、江戸時代に起源をもつ文化遺産である鮎滝の傘網漁の存続は困難となり、名勝桜淵も河原や砂が失われ、貴重な観光資源を失うことになる。新城市も地域再生の貴重な遺産を失うことになる。 カ) 豊川は先人の残した貴重な治水施設である霞堤を経て渥美湾にそそぐ。河口にはアサリ湧く奇跡の干潟といわれる六条潟が広がる。かつて渥美湾は貝塚の分布でもわかるように縄文時代より豊川とともに東三河の人と文化を育んだ豊穡の里海であった。埋め立てが進む以前は魚介類の宝庫であり、ハマグリ産地であった。わずかに残された六条潟は全国のアサリの稚貝の70%を占め、愛知県の漁民の生活と国産アサリを支えている。この六条潟も滋養分豊かな豊川の水と砂利・砂の補給が失われれば壊滅することになる。 キ) 問題は設案ダムが無くても、豊川総合用水が完成して10年足らずで宇連川水系のアユは壊滅し、寒狭川頭首工下流域のアユ釣り客は激減し、河川環境の悪化が進んでいるということである。設案ダムができれば豊川・渥美湾は致命的な打撃を受けることは明白である。現在すぐ着手しなければならないことは、宇連川・豊川を再生させることである。アユ釣りができる川にすることである。	今回の検証では「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、地質など技術的実現性、地域社会への影響、環境への影響など様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
107	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	提案理由： 3、治水対策において何よりも重要なのは人命である。 ク) 150年に1度の洪水はいつ起こるかわからない。何よりも優先させるべきは人命である。堤防が破堤すれば一挙に洪水が押し寄せ避難する時間がない。人も家も一挙に押し流され、被害は甚大となる。したがって真っ先に着手しなければならないのは、「決壊しない堤防」「決壊しにくい堤防」にすることである。水の流れが集中する場所をまず補強し、堤防全体に広げていくことである。決壊しなければ、避難する時間的余裕もできる。川をせき止めることができる現在の土木技術で、「決壊しにくい堤防」「決壊しない堤防」ができないはずはない。なぜ対策案から外したのか理解できない。 ケ) また、先人の知恵である霞堤を活用することである。同時に避難体制を地域住民とともに早急に作成することである。	決壊しない堤防、決壊しづらい堤防は、技術上の観点からの実現性の見直し等を考慮し、検討から除いています。 霞堤の活用は、第2回検討の場で提示した治水対策案に含めています。
107	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	提案理由： 4、東日本大震災をうけて、以上から設案ダム建設は不要である。今すぐに取り組まなければならないことは東日本大震災の被災地の復興である。設案ダムなど不要不急の事業は取りやめ、総力をあげて被災地の復興に集中すべきである。日本と日本人が問われている。東三河の指導者と住民の選択が問われている。世界が注目している。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検証を行うこととしています。
108	2) 治水対策案に関する意見について	原案は、土地利用、河川環境、流域環境、社会環境の現状を勘案した最も実現可能な案といえる。対案においても種々に方策を組み合わせた案になっていますが、個別の方策にそれぞれ問題を抱えています。遊水地の設置や堤防の嵩上げ、引き堤では用地問題が生じ、既設ダムの容量見直しや嵩上げは管理者との調整が困難です。ピロティや雨水貯留施設の設置及び森林の保全や農地による保水機能の維持等は政策的に治水安全度を更に上げる方策として取り組んでいく施策です。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.50 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第 1 回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.50

受付番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
108	2) 利水対策案に関する意見について	豊川用水の開発により一大農業地帯が現出したが、取水堰下流において流水が減少し河川環境が悪化すると共に、近年の少雨傾向とも相俟って度々渇水に見舞われている。更に新規に上水と農水を開発するためには、河川環境を保全した上で行うことは当然である。そのための方策として、ダム再開発やため池の設置等が提案されているが、ダム嵩上げの技術的検討やため池の用地確保など早期に解決が困難、その他の案も流域分水、既得水利の合理化、渇水調整など既に取り組みされており抜本的な方策にはなり得ない。原案が最も早期に実現可能な案です。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
108	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	豊川用水の開発により一大農業地帯が現出したが、取水堰下流において流水が減少し河川環境が悪化すると共に、近年の少雨傾向とも相俟って度々渇水に見舞われている。更に新規に上水と農水を開発するためには、河川環境を保全した上で行うことは当然である。そのための方策として、ダム再開発やため池の設置等が提案されているが、ダム嵩上げの技術的検討やため池の用地確保など早期に解決が困難、その他の案も流域分水、既得水利の合理化、渇水調整など既に取り組みされており抜本的な方策にはなり得ない。原案が最も早期に実現可能な案です。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
109	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	1) 治水について（要旨） 基本方針の基本高水流量、ダム計画高水流量並びに河川整備計画における戦後最大洪水流量には疑義があり、これらの徹底的な見直しが先決である。 過大な流量値を設定してしまっている事により、河川整備計画の目標が不当に高くなり、今後、無駄に多額の税金を投入しなければならないとは、今の日本には許されない事である。 1) -a 基本高水流量の過大設定 河川整備基本方針の「基本高水流量」設定手法は、流域治水安全度に合致する降雨量を雨量確率表で求めて過去の最大洪水となった降雨パターン10ケース程度を選び、その確率降雨量の割合まで「引き伸ばし」を行い、流出解析モデルに「貯留関数法」を用いて洪水追跡計算をし、その中の最大ピーク流量値を持ったハイドログラフを「基本高水」に決定している例が殆んどであろう。 これは「確率論」の基本定理に反し、非科学的設定手法であり、過大な「基本高水」を生む一因である。全国的に見ても「総合確率法」すら使っていない水系が大半と見られている。この事により、真の「超過確率」は目標とする治水安全度の何倍にも高くなるのである。加えて、流出解析における「流域平均雨量」の求め方や「定数」（一次流出率、飽和雨量値）の恣意的偽装、又は誤解による設定などで大きく「基本高水流量」を押し上げているのである。 1) -b 設案ダム計画高水流量の場合 ダム地点における計画高水流量は、1、450m³/sとされている。集水面積は僅か62.2km²なのである。三重県に計画されている川上ダムの例を見てみよう。 基本方針における川上ダムの計画高水流量は、1/100確率で最大洪水流量が計算された昭和40年台風24号パターンによって、780m³/sが示されている。集水面積は54.7km²である。（後に、他のダム群の連携による洪水調節量が考慮され440m³/sに修正。） 〔川上ダム〕＝780÷54.7≒14.26（m³/s/km²） 〔設案ダム〕＝1,450÷62.2≒23.31（m³/s/km²） 〔単位面積当たりの比較割合〕≒23.31÷14.26≒1.63(倍) ？ 余りにも懸け離れた数値として疑問が拭えない。 この様であるから、昭和44年8月洪水の降雨データから計算されたとされる「戦後最大洪水流量」が、どのようなデータを使用し、どのモデルを使い、どの様に導かれたかも、徹底検証されなくてはならない。	今回の検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。 河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。 また、検証にあたり過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行うこととなっております。

表 6.2.51 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第 1 回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.51

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
109	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	1) ー c. 設案ダム上流域の保水力について 平成元年以降平成 21 年度までの「設案ダム関連地質調査業務報告書」類を視閲する限り、風化の激しい表層部のみならず、中深度、大深度まで「透水性」が高い地層が多いことが分かった。「新第三紀堆積層」が広く分布し、大深度まで透水性が高い地域であれば、「深層崩壊」が多発する危険性の高い場所が多く散在するものと思われる。同時に、表層部土壌の保水性のみならず、地盤中に亀裂・開口及び断層・破砕帯が大量に存在することによる「地質的保水性」の高い地域と言えるのである。 異常の事実からして、設案ダム集水域の「流出解析」においては、特に「飽和雨量値」を実態調査し、この地質特性に合致した「定数」を使用しなければならない。 1) ー d. 設案ダムの「洪水調節」というものの限界について ダム集水域は 62.6 km²であり、基準地点石田までの流域面積の 11.4 %でしかない。このダムの直接的な「洪水調節」効果は、直下流「巴川」合流点位までであろう。また、集中豪雨パターンでは集水域に降雨なく「役立たず」に終わるケースが多いものと思われる。 流域全体に大雨になり、ダム集水域に相当な豪雨があり、二山洪水となった場合等は、「異常放流」を遣りかねないダムとも言える。 1) ー a ～ 1) ー c までに記述したように「基本高水」、「ダム計画高水」、「整備計画高水」の徹底検証を行えば、設案ダム「洪水調節」流量分以上は浮いて来る。 （結論として）ダムそのものの建設は、治水には必要がない。そして、河道に於いても真の計画高水であれば、支障なく流下するものと思われる。故に、「治水対策案」提案の必要さえない。但し、長年の内に堆積した土砂は「浚渫」しなければならない。3つの「霞堤地区」は現状保全で守って欲しい。これは長大な活断層「中央構造線」が造った地盤である。近年に起きるであろう「東海、東南海、南海地震」が齎す「津波対策」としても、ここを人家等が立てられない湿地帯のまま、残すべきである。	今回の検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。 河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。 また、検証にあたり過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行うこととなっております。
109	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	2) 利水について 2) ー a. 愛知県の新規水道需要について 「愛知県水道整備基本構想」（平成 19 年 3 月発行）に需要予測がでている。 平成 17 年度において、一日最大給水量が 295 万 m³、一人一日最大給水量が 408 L であるものが、平成 22 年度は夫々、341 万 m³、465 L、平成 27 年度は夫々、349 万 m³、476 L と成っていくものだろうか？平成 7 年度以降、これらの実績値は減少してきており、その後、総人口も減少の方向性を見せているのである。 県は、今後生活文化の向上等が見込まれるのでより水需要が増加すると説明しているが人々の節水意識は高まってきており、その設備等が普及しつつあり、工場、事業所等の雨水・中水利用も今後増えるものとみているのだ。この苦しい言い訳以上に「需要予測値」の何とお粗末な、恥知らずの数値であろうか？平成 22 年度については、既に実績値が出ているので早く公開して貰いたいところである。 2) ー b. 農業用水について 流域の田畑は減少の一途にあり、かんがい用水の需要は大きく減っている。全体の水利権量の調査と整理が必要である。また、慣行水利権についての実態は河川管理者が綿密に調査し、「統合頭首工」を促進するとともに「許可水利権」化を進めなければならない。豊川用水、大野頭首工の過剰取水や水管理ロスの問題を是正しなければならない。 2) ー c. 河川流水の正常な機能維持の問題について X 豊川用水や大野頭首工が、下流の河川維持流量の保持を無視して過剰取水を続けてきたことが問題であった。上記、農業用水利用の適切な改善を図ることで 7 m³/S ぐらいは軽く得られる筈であり、ダムにとんでもなく大きい貯水容量を設定することは、異常としか思えない。	今回の検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、利水と流水の正常な機能維持それぞれについて、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。 なお、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第 2 回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 また、既得水利権の合理化につきましては、第 2 回の検討の場でお示しした対策案として既に検討しております。 なお、既得水利権につきましては水利使用規則に基づいて適切な管理体制で取水されています。

表 6.2.52 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.52

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
109	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	3) 設案ダムの地質問題について 次に簡単に示すが、これは平成元年度から平成21年度までの「設案ダム関連地質調査業務報告書」類を視閲し、感じた問題点である。 「設案ダムの地質問題」について 1. 活断層調査がおざなりである。ダム堤体の耐震を検討するにも重要なデータであるから、もっと積極的に調査をしなければならない。当地は「地震防災強化地域」であり、巨大地震、「東海地震」「東南海地震」の発生確率から言っても、危険なダム建設は避けるべきである。 2. ダムサイトで現出したダム築堤上の大問題である「低角度断層」の存在状況についても、しっかりと綿密な調査が必要である。 3. 16箇所ほど抽出された貯水池周りの「地すべり地」「崩壊地」などは、試験湛水後に「初生的」に発生する例も多い。更に綿密な調査と防災対策が必要である。 4. ダムサイト周辺の「熱水変質」岩を、ダム堤体着岩にするのは「土木地質学的」に問題である。同じ岩級のままで少しかけ強度減衰するなどは、まやかしの手法である。 5. 当地は非常に複雑な地質・地形を示している。表層から2、30mに及ぶ強風化が進んでいたり、岩盤の緩みが進んでいたり、大深度においても透水性が高かったり、風化が進んでいたりし、地下水位が信じられない境目を見せたりしている。このような山地は、「新第三紀」特有の「深層崩壊」が起り易い場所である。その代わり、治水上は有利な「飽和雨量」が大きい、保水性の高い所でもある。 6. 「地質調査業務」の大半が「某」地質調査会社に発注され、纏め役的な「総合解析業務」全ても、その「某」社が独占して受注している。その為か、「ダム建設ありき」と思われても仕方ないような「定義・解釈の変更」「地質業務報告内容の修正」が多い。 7. 沢の出口や山腹中位標高に多い崖錘堆積物は大変厚い層になっているし、上記5. で述べたような非常に複雑な地質・地形である。上流側は「段丘堆積物」も豊富であり、ダム貯水池となれば、「堆砂量」は非常に多いものになるであろう。「年間堆砂量」の当初計画値では大変な事になりかねないのが分かったのか、平成8年度に「総貯水量」を2,000万m³増やし、1億m³に変更したものと観る。	今回の検証では「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、整備計画と同等の安全度を確保する、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、地質など技術的実現性など様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。 堆砂容量については、第2回検討の場において点検結果を示しましたとおり水文、地形・地質、森林等の特性が類似した近傍のダムの堆砂実績で確率処理を行い1年間の堆積量の変動を評価した上で堆砂容量を決定しています。 計画比堆砂容量について、平成15年までの基礎データを用いておりましたので最新の平成21年までに延伸して点検を行った結果、現計画の容量を上回らないことを確認しています。 なお、これまでに得られている広域的な地質調査や貯水池周辺及びダム建設予定地周辺の地質調査結果から設案ダムの建設は可能と判断しています。
110	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
110	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
110	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
110	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。

表 6.2.53 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.53

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
111	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
111	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
111	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
111	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
112	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
112	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
112	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
112	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。

表 6.2.54 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.54

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
113	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
113	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
113	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
113	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
114	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
114	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
114	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
114	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。

表 6.2.55 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.55

受付番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
115	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
115	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
115	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
115	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
116	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
116	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
116	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
116	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
117	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.56 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.56

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
117	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
117	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
117	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
118	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
118	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
118	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
118	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
119	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
119	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。

表 6.2.57 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.57

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
119	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
119	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
120	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
120	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
120	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
120	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
121	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
121	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
121	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。

表 6.2.58 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.58

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
121	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
122	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
122	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
122	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
122	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
123	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
123	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
123	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
123	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。

表 6.2.59 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.59

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
124	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
124	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
124	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
124	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
125	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
125	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
125	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
125	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。

表 6.2.60 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.60

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
126	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
126	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
126	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
126	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
127	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
127	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
127	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
127	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。

表 6.2.61 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.61

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
128	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設を白紙に戻して、堤防の弱い部分の補強と、河床の掘り下げで対応してください。大野頭首工に貯留している土砂は、速やかに下流に流下させてください。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
128	2) 治水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
128	2) 利水対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
128	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	検討する価値なし	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
129	1) 対策案の具体的な提案について	設楽ダムの早期着工完成希望	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
129	2) 治水対策案に関する意見について	ダムは治水に重要	今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
129	2) 利水対策案に関する意見について	ダムは利水に重要	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
130	1) 対策案の具体的な提案について	設楽ダムの早期着工、完成希望 豊川水系の治水利水環境のために必要な施設	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.62 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.62

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
131	1) 対策案の具体的な提案について	治水、利水と環境の保全に資する重要施設であり、早期の着工を希望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
131	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域は狭く保水力の乏しい地域であり、隣県の「佐久間ダム」からの導水によって利水が賄われていることについて、圏域住民の認識が乏しいことが残念である。渇水時や緊急時に対処するためにダムの早期建設を期待する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
132	1) 対策案の具体的な提案について	対策についての議論もなされてはおりますが、仮にダム以外の方法によって利水を検討したとしても、計画・工事・着手・完成に至るまで、今後さらに長期（何十年）という歳月がかかると思います。これまでの長い歴史。水没予定地区住民のことを考えぜひ東三河の利水について抜本的な対策とし、設楽ダムの早期着工を希望します。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
133	1) 対策案の具体的な提案について	耕地整理され大きくなった田畑での耕作のため、安定した水の供給が重要である。今後の日本の農業のことを考えれば設楽ダムは必要不可欠である。設楽ダムの早期着工を望む。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
134	1) 対策案の具体的な提案について	東三河の総合的な発展のためには、水資源の確保は必要不可欠であり、一日も早く設楽ダムの建設を希望する。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
135	1) 対策案の具体的な提案について	設楽ダムの早期着工・完成希望（何年に一度の渇水・今はいいけれどもいつか大変な時がくると考えます。ダムに反対の人々はいざという時にどう考えるのか？安定した利水計画をお願いします）	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
136	1) 対策案の具体的な提案について	設楽ダムは計画から何年も経過し、建設同意が行われ、移転も行われている。新しい計画では、一から出なおしになり又何年も要することになる。現行の設楽ダム建設を進めるのがよい。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.63 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.63

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
136	2) 治水対策案に関する意見について	宇連ダム等のかさ上げにしても、ダム流域面積が小さい為、新しい水源流域を求める設案ダムの建設が必要と思う。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
136	2) 利水対策案に関する意見について	現計画の設案ダム建設がよい。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
136	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	一覧表のどの方法も同じ様に思う。流水については、水源林の保全に力を入れることよれば、設案ダムの建設がよい。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
137	2) 治水対策案に関する意見について	環境の面から、現ダム計画以上に河道掘削や樹木伐採は控えるべきだと思う。また、引堤も今後の用地取得は困難、輪中やピロティ建築もコスト面から非現実的と思われる。よって、現ダム計画が採用されるべきだと思う。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
137	2) 利水対策案に関する意見について	コスト面から、調整池、ダム再開発、ため池、海水淡水化は困難であると思う。水系間導水は、水利権の問題等、調整が困難だと思う。どれだけあるかわからない地下水に頼るのも不安である。	頂いたご意見については、利水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
137	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	コスト面から、調整池、ダム再開発、ため池、海水淡水化は困難であると思う。水系間導水は、水利権の問題等、調整が困難だと思う。どれだけあるかわからない地下水に頼るのも不安である。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
137	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	霞堤は、先人の知恵であり、財産であると思っています。現計画通り、存置するべきであると思っています。また、近くに住む者として、現計画程度の浸水被害軽減計画でもありがたいと思っています。以上の意見により、現行のダム計画が、コスト面、環境面でも最良に思います。最後に水源地域の方々に感謝いたします。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案のコスト、環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
138	1) 対策案の具体的な提案について	長年検討してきた結果であり設案ダムの早期着工実現を強く希望するものであり、複数の代替案は地域をとりまく住環境に大きな影響を与える恐れがあるためこれらを十分に踏まえ検討すべきである。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えています。
138	2) 治水対策案に関する意見について	かなりの経費を要するので事業費の精度を高めていただきたい。また、掘削土の処理についても実現可能性は低いと思われる。	頂いたご意見については、治水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.64 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.64

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
138	2) 利水対策案に関する意見について	設案ダムの利水計画は、フルプランに基づくものであり、特に、水道用水については近年の降雨状況を踏まえ、10年に1回程度発生する渇水時における安定的な供給を目標としており、P4の利水対策案選定の一覧表の全ての案に掲載されている、渇水調整や節水対策についてはダムの代替案になり得ないと思われる。	頂いたご意見については、利水対策案の目標、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
138	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	特に関連地域の住環境に大きな影響を与えないよう十分配慮すること。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
138	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	樹木群の保全についても十分考慮し検討をしていただきたい。	頂いたご意見については、治水対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
139	2) 治水対策案に関する意見について	治水対策案2-2（遊水地（旧東上霞）＋3霞堤存置）何を今更の感がする。治水対策最優先の案で、非常に非現実的である。東上地区は、かつて、洪水に悩まされたが、堤防が出来たことにより安定してきた生活ができるようになった。それを再度元に戻すようなことには賛成できない。本対策案の実現には多大な犠牲がしいられる。特に、東上地区の霞堤設置は、脈々と築き上げてきた本地域（東上）の破壊・崩落を招くものである。加えて、莫大な予算を伴う計画には、断固反対である。	頂いたご意見については、治水対策案のコスト、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
140	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムによる治水利水の計画以外にありません。そのような案があればすでに実施に移行している。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
140	2) 治水対策案に関する意見について	高度な土地利用が進む東三河地域において霞堤を残す案など論外である。霞堤存置案は地元の方々はいわない。都会の整備された地域に住む方の意見である。ピロティー方式等も論外です。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
140	2) 利水対策案に関する意見について	東三河地域は、我国の中間的位置にあり、海陸の交通体系に恵まれ、市場に近く経済的発展の可能性は大きい。弱いのは水資源が不足し、たびたびの渇水を引き起こすことだ。中部の発展のため、設案ダムの利水は重要である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
140	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	他条件が恵まれていても、渇水がひんぱつすると企業は工場立地に二の足を踏む。渇水のない東三河の実現（早期）が重要だ。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
140	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	早期完成を望みます。事業はがんばってもらいたい。治水と利水の安全は、福祉の基本であると思います。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.65 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.65

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
141	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムは豊川の治水・利水についてどの対策が最良かを検討して来た結果、ダムによる対策が最良との結論で事業を進めて来たものです。政権が変わったからと云って、事業の継続性を無視したやり方には怒りさえ覚えます。 ダム建設予定地の設案町としても長期間の議論の末、必要性を認め建設について苦渋の選択をしたと思います。それが見直しとは？と言った心境ではないでしょうか。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
141	2) 治水対策案に関する意見について	設案ダムは豊川の治水・利水についてどの対策が最良かを検討して来た結果、ダムによる対策が最良との結論で事業を進めて来たものです。政権が変わったからと云って、事業の継続性を無視したやり方には怒りさえ覚えます。 ダム建設予定地の設案町としても長期間の議論の末、必要性を認め建設について苦渋の選択をしたと思います。それが見直しとは？と言った心境ではないでしょうか。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
141	2) 利水対策案に関する意見について	設案ダムは豊川の治水・利水についてどの対策が最良かを検討して来た結果、ダムによる対策が最良との結論で事業を進めて来たものです。政権が変わったからと云って、事業の継続性を無視したやり方には怒りさえ覚えます。 ダム建設予定地の設案町としても長期間の議論の末、必要性を認め建設について苦渋の選択をしたと思います。それが見直しとは？と言った心境ではないでしょうか。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
141	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	豊川の渇水時は、天竜川も同じであるので安易に水系間導水をするのではなく、豊川で「水を生み出す努力」をすべきで、最後の手段として水系間導水を考えるべきだと思います。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
142	2) 治水対策案に関する意見について	1、発生物の処理・資材の入手が困難な案は、対策案として不適である 1, 2, 3, 4, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 22の案 2、多くの家屋移転や用地買収を伴う案は、新たな犠牲者を発生させるものであり、対策案として不適である 5, 6, 7, 8, 9, 23, 24の案 3、本検討の趣旨に反する案や効果に疑問のある案は対策案として不適である 16, 17, 18, 19, 20, 21の案（ダム）と 1, 2, 3, 4, 5, 11, 12, 13, 14, 15の案（河道掘削） 4、河川整備計画よりコストの高い案は対策案として不適である 1, 2, 12, 13以外の案	頂いたご意見については、治水対策案のコスト、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
142	2) 利水対策案に関する意見について	1、コストが高い 1, 2, 6, 7, 9, 10, 12, 14, 15, 16の案 2、コストが不明 3, 4, 5, 8の案 3、検討の趣旨に反する 2, 9, 10, 12, 15の案（再開発） 3, 4の案（新規ダム） 4、事業効果・内容が劣る 1, 2, 6, 9, 10, 12, 14, 15, 16の案（効果） 3, 4の案（内容） 5、現実性に乏しい 3, 4, 5, 6, 8の案	頂いたご意見については、利水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.66 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.66

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
142	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	1. コストが高い1, 2, 6, 9, 10, 11, 12, 13の案 2. コストが不明 3, 4, 5, 8の案 3. 検討の趣旨に反する2, 9, 10, 11, 12, 13の案（再開発）3, 4の案（新規ダム） 4. 事業効果・内容が劣る1, 2, 8, 9, 10, 11, 12, 13の案（効果）3, 4の案（内容） 5. 実現性に乏しい3, 4, 5, 6, 8の案	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
143	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	将来人口の減少が予想されています。 2～3年後、ピークに達しその後は減少と高齢化の社会になります。 日本国・東海地方・愛知県・東三河地方・豊川流域市町いずれも同様の予想です。全国どこにも例外はありません。 つまり利水需要が確実に減少していくことになります。 豊川流域でみても産業分野・民生分野全てで減少していきます。 設案ダムは基より宇連ダム・大島ダムもいらなくなります。税金投入は大きなムダになります。 代替案・・・利水 ダムに頼らないのがベストです。 河川表流水と地下水とため池など森林整備・自然を生かした水源開発に力を入れる。豊川流域市町の保水力アップに力を入れる。節水型市町自治体産業作りも大切です。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 水源林の保全については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。
144	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムの利水計画は、フルプランに基づくものであり、特に、東三河における水道用水の安定確保については、長年の地域住民の悲願であり、又工業用水についても水の安定確保は絶対に必要であります。 以上より設案ダムは、なくてはならないものと考えます。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
144	2) 治水対策案に関する意見について	設案ダムを完成させることにより、ムダな自然破壊を防止することが出来ると考えています。 河道掘削と樹木伐採は可能ながざり縮小させることが望まれる。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
144	2) 利水対策案に関する意見について	水道用水、工業用水、農業用水等、東三河は全て豊川水系に水の安定供給に依存している。 費用対効果の基本を考え着手していくことが必要である。 但し設案ダムは必要であると考えている。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案のコストに関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.67 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.67

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
144	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	正常な流量確保についても設案ダムは必要である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
144	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域は観光資源としても極めて重要であると考え、奥三河地域の植樹による保水力の向上による美しい森林、中流域の美しい風景を守っていくことが必要である。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。森林の保全是、森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性があるため、全ての対策案に組み合わせています。しかし、顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難です。森林の保全と適切な管理が重要であると考えております。
145	1) 対策案の具体的な提案について	現「豊川水系河川整備計画」は、地域住民の意見反映のための新たなルールのもと、学識者等による度重なる「流域委員会」での検討や住民への地区別意見交換会の開催などにより、多様な角度から検討・策定された計画である。また、設案ダムが建設される地元との建設同意も得られていることなどから、可及的速やかな実現可能な計画である。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
145	2) 治水対策案に関する意見について	大規模な河道掘削は「流域委員会」からの提言にある「良好な河川環境の保全への配慮」を無視するものである。 霞地区の住民は完成堤の築堤を強く望んでおり、将来にわたり霞提地区が存続する対策案は受け入れられない。 洪水時の流速はすさまじく、霞提の開口部を上流部に変更するいかなる対策も危険。開口部が下流にあることを理解すべき。 引提、堤防嵩上げは用地買収や橋梁の改修など非現実。 既存ダムの嵩上げは構造上やダム湖の拡大等が課題	頂いたご意見については、治水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
145	2) 利水対策案に関する意見について	既存ダムの嵩上げは構造上やダム湖の拡大等が課題 水系間導水は必要なとき必要量の確保が不確定である 現実的に昨今地下水の塩水化が進行しており、危惧増大（ため池）膨大な量の新たな用地確保は実現性が乏しい （海水の淡水化）海水の水質や高濃度塩水の排水、ランニングコスト、渇水時のみの稼働、ハードルが多い。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
145	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	万場調整池クラスの河道外貯留施設を12基新設、用地確保や水のネットワークをどのようにするか疑問 既存ダムの嵩上げ高が極端に高い、構造上やダム湖の拡大等、住民の理解など実現性に乏しいのではない。 水系間導水は必要なとき必要量の確保が不確定である 上流部（山間部）での大量の地下水取水は技術的・経済的に可能か疑問。 下流部に設けた膨大なため池からの送水の実現性は疑問	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.68 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.68

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
145	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川の河川環境は日本有数のきれいな水質と河畔林などによって代表される景観は、この地域の住民にとってこころのふるさとであり、他に誇れる共通の財産であります。これは、ダム建設予定地も同様であります。地球温暖化によるといわれる異常気象が恒常化するなかでの、治水、利水、流水の正常な機能の維持のための対策は早期実現が求められております。ダム予定地の皆さんの苦渋の選択も含め、様々な意見を検討する中で策定されたのが現整備計画であり、事業着手もしている。結果として先延ばしするような対策案は評価に値しません。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
146	1) 対策案の具体的な提案について	治水については、①石田地点最高流量の見直しをする。②河道掘削をする。③左岸にも本堤防を構築する。④治水、利水の観点から設案ダムを設ける案を提唱します。	ダム検証に係る治水目標に関するご意見と思慮します。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することとしています。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
146	2) 治水対策案に関する意見について	①～24の対策案には、霞堤を存置し、金沢区を遊水池をして活用する案ばかりである。区民の安心・安全な生活は保障されない。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
146	2) 利水対策案に関する意見について	設案ダムが建設できれば必要なし	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
146	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	設案ダムが建設できれば必要なし	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
147	1) 対策案の具体的な提案について	確実性の観点から、現在のダム案が合理的と考える。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
147	2) 治水対策案に関する意見について	いずれの案も、事業実施にあたっては、財産権利者、既得権利者、既存受益者の理解が必要であるが、合意形成にかかる時間の見直しについて提示されていないものが多い。絵に描いた餅にならないか疑問が残る。	頂いたご意見については、治水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.69 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.69

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
147	2) 利水対策案に関する意見について	いずれの案も、事業実施にあたっては、財産権利者、既得権利者、既存受益者の理解が必要であるが、合意形成にかかる時間の見直しについて提示されていないものが多い。絵に描いた餅にならないか疑問が残る。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
147	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	いずれの案も、事業実施にあたっては、財産権利者、既得権利者、既存受益者の理解が必要であるが、合意形成にかかる時間の見直しについて提示されていないものが多い。絵に描いた餅にならないか疑問が残る。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
147	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域の発展を願い、水没者を始めとする設楽町民は、下流域の安全・安心のため設楽ダム建設を受忍し、下流域は設楽町の地域振興への協力を決意し、建設同意に至った。上・下流それぞれの姿勢は軽々しく評価されるべきものではない。また、設楽ダムに関しては、最新の法制度に基づき、治水、利水に関する国家計画が策定されたと理解しているし、環境アセスメントも行われている。この事実も軽々しく論ずるべきものではない。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
148	1) 対策案の具体的な提案について	提示されている対策案は、それぞれの目的に対し考えられる手法を代表的に具体化していると思われます。これ以外の案として提案するものではありません。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
148	2) 治水対策案に関する意見について	設楽ダムによらない対策案は、いずれも沿川流域の大きな改変を伴うものであり、該当する沿川の住民に集中的に大きな負担を負わせるものとなっており、受け入れがたい。また、これらの対策案（捷水路案を除く）は多量の河道掘削を伴うことから、豊川の豊かな自然環境、良好な自然景観を大きく損なうことになり、問題である。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
148	2) 利水対策案に関する意見について	河道外貯留施設は、人々の生活領域で、新たに用地買収を行って設置することから、社会への影響が大きく、実現性に欠けると思います。ダム再開発による容量確保については、経済性および、用地買収・施設管理者との調整の見通しなど実現性を目的に比較検討することが妥当と思われます。水系間導水は、取水制限が同時期に生じていることを考えると、実現はかなり困難と思います。地下水取水、ため池は社会的影響の点で豊川流域には採用は困難、海水淡水化は経済性の面で豊川流域での採用は困難と思われます。	頂いたご意見については、利水対策案のコスト、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.70 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.70

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
148	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	河道外貯留施設は、人々の生活領域で、新たに用地買収を行って設置することから、社会への影響が大きく、実現性に欠けると思います。 ダム再開発による容量確保については、経済性および、用地買収・施設管理者との調整の見通しなど実現性を目途に比較検討することが妥当と思われます。 水系間導水は、取水制限が同時期に生じていることを考えると、実現はかなり困難と思います。 地下水取水、ため池は社会的影響の点で豊川流域には採用は困難、海水淡水化は経済性の面で豊川流域での採用は困難と思われます。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案のコスト、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
148	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	①豊川は、その流域の範囲を超えて流水の利用が図られており、その利水システムの効用によって、現在の豊かな産業活動や、生活が営われていることを評価の出発点として理解していく必要があります。 その認識に立ったうえで、豊川の流水の利用によって損なわれた「流水の正常な機能」の維持はきわめて重要な解決すべき課題であり、「流水の正常な機能の維持」の効果を十分に評価する必要があると思います。 ②霞の治水効果は大きなものがあり、異常洪水の際にはなおさらその機能を発揮することになります。ダムだけに頼らない治水対策としても効果的ですので、治水施設と同様に位置づけて治水機能を評価し、水害保険の公的整備など、住民が霞の保全を受け入れられる施策をすすめてはどうでしょうか。	頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
149	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	①時代は変わったのに、大昔計画した事業を止められないこの国の体質への批判。（太平洋戦争中、すでに航空機戦への時代になっても、まだ戦艦大和を作っていたと云う愚） ②これ以上自然を壊すな（緑のダムで自然との共生） ③水は足りている（需要は増えない） ④ダムで洪水は止められない（自然の力はケタが違う） ⑤借金をこれ以上増やすな	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。 頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
150	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	河川技術に関する知識は深く持ち合わせていません。しかしこれまでの設案ダム建設の経緯から一言も申し上げます。 長きに亘りダム建設に翻弄され、やっとの思いでその生活の糧を新転地に委ねようとしている方、またダム建設の影響により新たな生活を強いられる方、この数十年はある意味人生を賭けた戦いであったことと思います。 その方々が不本意であるかも知れませんが、ダム建設に理解をされやっとな動き出したこの事業を誰が止められるのでしょうか。 ダムは壊せてもこの方たちの人生をこれ以上壊すことはできません。 またダムに代わる方法は事業を止めたり、やめたりと公言する前に提示すべきであって順番が逆ではないでしょうか。あとから理由を探すのはいかがなものかと思います。設案ダム建設もその必要性（治水・利水）が示されたもとで事業化されたはずで。 何が一番悪いかというと事業化してから完成までに時間がかかりすぎるということです。 不幸にも3月11日の金曜日午後、マグニチュード9.0という途轍もない大地震が発生しこれもまたとても信じられない大津波が東北地方太平洋沿岸に押し寄せ未曾有の惨事となりました。 加えてその地震の影響により原子力発電の負の部分があらわになり、極めて危険な状態となっています。 日本は水や緑に恵まれた自然豊かな国です。やがて石油は枯渇し、クリーンエネルギーである原子力が後退すれば、水力発電の意義も再び大きくならざるを得ません。水はもういらないとか水は余りあるとか言う言葉は乾燥地帯に住む人々に対し大変失礼な言葉です。 一刻も早く事業再開等の結論を出し、一番翻弄された人生を送っている方々の意思を尊重していただきたいと思っています。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。また、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。 頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えています。

表 6.2.71 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.71

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
151	1) 対策案の具体的な提案について	東三河一帯の治水・利水においては、何十年も前から議論されており、その結論が設案ダムであると思う。苦渋の思いで建設同意した水没地域の人達や、下流住民のことを考えるなら原案（設案ダム）を前に進めるべき。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
151	2) 治水対策案に関する意見について	これから算出するのでしょうか、事業効果も事業費も事業期間もはっきりしておらず、事業着手までには地域住民の理解や計画の具体化など膨大な時間が必要となる。既に答えが1つでいるのにいたずらに事を先送りして次の世代に引き継ぐのは無責任。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
151	2) 利水対策案に関する意見について	他水系からの導水は水利権があるから難しいのではない（水不足の時はどこも同じ） 既存ダムのかさ上げ、掘削は工事期間中に水を溜めることができないので、大渇水の危険性を含んでいる。 ため池は用地買収に時間がかかる。 海水淡水化はコスト的に無理はないか。	頂いたご意見については、利水対策案の目標、コスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
151	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	調整池は候補地の選定と用地買収に予算と時間かかる。ダムと同等の効果のある調整池を造るのなら立ち退き等で影響を受ける住民の数はダムの比でなくなる。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案のコスト、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
151	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域の特性のひとつは慢性的な水不足であり、この地域の発展を考えるうえで、治水と水源の確保は必要不可欠。悲願であった設案ダムがやっと動きだした。多くの時間と血税を費やして来たのに今立ち止まるべきではない。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
152	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダム建設事業の続行 地域住民には、36年という長い年月をかけて、苦渋の決断をしていただき、建設反対の立場から漸く同意を得られたものである。 また、学識経験者や専門家による助言や会議も開催されていて、この期に及んで、再検証を行い、代替案を検討することは、失礼極まりない話であり、ナンセンスだと思う。 いずれの代替案も設案ダムの建設よりも優位性を感じられない。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。また、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
152	2) 治水対策案に関する意見について	霞堤地区の案は、当時とは状況が変わっており、浸水被害を考えると適当ではない。 既設ダムのかさ上げは、物理的に、安直に考えた案に思える。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
152	2) 利水対策案に関する意見について	地下水取水は、現在でも最大限活用しており、井戸の新設等は全く考えられない。 ため池については、ダムに替わるだけ設置するには、数量や費用面でかなり無理があり、維持管理についての問題もある。 既得水利の合理化・転用は、不足している水源を安定的に確保するため、ダムを建設するという主旨に反していて、過去の歴史や経緯を考慮すると、複雑で調整が困難な問題である。	頂いたご意見については、利水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.72 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.72

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
152	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	地下水取水は、現在でも最大限活用しており、井戸の新設等は全く考えられない。 ため池については、ダムに替わるだけ設置するには、数量や費用面でかなり無理があり、維持管理についての問題もある。 既得水利の合理化・転用は、不足している水源を安定的に確保するため、ダムを建設するという主旨に反して、過去の歴史や経緯を考慮すると、複雑で調整が困難な問題である。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
152	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	設楽町と流域市町が連携して、設楽ダム建設事業の推進に向けて、積極的な活動を展開していくべきである。 さらに、環境に十分配慮したダムであることを、もっとPRしてもよいのではないかと考える。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
153	1) 対策案の具体的な提案について	建設続行、早期完成を望む。 近年は異常気象の関係か、ゲリラ豪雨等による水害が各地で多発している。 ダムには洪水調整、また渇水時には一定量の水を流すことにより河川環境の保全機能がある。 また新規利水の開発可能性も見い出せるのではないかと考える。 以上のことより、長いスパンで見ても、東三河の継続的な発展を担うものになるのではないかと考える。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいたいと考えています。
153	2) 治水対策案に関する意見について	河道の掘削、堤防の嵩上げ、堤防の物的強化、また万一堤防から水が溢れても決壊しないような堤防強化と、人の少ないところで越流させるような仕組みを作る。氾濫流を少しでも減勢できるよう堤防と人家等の間に河畔林帯等を整備する。	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。 決壊しない堤防、決壊しづらい堤防は、技術上の観点からの実現性の見通し等を考慮し、検討から除いています。
154	1) 対策案の具体的な提案について	豪雨などにより、河川等の決壊等が心配される。環境や自然を少しでも守るためには設楽ダムの建設は必要です。合意されたのに中断されたままで、どーなっているのか。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。
154	2) 治水対策案に関する意見について	ダムのかさ上げにも、宇連ダム、大島ダムの河川改修等など大幅な費用や、工事が、必要になる。そのため設楽ダム建設でまとめた工事をした方が良いと思う。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
154	2) 利水対策案に関する意見について	渇水時の節水の緩和	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
154	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	渇水時の節水の緩和	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
154	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域末端まで水が滞なく、使用できること。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.73 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.73

受付番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
155	1) 対策案の具体的な提案について	今回の代替案等の検討は、これまでの設楽ダム建設同意までの様々な検討と同じことであり、ムダである。また、設楽町の重い決断を頂いた経緯からも速やかにダムの建設に取り掛かるべきである。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
155	2) 治水対策案に関する意見について	新城市の布里地区の洪水対策は、考慮されておらず、不満である。これらを考えても、ダムの早期建設を望む。	指定区間（県管理区間）の対策については、第2回検討の場で提示した全ての治水対策案に含めて検討しております。「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
155	2) 利水対策案に関する意見について	どれも実現性が、少ないと思われる。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
155	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	ダムによる流水確保に変わるものはないと思う。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
155	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	新城市鳳来地区の洪水対策。	指定区間（県管理区間）の対策については、整備計画目標流量を流下させた場合において家屋等への影響について検討しております。第2回検討の場で提示した全ての治水対策案に含めて検討しております。
156	1) 対策案の具体的な提案について	豊川の恒常的な渇水対策として設楽ダムが必要。早期建設をお願いしたい。賛成です。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
156	2) 治水対策案に関する意見について	設楽ダムは豊川水系の治水環境のため重要な施設であり早期着工を希望します。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.74 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.74

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
156	2) 利水対策案に関する意見について	設案ダムは豊川水系の利水環境面など重要な施設であり早期建設をお願いしたい。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
157	(1) 対策案の具体的な提案について	放水路の能力アップ。	豊川放水路の流下能力アップは、新たな対策案として検討させていただきます。
157	2) 治水対策案に関する意見について	治水対策案1は河川整備計画と同程度の確保できない、としているが具体的な説明が必要。又、他の案と安全度に差があるのでしょうか。 整備計画上は、ダム事業の進捗を無視することなら、河道内にて進めることが最善と考える。 ダムを計画上先のばすことであればナンセンス。 既ダムのかさ上げ案はダムであり案としてナンセンス	治水対策案1は、整備計画で締め切る予定の牛川霞堤を存置する案であることから、整備計画と同程度の安全度が確保できないとしているものです。他案については、整備計画と同程度の安全度を確保しています。 今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
157	2) 利水対策案に関する意見について	既ダムのかさ上げ案はダムであり案としてナンセンス。 基本的な考え方としている、水利用ルールについて基本的に考えないとしているが、ダム事業をなくする為には、水利用ルール変更を論ずることは一番にすべき課題と考える。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。 水利用ルールについては、利水の歴史や過去の経緯をふまえて合意形成されたものであることから、変更するためには関係者の合意形成が必要であり、不確定要素が多いため困難であると理解しています。
157	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	既ダムのかさ上げ案はダムであり案としてナンセンス。 基本的な考え方としている、水利用ルールについて基本的に考えないとしているが、ダム事業をなくする為には、水利用ルール変更を論ずることは一番にすべき課題と考える。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。 水利用ルールについては、利水の歴史や過去の経緯をふまえて合意形成されたものであることから、変更するためには関係者の合意形成が必要であり、不確定要素が多いため困難であると理解しています。
157	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	設案ダムの検証において、河川計画の一部である整備計画の中で議論されており、現に進めているダム事業を論ずる視点として疑問に思います。 なぜならば、豊川の放水路・豊橋市街地改修はすべてダム事業ありきで施行されていると考えますが。すべての提案には、市街地の対策（流下能力あるか）について、触れていないのを疑問に思います。 霞堤の存置について貯留効果を期待するとしていますが、安全度を上げることではよいのですが、計画上の流下能力として評価されていますか。	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。 霞堤の存置については、計画上の流下能力において貯留効果があるものとして評価をしています。

表 6.2.75 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.75

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
158	1) 対策案の具体的な提案について	豊川流域は山地部と、下流部の平地部からなっている。 平地部では農業利用、都市の利用が高度に進んでいることから、河川の機能維持の為の対策案は形式上、いろいろなメニューがあっても、最大効果を発揮するのは、豊川河川整備計画に定められているように、設案ダムの新設が総合的に勝る。 地域が望んでいる設案ダム事業を早急に進めるべきである。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
158	2) 治水対策案に関する意見について	設案ダムによる洪水防御を基本として、洪水時に、あるいは地震と洪水の複合災害も想定して、必要な流下能力を確保するとともに耐震性にも優れた堤防整備にも配慮すべきである。	頂いたご意見については、治水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
158	2) 利水対策案に関する意見について	日本でも有数の農業地帯を抱える当地域が今日まで発展できたのは豊川・天竜川の恩恵であるが、渇水の多発する今日では流域内での確実な水源確保が特に重要である。 対策としては設案ダム事業による方法が最も優れ、重要である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
158	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	渇水も多発している今日であり、ダム整備にあわせて、貯留量確保の為、山地部の人工林の適切な間伐などの戦略を関係機関と連携を取って、総合的な対策が望まれる。 なお、ダム下流の溪谷に対し、鮎の生息環境整備や溪谷美を維持する対策も望まれよう。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
159	1) 対策案の具体的な提案について	水の安定的な供給（利水・洪水・渇水等の対策を含む）のためには“設案ダム建設”は必要不可欠ですが、建設期間等を可能な限り 効率的に（できるだけ短期間で）手掛けてもらいたい。 水没者の意思をどのように考えているのかわからないが、設案ダムがいつ完成するのかわからないような事態だけは避けていただきたい。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
160	1) 対策案の具体的な提案について	利水について 整備計画時点からの経過を考慮し、上下水道水、農業用水（宅地化、休耕等農地利用の変化があるのではと思います）、工業用水等利水全体の見直しが必要ではと考えます。 導水路について 水の危機管理の点から他水系から利水している者が危機に陥った場合、導水路を使用し給水することも必要かと思えます。給水量は解りませんが同水路は必要だと考えます。	ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.76 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第 1 回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.76

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
161	2) 治水対策案に関する意見について	設案ダムは、いまだにダム位置も明確にならない。これではいつできるのかも分からず、建設コストも定まらない。防災面から見てもワースト愚策。ダムによる「洪水防御」は実は不安定、不確定なものである。ダム等の巨大人工構造物に依存する河川政策から脱却し、氾濫許容型治水へと転換するべきである。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
161	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	設案ダム計画では「流水の正常な機能の維持」のための容量が非常に大きいので、その必要性は十分に再検討されるべきである。「利水」の一部に繰り込んで論じられているのはおかしい。	流水の正常な機能の維持をするために必要な流量は、動植物の保護、漁業、景観などの維持流量と水利流量から成る低水管理上の目標となる流量であり、豊川の河川整備計画において渇水時にも確保することとされています。今回の検証では「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証を進めることとしています。検証においては、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価の参考にさせていただきます。
161	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	その他 「コスト」試算のバックデータは明らかでない。コストとして示された数字の検討しようがない。	第 2 回検討の場で提示したコストは概略で算出したものです。今後、詳細な検討を行うこととしています。
162	1) 対策案の具体的な提案について	日本国債、愛知県債、豊橋市債ともに残高が平成 22 年度までに巨額に積み上がっています。今後も限りなく膨張していくでしょう。設案ダム建設事業の全体事業費 2070 億円という巨額の税金を支出することは正しく正直に全ての事実を説明すると到底愛知県民に理解されません。対策案の B/C も正確なものではありません。最初からダムを建設したいと考えている公務員のみなさんの都合の良ように計算したものだからです。これも正直に説明すると信用されません。ダムは 80 年から 100 年後には壊さなければなりません。その費用も含まれていません。東日本大震災では絶対壊れないと説明してきた高潮防波堤が壊れてしまいました。人間の知識というものはその程度のものであって公務員さん・有識者さん達の情報や説明は疑問だらけです。設案ダムは作ってはいけません。役に立ちません。設案ダムを作らないで豊川流域全体で総合的に治水・利水・流量維持対策を考えることが最良の方策・対策案です。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。また、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.77 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.77

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
163	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	ダムは絶体に反対です。 私は寒狭川の自然にほれこみ寒狭川の辺に名古屋より移住し、やがて9年を過ぎようとしています。各首長は子供達に「この自然を残し伝えなければならない」と言っていますがまったく反対な、自然を壊す巨大なダムを造ろうとしている。それも莫大な税金を使おうとしている。又、完成した場合その後の維持費がいくらかかるのか公表せず良い所だけ強調している。 川に水をそそぐ山々は今どうなっていますか？林道等歩いて見た事は有りますか？昔、補助金を出し植林、植林と山の天辺まで杉、杉、杉。山は長年まったく手入れがされておらず荒れ放題！！山は死んでいます！！その為山の保水力は、まったく無い。猪、猿は食べる物が少なく人間の土地を荒らし廻る。 山に保水力が無い為、雨が降ればドット川に流れこみ増水する。そしてすぐに水は引いてしまう。 地元の老人に話を聞くと昔は、「いつも水量が多く水がきれいで鮎も雑魚も多くとても良い川だった。今はその面影もない」と悲しい顔で言われる。 ダムの建設に巨額の金が出るが、一部のゼネコンに利益をむさぼられ、地元には金は落ちない。 ダムの予算のほんの一部の金で出来ます。川に水を出す山々を元の山にしてください。伐採。雑木の植林を手掛けてください。10年もすれば山に巨大な保水力の有る自然のダムが出来ます。堰堤工事がほとんどされていない自然のままの川です。全国に自慢できる川です。 自然の山にもどり山が生きてくれれば「せせらぎ街道」の様に観光客が全国から来てくれます。 地元が潤います。林業が活発になります。地元で金が落ちます。人口が増えます。 ダムが出来ても一部の人がうるおいません。多くの人は喜こびません。 ぜひ死んでいる山に命をあたえて下さい。山を生かして、自然のダムを造って下さい。	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。 頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 森林の保全是、森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性があるため、全ての対策案に組み合わせています。しかし、顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難です。森林の保全と適切な管理が重要であると考えております。
164	1) 対策案の具体的な提案について	ダム以外の治水、利水は考えられません。霞提の中にも住宅はあるし、江戸時代とは違います。費用と効果の面でもダムが一番合理的だし、ダム上流の長い苦悩の末の決断を考えて、東三河と奥三河一体の活性化対策をお願いします。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
164	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	日本有数の工業地帯、農業地帯で災害の危険も高いこの地域では、利水、治水とも重要である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.78 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.78

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
165	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	私ども水没関係者は、昭和48年に設楽ダム建設に伴う調査実施が設楽町へ申し込まれて以来、今年で38年目を迎えようとしています。この間多くの方々による論議の結果、平成21年2月5日「損失補償基準の妥結」「建設同意協定」が結ばれ、36年間の長い時間の中で私たちは、この問題に翻弄され、思い悩み、精神的苦痛にも耐え、『将来の東三河の発展の為、下流域で暮らす方々の安定した生活を確保し、水の安定供給と災害から守る』ためダム建設は必要であり、それを理解することにより、その事を受け入れました。その当時から「ダムによらないで下流域発展の水確保や洪水対策なども」も当然平行して真剣に論議し研究されたことを認識して私どもはこの計画の妥当性を信用して受け入れています。 それを今、国は政策転換を図るとの理由で、検証すると言っています。 私どもとしては、国が大きな計画を策定するにあたり、将来性、経済効果、費用対効果など判断され取り組んできたはずで、その時々々の政策や情勢で無駄であると簡単に判断するならば、「そんなに軽いものであったのか。」と言わざることも。 今、私どもが先祖の地を離れ、新しい生活再建の地を求め進みだそうとしているさなか、なぜ「今になっても、手枷、足枷をかけられるのか。」国といえども、私どもの生活を脅かすことは許されるべきではないのでは無いのですか。 さらに、国が再検証するということであれば、「設楽ダムは全国に類を見ない調査研究を行い河川法・環境アセスメント法」などもクリアし万全の体制であると同時に日本中のどこのダムもその検証には耐えられないと確信しています。 どうぞ、中部地方整備局の皆さん自信をもち、今まで取り組んできたダム計画を「政府・上部機関・有識者の方々に」現状を説明して頂、ダム計画を継続し、『将来の東三河の発展の為、下流域で暮らす方々の安定した生活を確保し水の安定した供給と災害から守る』そして、東三河や設楽町の住民が幸せに暮らせるようお願い申し上げます。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。また、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。 頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
166	1) 対策案の具体的な提案について	ここ数年の間、水不足にはなっていないが、宇連ダムで何か起きた場合、大島ダムだけで対応できるのか。逆の場合もどうなのか。設楽ダムがあれば、なお安心できる。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
166	2) 治水対策案に関する意見について	計画遊水地を建設するよりも、ダムを建設したほうが、洪水調節を行う際は効果的だと考えられる。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の安全性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
166	2) 利水対策案に関する意見について	ため池を作ることは、地区という小さな一つのコロニーで考えると、利水に対して柔軟に対応でき良いと思う。ダムを造る・造らないは別に有ったほうが良いと思う。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
166	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	どの案がいいのかわからないが、治水の面でダムがあるほうが良いと思うので、流水の正常な機能維持もダム建設で対応することがいいのではないか。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
166	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域である東三河は農業が盛んである。その特性を活かす為に水の安定供給が必要である。そのために色々な案を挙げ検討することによって、最善策を見出して頂きたい。豊川流域に住む私達の生活が安泰であり続けることを望む。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.79 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.79

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
167	2) 利水対策案に関する意見について	【要旨】 本対策案は天竜川水系の関係河川使用者の水利使用に影響を及ぼさない対策案とすべきである。 特に水力発電は、再生可能エネルギーとして国のエネルギー政策において重要な役割を担うものであることから、本対策案は天竜川水系の水力発電に影響が生じない方法とすべきである。水力発電に影響が生じる対策案は電気事業者として容認することは出来ない。 【意見】 本対策案は天竜川水系の関係河川使用者である利水ならびに水力発電等の既存の水利使用に影響を及ぼさない対策案とすべきである。水力発電は、地球温暖化対策における温暖化ガス排出量削減やエネルギー基本計画における「自主エネルギー比率、ゼロ・エミッション電源比率の向上」において、純国産且つCO₂フリー電源の再生可能エネルギーとして、国のエネルギー政策重要な位置付けがなされている。加えて、現在国により進められている太陽光・風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大への対応においても、電力系統の調整能力を有する水力発電は、電力の安定供給において今後益々重要な役割を担うものである。 天竜川水系は、揚水発電所も含めて約2,100MWもの水力発電設備を有する国内有数の電源地帯である。国のエネルギー政策における水力発電の重要性に鑑み、本対策案は天竜川水系の既設水力発電所の発電や運用に影響が生じない対策案とすべきである。水力発電に影響が生じる対策案については電気事業者として容認することは出来ない。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
167	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	【要旨】 本対策案は天竜川水系の関係河川使用者の水利使用に影響を及ぼさない対策案とすべきである。 特に水力発電は、再生可能エネルギーとして国のエネルギー政策において重要な役割を担うものであることから、本対策案は天竜川水系の水力発電に影響が生じない方法とすべきである。水力発電に影響が生じる対策案は電気事業者として容認することは出来ない。 【意見】 本対策案は天竜川水系の関係河川使用者である利水ならびに水力発電等の既存の水利使用に影響を及ぼさない対策案とすべきである。水力発電は、地球温暖化対策における温暖化ガス排出量削減やエネルギー基本計画における「自主エネルギー比率、ゼロ・エミッション電源比率の向上」において、純国産且つCO₂フリー電源の再生可能エネルギーとして、国のエネルギー政策重要な位置付けがなされている。加えて、現在国により進められている太陽光・風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大への対応においても、電力系統の調整能力を有する水力発電は、電力の安定供給において今後益々重要な役割を担うものである。 天竜川水系は、揚水発電所も含めて約2,100MWもの水力発電設備を有する国内有数の電源地帯である。国のエネルギー政策における水力発電の重要性に鑑み、本対策案は天竜川水系の既設水力発電所の発電や運用に影響が生じない対策案とすべきである。水力発電に影響が生じる対策案については電気事業者として容認することは出来ない。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
168	1) 対策案の具体的な提案について	中流部にある寒狭川頭首工などの農業用ダム(頭首工)や中電の発電ダムなどの既存施設の活用(用途の多様化や嵩上げなど)は検討案にどうですか？ (構造物の安全安定確保が絶対条件と思います)	寒狭川頭首工や中部電力の発電ダムを嵩上げる案は、現施設の規模が小さく、対策案が設楽ダム以外の新たなダムとなるため、対策案としていません。

表 6.2.80 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.80

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
168	2) 治水対策案に関する意見について	①～④河道掘削、⑩捷水路設置案は、霞堤整備とのセットで有効案と考えますが、工期が長いことが課題とします。 また、地元の不安感の解消のため、霞堤整備の必要性が重要とします。 ⑬水田保全案も地域農業保全の観点から、有効案と思いますが、今後の高齢化進展を考えると、土地所有者の理解と管理への支援方策の連携が重要と考えます。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、安全度に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
168	2) 利水対策案に関する意見について	「より近くの貯留施設からの利用」というニーズがあるので、既存ダム運用の効率化を図る案の検討と、貯留担保としての設案ダムの位置付けが重要とします。 感覚的には、将来の利水量は計画よりも減る傾向と思われるので、上記事項を踏まえた必要利水容量を適切な余裕を含めて検討することが重要とします。	整備計画案では既存ダム運用の効率化として、3ダム（宇連、大島、設案ダム）の統合管理を前提としております。 なお、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
168	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	管理施設が多いと洪水時の調整管理、「きれいな川、さかなのいる川」といった環境保全を含めた通常時の流水管理において、複数施設の連携性が懸念されます。 「ゲリラ豪雨への対応がどうなるのか」など、既存ダムの運用を含めた検討が必要に思います。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
168	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域は矢作川流域や天竜川流域に比べ面積が小さいため、水系間導水の課題整理と、その実現性の説明、地域の理解度のアップが必要とします（隣のことがよく分からないという一般市民への対応が重要に思います）。 方策案にはありませんが、中流部のダム設置についても、その効果（有効かどうか）の説明が必要とします。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 設案ダム以外の新たなダムを対策案とすることは「できるだけダムにたよらない治水」の考えに反するものであるため、対策案としていません。 豊川流域の概要、水利用の状況について分かり易い説明に努めます。
168	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	その他 ①ダムによる洪水位低下の定量的な簡易説明（〇〇mほど見込める）での表示等が、地域民の理解度を高めることになると思います。 ②宅地嵩上げや住宅建て替え（ピロティ式の建物は耐震性に問題あるのでは）等の期間設定が重要課題とします。高齢化の状況とかけ離れていると、現実性に疑問を感じます。 ③利水目標の10年渇水対応と20年渇水対応での定量的な差異の提示が必要とします。 以上	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
169	1) 対策案の具体的な提案について	高齢化進展を踏まえると、出来るだけ短期間での整備が必要とします。ダム整備と同時進行で下記事業の推進を図る必要があると思います。 上流部の多自然環境保全・中流部の内水対策（小洪水）・下流部の津波対策（事業費が異なる行政課題のクリア）今後は、東北震災での検証と反映が重要とします。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
169	2) 治水対策案に関する意見について	整備に長期間あるいは未定は、現実性の懸念に繋がる。白紙からの検証は重要とは思いますが、地元民が理解でき、短期間に整備できることが最重要とします。 特に中規模洪水での安全確保を優先させる視点（大洪水リスクは保有）で、通常時の生活基盤を確保した内水対策が重要と考えます。霞堤整備と遊水区域設定等の検討は優先度高いと考えます	頂いたご意見については、治水対策案の安全度に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.81 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.81

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
169	2) 利水対策案に関する意見について	利水では、量の設定も重要ですが、質の視点(山間地のミネラルウォーター)の活用(富士山水源の湧水のイメージ)もあるのではないかと思います。 ～人間を含め生物に設案ダム水源から良質な水の提供～	頂いたご意見については利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
169	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	上中下流ごとに、環境保全面も含め必要な流水量があると思います。既存ダムとの連携した方策は必要と思います 「憩の場としての川」の視点も重要で、地域の観光資源としての検討、提示も必要に思います。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
169	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川流域の内、特に私の住む蒲郡は治水・流水への関心が薄く、利水にだけに着目していることが現状と思います。東三河の各市町村でのダムに対する認識が異なりますので、地域ごとのメリット・デメリットを提示して、全体のコンセンサス（乱暴な意見ですが、治水に対しては蒲郡意見の優先度は低いと想定する）が必要と思います。 早く出来る対策の優先評価も重要と思います。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
169	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	その他 ①ダム事業とは異なる事業にはなるかと思いますが、今回の東北地方大津波被災を考えると、下流部の河川整備のあり方は重要な事項と思います。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
170	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムの建設を行わない事。ダムを造ることにより、海まで含む川・海の正常な機能を奪うことになり、治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案を言うなら、ダム建設しないことが一番良い。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
170	2) 治水対策案に関する意見について	治水対策には、その地域の実情にあった複数の対応策（堤防の強化、遊水地・遊水機能、河川整備）の組み合わせで対応できると考える。どの対策案もダム建設のための対策案であり、本当の対策案になっていない。	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
170	2) 利水対策案に関する意見について	まずは、現在・今後の人口・経済状況を冷静に予測した水需要の予測を立てるべき。過剰な予測を前提としたものでは対応策になっていない。節水の奨励や渇水時には利用の優先順位をつけ融通し合うことで十分対応できると考える。どの対策案もダム建設のための対策案であり、本当の対策案になっていない。	ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 節水対策については、最終利用者の意向に依存するものであり、効果を量的に見込むことが困難ですが、全ての対策案に組み合わせています。 また、渇水調整の強化については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。 今回の個別ダムの検証は、幅広く利水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。

表 6.2.82 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.82

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
170	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	どの対策案もダム建設のための対策案であり、本当の対策案になっていない。	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
171	2) 利水対策案に関する意見について	対策案3、4の：水系間導水（天竜川、矢作川）については、各河川においても近年11回も取水制限が行われている現状を考慮しますと他の水系に廻してもらえる保障はなく、水利権等の調整や総概算コスト、工期など不確定要素が多いため本案は困難であると考えます。 対策案5（地下水取水）本市は100パーセント県水に依存しています。過去に幾度も渇水による給水制限（バルブ操作）を経験したため、市内全域にわたり地下水源の調査をしましたが、水源となるような水脈は見つかりませんでした。また他市においても新たな地下水源を確保することは大変難しいと聞いておりますので本案については困難であると考えます。	頂いたご意見については、利水対策案の目標、コスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
171	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	対策案3、4の：水系間導水（天竜川、矢作川）については、各河川においても近年11回も取水制限が行われている現状を考慮しますと他の水系に廻してもらえる保障はなく、水利権等の調整や総概算コスト、工期など不確定要素が多いため本案は困難であると考えます。 対策案5（地下水取水）本市は100パーセント県水に依存しています。過去に幾度も渇水による給水制限（バルブ操作）を経験したため、市内全域にわたり地下水源の調査をしましたが、水源となるような水脈は見つかりませんでした。また他市においても新たな地下水源を確保することは大変難しいと聞いておりますので本案については困難であると考えます。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の目標、コスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
171	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	今回の対策案は、総概算コスト、工期、その他の利害関係者との調整等不確定要素が多いためさらに評価することはできません。 我々水道事業者としては市民へ安全、安心の水道水を安定供給する責務があります。よって既に工期やコスト等の調整、計画が策定されている設案ダムの早期建設を望みます。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2.83 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.83

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
172	2) 治水対策案に関する意見について	今回の治水対策案として、24の具体案が示されているが、その前提としての、(A) 豊川の現状と課題についてのとらえ方、(B) 河川整備計画の洪水防御の目標(1)、(C) 河川整備計画の洪水防御の目標(2)、および、(D) 治水対策案検討の基本的 考え方について、の意見を述べる。 (A) 豊川における治水対策の現状及び課題について (要旨) 意見募集の説明資料に示されている「霞堤地区」のとらえ方は、「霞堤」の呼称自体も正確でなく、流域住民が伝統的に豊川と折り合いをつけてきた歴史にも疎く、治水対策案を作る前提としての事業者の認識が不十分である。 (本文) 説明資料では、「霞堤地区は浸水被害に見舞われている」として、あたかも住宅が浸水しているかのような表現をしているが、集落があるのは自然堤防に当たる相対的に標高の高い地区であり、盛り土をして建築してあるので、浸水が起きた場合にも住宅が被害を受けることはほとんどない。農地は作物の種類と生育条件によっては、浸水被害を受けることもあるが、水稻や浸水に強い畑作物については、豊川の洪水に伴う数時間程度の浸水による被害はほとんどなく、逆に、洪水の濁水が運んでくる砂泥と栄養分が農地を豊かにする効果がある。この地域の農家は、昔から、豊川の洪水とうまく折り合ってきたのである。国土交通省は、「霞堤」と呼んでいるが、この呼称は明治以前には使われておらず、遊水機能のほとんどない北陸地方の急流河川などの不連続堤に対して近代になって初めて使われたのである。豊川の不連続堤は、沖積平野下流部の緩流域に築かれており、鎧堤と呼ばれていた。最下流部の吉田城下を氾濫から守るために、狭窄部を上流側に何か所も設けて、鎧堤の不連続部分から遊水させる方法によって治水を行ってきたのである。豊川の不連続堤(鎧堤)は、わが国の中世から近世にかけての治水の土木遺産であり、超過洪水に対する現実の備えとしても、明確に位置づける必要がある。	今回の検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしています。 豊川の河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。それによれば霞堤内も洪水防御区域とされています。
172	2) 治水対策案に関する意見について	(B) 河川整備計画の洪水防御の目標(1)について (要旨) 豊川の洪水防御の目標を示すだけでなく、堤防および河道の整備状況の現在までの到達段階、すなわち、戦後最大洪水規模の洪水の場合の水位レベルが現状でどうなっているのか、および、設案ダムでは水位が何センチ下げられるのか、具体的に示したうえで、意見募集をするべきである。 (本文) 説明資料では、「戦後最大流量規模の洪水の場合に、計画高水位以下に低下させる」とするが、河道整備によって水位をどれだけ低下させ、また、ダムの効果は何センチ程度であるかということを示すべきである。なお、河道整備は、河川整備計画が策定された2001年からすでに経過した9年間に、相当程度進んでいるはずである。この間の河道整備によってどれだけ水位低下の見込みが得られているのかの情報公開が必要である。以上の情報が明らかになれば、設案ダムの効果は、堤防の余裕高内で十分処理できる程度のものではないことが分かるはずである。 「基本高水位相当の洪水に対しても被害の軽減を図る」として、石田地点における7100m³/sの基本高水流量のうち、設案ダムによって1000m³/sを調節するとしているが、石田地点の河道での計画流量は4100m³/sであり、残り2000m³/sは河道から溢れ、破堤は避けられない。したがって、設案ダムができたとしても、この規模の洪水に対しては無力であり、あたかも被害の軽減が可能なような表現によって、設案ダムの洪水調節能力を誇大に表現してはならない。仮にダムができたとした場合には、流域住民が洪水に対するダムの効果を過信することで、洪水時に避難が遅れ、人的被害を大きくする恐れがある。	豊川の河川整備計画において戦後最大洪水時にも安全を確保することとされています。今回の検証では「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。
172	2) 治水対策案に関する意見について	(C) 河川整備計画の洪水防御の目標(2) 説明資料では、「設案ダムの建設と小堤(暫定堤防)の整備により、霞堤地区の・・・、浸水被害の軽減を図る」としている。小堤の高さを調節すれば、設案ダムの建設にかかわらず、浸水頻度は減らすことができるはずで、なぜ、設案ダムを絡めるのか理解できない。また、小堤を築けば、小堤を超える大きな洪水時の浸水が起きた場合に、洪水後の排水に小堤が障害となって時間がかかり、被害を大きくする点に触れていない。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.84 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.84

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
172	2) 治水対策案に関する意見について	(D) 治水対策案検討の基本的考え方について (要旨) 再評価実施容量細目で示された26方策から除外する6項目が挙げられているが、除外する合理的な理由を明かに示すことが必要である。また、「霞堤地区存置」あるいは「活用」という選択肢を採用する一方で、「遊水機能を有する土地の保全」を除外しているのは、まったく矛盾しており、意見募集をする前に、案作りをやり直す必要がある。 (本文) 説明資料では、「河道改修を基本的な治水対策とし、設案ダムに代わる方策を検討する。また霞堤地区については、①存置して活用、②遊水地として活用、用地買収・掘削等により更に遊水地として積極活用、の3つの取り扱いとする」、「再評価実施容量細目で示された26方策から豊川に適用可能な方策を組み合わせて検討する」、また、「調査研究段階であったり、該当する地形が存在しない等の以下の方策は実現性に課題があるため、治水対策案に組み合わない」として ・決壊しない堤防、決壊しづらい堤防 ・高規格堤防 ・排水機場 ・遊水機能を有する土地の保全、部分的に低い堤防の存置 ・二線堤 ・樹林帯が掲げられている。 「霞堤地区の存置」は、正確には「鑑堤と遊水地の存置」というべきであるが、遊水機能を有する土地の保全に当たる。上記の基本的な考え方には、一方で「霞堤地区の存置」を掲げ、「他方で遊水機能を有する土地を保全」を除外すると、全く矛盾することが書かれている。このような混乱した「基本的な考え方」に基づいて作成された今回の「具体的対策案」は、意見募集のための案として不適格である。 決壊しない堤防、決壊しづらい堤防については、土木工学分野で各種の工法がすでに研究開発され、実用段階にある。なぜ、検討の対象から外すのか、理由を明かに示すことが必要である。 豊川下流域の右岸には、かつての不連続堤の名残として、二線堤とも呼ぶべき人工地形が残されており、超過洪水対策としては活用できる可能性がある。樹林帯は10年あれば形成可能である。豊川の治水対策から二線堤や樹林帯を、除外する理由についても明かに説明することが必要である。 以上のように、治水対策案については、その基本的な考え方に根本的な問題があるので、はじめから作りなおす必要がある。	今回の検証では「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしています。 対策案の立案にあたっては、実施要領細目にしたがって遊水池や霞堤の活用を含めて検討しております。高規格堤防、排水機場、遊水機能を有する土地の保全、部分的に低い堤防の存置、二線堤、樹林帯については、第2回検討の場で提示した対策案と併せてすでに検討したものであり、今回、コスト、実現性等で有利な対策案を代表させています。また、決壊しない堤防、決壊しづらい堤防は、技術上の観点からの実現性の見直し等を考慮し、検討から除いています。
173	2) 治水対策案に関する意見について	豊川霞内は、集落を形成し日常生活が営まれている。過去からの歴史、文化、社会生活を考慮すると、霞を治水機能として位置づける考慮すると、霞を治水機能として位置づける遊水地案、放水路案は、とても容認できない。従って、現河川整備計画の霞対策より多く霞堤内の土地を活用する各案1, 3, 4, 6, ～10, 17, 18, 20, 22～24) は、対策案から除外していただきたい。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
174	1) 対策案の具体的な提案について	ダム建設に対する代替案は、引堤、堤防のかさ上げ、河道の掘削や遊水地化等を行うもので、これは関係地域住民の住居移転や河川工事に伴う地域の生活環境の悪化、さらには優良農地の減少など、産業活動にも多大な影響を与えるもので、いずれも問題がある。従って、現計画のとおり設案ダムを建設することが適切と考える。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
174	2) 治水対策案に関する意見について	治水に対する対策案は、宅地のかさ上げ・ピロティー対応、河道の掘削・引堤などを行うものであり、洪水時の住民生活の孤立化を前提とするものであったり、さらには住居移転や河川等工事に伴う生活環境の悪化など、関係住民に大きな負担を強いるもので好ましくないものとする。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.85 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.85

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
174	2) 利水対策案に関する意見について	利水に対する対策案には既設ダムのかさ上げなどで必要量確保としているが、かさ上げのコストやダムの強度の確保面からも設案ダムには及ばず、また調整池やため池を含む案は、優良農地の減少を招き、利水事業の目的に逆行するものである。	頂いたご意見については、利水対策案のコスト、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
174	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	流水に対する対策案においても、利水に対する対策案と同様既設ダムのかさ上げ、調整池やため池を含む案であり、かさ上げのコストやダムの強度、優良農地の減少を危惧する。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案のコスト、実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
174	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	優良農地などを調整池やため池にすることに伴う農業などの産業への影響を検討すべきと考える。	頂いたご意見については、対策案の地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
175	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	1 趣旨設案ダムの建設に反対します。 2 理由 (1) 水需要の予測が過大である。 (2) 設案ダム予定地の流域は豊川流域の8%である。 (3) 設案ダム予定地の近くには中央構造線・ホッサマグナがある。 (4) 東海地震・東南海地震・南海地震に耐えられない。 (5) 設案ダムの建設費・維持管理費が膨大で国民・住民は負担に耐えられない。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、水需要の予測について、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。
175	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	3 代替案 A既存ダムの有効活用 B遊水地 C放水路 D河道の掘削 E引堤 F堤防かさ上げ G河道内の整備 H堤防の補強 I排水強化 J雨水の貯留・浸透施設 K遊水機能地の拡大 L洗い堰 M霞堤 Nこれらの案の併用以上	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
176	1) 対策案の具体的な提案について	治水対策は、出てくる洪水を安全に海まで流せば良いというだけでは、想定される洪水量を流す河道計画だけの議論となってしまう。1/30洪水量だと1/50洪水量を安全に流下させ得る断面を確保するといった議論だけでなく、流域は一体、上・中・下流域がそれぞれ応分の負担を負うような考え方が必要。一気に洪水を出さない（ダム貯留、森林整備による貯留、水田等農地での貯留）、安全に流下させる（河道改修、河道掘削等）といった複合的な整備と保全が不可欠。森林整備による貯留は非常に重要だが定量的把握が困難なため、これを除くもので計画洪水量とし、近年の都市型集中豪雨に対処すべき。（森林貯留分は余裕率として大災害対応）	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
176	2) 治水対策案に関する意見について	治水対策は、出てくる洪水を安全に海まで流せば良いというだけでは、想定される洪水量を流す河道計画だけの議論となってしまう。1/30洪水量だと1/50洪水量を安全に流下させ得る断面を確保するといった議論だけでなく、流域は一体、上・中・下流域がそれぞれ応分の負担を負うような考え方が必要。一気に洪水を出さない（ダム貯留、森林整備による貯留、水田等農地での貯留）、安全に流下させる（河道改修、河道掘削等）といった複合的な整備と保全が不可欠。森林整備による貯留は非常に重要だが定量的把握が困難なため、これを除くもので計画洪水量とし、近年の都市型集中豪雨に対処すべき。（森林貯留分は余裕率として大災害対応）	頂いたご意見については、治水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.86 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.86

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
176	2) 利水対策案に関する意見について	日本一の農業産地を作ったのは誰？まぎれもなく豊川用水と関係農家の皆さん。東三河の今後の発展（農業・工業等地域産業と住民生活）を考えれば、用水の安定的な確保は絶対条件。流域の小さい豊川水系で雪解け水も期待できないなら、調整機能をアップするしかない。他水系の水を期待するのは虫が良い話。お互いが融通しあう（WinWinの関係）でも水利調整は難しい。 常は、水を作る事（森林整備）と水を溜める事（貯留能力のアップ）と水を有効に使う事（効率的な利水計画と運用、灌水・営農技術の進歩、節水等）での対応とし、地下水利用・海水の淡水化・河川水や汚水の再利用等は災害時対応と考える。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
177	2) 利水対策案に関する意見について	20の対策案が示されているが、その前提である「新規利水及び流水の正常な機能の維持に対する対策案検討の基本的な考え方」 対策案の検討・立案の部分について意見を述べる。 （要旨） 設案ダム計画では、貯留容量の大半、6000万m3を「流水の正常な機能の維持」目的に充てており、ダムの必要性についての検証作業では、この部分を徹底して行わなければならない。また、新規利水の必要性がないことは、設案ダム建設事業公金支出差止住民訴訟において詳細にわたって明らかにされている。 （本文） 流水の正常な機能の維持を決めた河川整備計画について、正常流量を決める根拠が科学的でなく、恣意的であること、さらに、正常流量をそのまま利水制限流量として、流量がそれを下回った場合に設案ダムの貯流水を放流して補うとする計画自体が、間違っている。この河川整備計画自体の問題点を検証しなければならない。 正常流量として、大野頭首工（直下流）地点で1.3m3/s、牟呂松原（直下流）地点で5.0m3/sを掲げているが、現在までの河川生態学の知見によって、最少流量を確保すれば、正常な河川生態系が維持されるというような考え方が正しくないことは明白になっている。また、自然な河川にダムを建設することによって、河川生態系が著しい影響を受けることは明らかで、ダムを含む河川の開発が、河川の自然を壊しているのので、その対策が必要であるとして、出てきた概念が「流水の正常な機能の維持」であるはずなのに、そのために、新たなダムを建設して賄うというのであれば、まさに本末転倒である。 10年に1回程度の渇水対応、すなわち、既得用水の利水安全度は、受益者が特定されており、流水の正常な機能の維持という不特定目的によって確保されるべきものではない。 新規利水の水道用水は、既開発水量が需要を十分に上回っており、今後人口減少期に入っていくことを併せ考えれば、開発の必要性はない。農業用水について、新規開発が必要であるとのフルプランの算定は、設案ダム建設事業公金支出差止住民訴訟で明らかにされており、間違っており、根拠について精査すれば、開発の必要がないことは明らかである。 以上からわかるとおり、利水及び流水の正常な機能の維持目的については、設案ダムの建設は全く必要がないか、本末転倒しており、検証するまでもなく、事業を即刻中止するべきである。とりわけ、国家破綻とも言われる未曾有の財政破綻状況に加えて、今回の東北関東大震災の復興には、莫大な資金が必要である。必要なら税金は使うべきで、不要不急の設案ダム事業などのもつての外である。	流水の正常な機能の維持をするために必要な流量は、動植物の保護、漁業、景観などの維持流量と水利流量から成る低水管理上の目標となる流量であり、豊川の河川整備計画において渇水時にも確保することとされています。 河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。今回のダム検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。 また、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 なお、豊川では人々の生活や農業や工業などのため、たくさんの水を取水しています。しかし、このため、豊川の一部では水枯れが発生したり、たびたび取水が出来なくなるなどにより、流水の正常な機能が大きく不足しています。不特定容量とは、これらの流水の正常な機能を常に維持するために必要な貯水容量です。 豊川水系河川整備計画では、川の本来持っている機能を保全するため、河川流量が一定流量以下のときは取水を制限することとしており、その不足量を補う必要があります。さらに、渇水時にも河川環境の維持のための流量を確保します。この結果、不特定容量が大きく必要となりますが、これによって、豊川の河川機能は抜本的に改善されます。

表 6.2.87 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.87

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
177	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	20の対策案が示されているが、その前提である「新規利水及び流水の正常な機能の維持に対する対策案検討の基本的な考え方」●対策案の検討・立案、の部分について意見を述べる。 (要旨) 設楽ダム計画では、貯留容量の大半、6000万m3を「流水の正常な機能の維持」目的に充てており、ダムの必要性についての検証作業では、この部分を徹底して行わなければならない。また、新規利水の必要性がないことは、設楽ダム建設事業公金支出差止住民訴訟において詳細にわたって明らかにされている。 (本文) 流水の正常な機能の維持を決めた河川整備計画について、正常流量を決める根拠が科学的でなく、恣意的であること、さらに、正常流量をそのまま利水制限流量として、流量がそれを下回った場合に設楽ダムの貯流水を放流して補うとする計画自体が、間違っている。この河川整備計画自体の問題点を検証しなければならない。 正常流量として、大野頭首工（直下流）地点で1.3m3/s、牟呂松原（直下流）地点で5.0m3/sを掲げているが、現在までの河川生態学の知見によって、最少流量を確保すれば、正常な河川生態系が維持されるというような考え方が正しくないことは明白になっている。また、自然な河川にダムを建設することによって、河川生態系が著しい影響を受けることは明らかで、ダムを含む河川の開発が、河川の自然を壊しているのので、その対策が必要であるとして、出てきた概念が「流水の正常な機能の維持」であるはずなのに、そのために、新たなダムを建設して賄うというのであれば、まさに本末転倒である。 10年に1回程度の渇水対応、すなわち、既得用水の利水安全度は、豊川総合用水事業の完成によって、すでに達成されている。また、既得用水の利水安全度は、受益者が特定されており、流水の正常な機能の維持という不特定目的によって確保されるべきものではない。 新規利水の水道用水は、既開発水量が需要を十分に上回っており、今後人口減少期に入っていくことを併せ考えれば、開発の必要性はない。農業用水について、新規開発が必要であるとのフルプランの算定は、設楽ダム建設事業公金支出差止住民訴訟で明らかにされており、間違っており、根拠について精査すれば、開発の必要がないことは明らかである。 以上からわかるとおり、利水及び流水の正常な機能の維持目的については、設楽ダムの建設は全く必要がないか、本末転倒しており、検証するまでもなく、事業を即刻中止するべきである。とりわけ、国家破綻とも言われる未曾有の財政破綻状況に加えて、今回の東北関東大震災の復興には、莫大な資金が必要である。必要なら税金は使うべきで、不要不急の設楽ダム事業などをもっての外である。	流水の正常な機能の維持をするために必要な流量は、動植物の保護、漁業、景観などの維持流量と水利流量から成る低水管理上の目標となる流量であり、豊川の河川整備計画において渇水時にも確保することとされています。 河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。今回のダム検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。 また、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 なお、豊川では人々の生活や農業や工業などのため、たくさんの水を取水しています。しかし、このため、豊川の一部では水枯れが発生したり、たびたび取水が出来なくなるなどにより、流水の正常な機能が大きく不足しています。不特定容量とは、これらの流水の正常な機能を常に維持するために必要な貯水容量です。 豊川水系河川整備計画では、川の本来持っている機能を保全するため、河川流量が一定流量以下のときは取水を制限することとしており、その不足量を補う必要があります。さらに、渇水時にも河川環境の維持のための流量を確保します。この結果、不特定容量が大きく必要となりますが、これによって、豊川の河川機能は抜本的に改善されます。
178	1) 対策案の具体的な提案について	1) 治水…26方策で網羅されている。 2) 利水・流水維持…14案以外に、3. 他用途ダム容量買い上げと4. 水系間導水案の組み合わせ案が考えられる。具体には、長良川河口堰、徳山ダムの名古屋市等の利水分を買い上げ、木曽川導水路～既設愛知県水道管路等を経て豊川流域へ送る。 但し、考えられる机上案であって、水源住民としては水源流域の開発余地を残し、将来の安全度を確保しておく観点から反対である。水をめぐる地域の歴史から、水利用は当該水系で完結されるべきものである。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
178	2) 治水対策案に関する意見について	既提案の26方策は、それぞれ、適用性や課題についての確に整理されている。 それを踏まえた上で、ダム建設と河道改修を組み合わせた0案）河川整備計画が、豊川沿川と設楽ダム予定地域の現在と将来の土地利用、社会経済環境、コストの総合的バランスの観点から現実的で適当である。 なお、設楽ダム建設に伴う地域への負荷は、地域基盤改善・振興の視点をしっかり持った取り組みで軽減できると思う。 また、計画規模洪水で霞地区を浸水させる方式を0案において取り入れていることは、今後必須の異常洪水対策に極めて有効と思う。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.88 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.88

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
178	2) 利水対策案に関する意見について	③、④（いずれ検討事項として持ち出されるであろう）木曽川水系長良川河口堰、徳山ダムの（余剰！？）水を買上げ、水系間導水することで水源とする。 （但し、上記項目1）の提案で述べた如く、水源住民として絶対反対である。）	木曽川から導水する案は、新たな対策案として検討させていただきます。
178	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	③、④（いずれ検討事項として持ち出されるであろう）木曽川水系長良川河口堰、徳山ダムの（余剰！？）水を買上げ、水系間導水することで水源とする。 （但し、上記項目1）の提案で述べた如く、水源住民として絶対反対である。）	木曽川から導水する案は、新たな対策案として検討させていただきます。
179	1) 対策案の具体的な提案について	治水では、河床掘削案があると思われます。（橋梁補強、河床維持が必要）	河道掘削案のうち、河道の平水位以上の高水敷を掘削することにより低水路拡幅する方法と河床を掘削する方法がありますが、豊川においては高水敷が広いため環境影響が少ない低水路の拡幅について検討をしています。 河床掘削案では、底生生物の生息環境やアユの産卵床等を消失することや地下水位の低下による井戸への影響が考えられます。
179	2) 治水対策案に関する意見について	⑧⑨のHWLを上げるのは洪水に対する安全性から好ましくない。 ①～④の掘削は、豊川の豊かな自然環境が損なわれるため最小とすべき。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
179	2) 利水対策案に関する意見について	③④は渇水年では他流域からの導水は期待できない。 河道外貯留施設は利水付近の用地取得が困難。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
179	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	②～⑬宇連川流域のダムは、豊川上流部（宇連川合流より上流）のNには効果がない。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
179	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	事業進展度及び完成までの期間の評価の項目が必要。 頻発する渇水の対応の頻度。	頂いたご意見については、対策案の安全度に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
180	2) 治水対策案に関する意見について	対策案の河川整備計画で河道掘削等をするを含めた対策案が記載されていますが、豊橋市は豊川の伏流水を下条地区から取水しており、河道掘削等に伴う河川整備で、河川状況等の変化により安定した取水の確保が困難となる恐れがあります。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
180	2) 利水対策案に関する意見について	対策案③：水系間導水（天竜川）については、渇水は広範囲に影響をすることを想定することが必要で、天竜川は取水制限が近年においても多く発生している状況から見れば、当該河川だけの都合により、「余裕のある時に限り」という条件では、豊川水系への導水では、必要量を確実に確保できる保障がありません。 対策案⑤：地下水取水は、井戸の新設等により必要量を確保すると記載していますが、豊橋市の水道水としての地下水揚水量は、塩水化等の水質悪化を防止するため、揚水量を抑制し涵養運転に努めている現状では、新たに、利水対策としての大規模な地下水源開発は困難であると考えます。	頂いたご意見については、利水対策案の目標、実現性、環境に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.89 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.89

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
180	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	対策案③：水系間導水（天竜川）については、濁水は広範囲に影響をすることを想定することが必要で、天竜川は取水制限が近年においても多く発生している状況から見れば、当該河川だけの都合により、「余裕のある時に限り」という条件では、豊川水系への導水では、必要量を確実に確保できる保障がありません。対策案⑤：地下水取水は、井戸の新設等により必要量を確保すると記載しているが、豊橋市の水道水としての地下水揚水量は、塩水化等の水質悪化を防止するため、揚水量を抑制し涵養運転に努めている現状で、河川流量を確保するさらなる地下水の汲み上げは、豊橋市の地下水源に対して甚大なる影響を及ぼすことになります。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
181	2) 治水対策案に関する意見について	治水対策として第一義的に川底を掘削することが最適な手法と考えますが、掘削延長、掘削量が膨大となり事業効果の発現までに長期間が必要となります。また、川底が下がることにより海水の逆流区間が長くなり、沿川の土壌や地下水への海水浸透による影響が拡大することは必至です。海水遡上を防止するためには、河口堰の設置が必要となります。掘削にかかわる事業費、事業の期間を考えると、既に建設合意されているダムによる治水を推進すべきと思います。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案のコスト、安全度等に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
181	2) 利水対策案に関する意見について	水系間導水として考えられる矢作川では、上矢作ダム建設に基づき既得用水等を補給する計画もありましたが、整備計画にはダム建設が見送りとなっています。このため、矢作川で流水の正常な機能の維持をするのは矢作ダムだけであり、十分な流量を確保することが先送りとなっています。このような現状では、矢作川から常時導水を計画することは困難です。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
182	1) 対策案の具体的な提案について	利水については現状で水の供給は足りており、巨額を投じて新たにダムを作る必要はない。治水は堤防やダムに寄らない方法を検討すべき。流水の正常な機能の維持については、流水維持よりダムを建設するほうが、水系や海の影響に与えるダメージはるかに大きい。設案ダム自体が不要なダムである。	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
182	2) 治水対策案に関する意見について	どの案もダムより過大に費用が計算されたり、ダムを作ることが必要と思わせる対策案となっている。	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
182	2) 利水対策案に関する意見について	利水については現状で水の供給は足りており、巨額を投じて新たにダムを作る必要はない。水の将来の需要予測が過大。	ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。

表 6.2.90 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.90

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
182	2) 流水の正常な機能の維持対策に関する意見について	水の正常な機能の維持については、必要量も多く設定されているが、なにより目的自体意味不明。そもそも対策が必要か疑問を感じる。	流水の正常な機能の維持するために必要な流量は、動植物の保護、漁業、景観及び水利流量から成る流量で、低水管理上の目標として定まる流量であり、渇水時における河川環境及び既得水利の取水について最低限の水量を確保するものです。
183	1) 対策案の具体的な提案について	治水において、霞堤は有効に働いている。これを強化活用すべき。堤防の強化は越水対策を行う。耐越水堤防、連続地中壁による強化工法が有効。技術、工法の進化は進んでおり、中下流の地域は、それを活用することが技術立国日本の進む道でその技術は外国でも活かせる。	決壊しない堤防、決壊しづらい堤防は、技術上の観点からの実現性の見直し等を考慮し、検討から除いています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
183	2) 治水対策案に関する意見について	費用対効果を重要視し、財政の困窮する中、最小費用で最大の効果のある対策案を行う。霞堤、耐越水堤防の対策が費用対効果の点でも最も有効。設案ダムは集水面積が極めて狭く有効な対策とは言えない。ダムの予定地設案町はダムは中止の上、太陽光発電、メガソーラー等の取り組みで、地域づくりに取り組み脱ダムの政策を推進することがいい。中止の場合の法的整備は是非早急に必要。	決壊しない堤防、決壊しづらい堤防は、技術上の観点からの実現性の見直し等を考慮し、検討から除いています。頂いたご意見については、治水対策案のコスト、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
183	2) 利水対策案に関する意見について	人口減少社会で水需要は低減傾向になっていく。水は今でも足りている。莫大な費用と環境破壊が評価されることは無い。	今回の検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、検証を進めることとしています。ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。
184	1) 対策案の具体的な提案について	今回、列記された代替案は検討のための例示として受け止めているが、ダムを建設しない代わりに、下流地域のコミュニティ維持や、住民の財産保全、農業などの産業、そして河畔林や川底の自然環境に大きな負の影響を与えていく内容が多い。このため、安全・安心、快適性等の面を考えても、現河川整備計画のとおり設案ダム建設することが最も合理的である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の安全度、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
184	2) 治水対策案に関する意見について	①～④ 河道掘削した後の土砂の処分地の選定、処分方法を決めることが極めて困難だと考えられるとともに、土砂搬出に伴う交通渋滞等、市民生活に多大な影響が考えられる。また、工期が30年と現計画と比べ10年も長いこともあり、住民の理解が得られない。 ④⑦⑨⑩21、24 宅地のかさ上げ・ピロティ建築で対応する案は、洪水時の孤立を助長するものであり、住民の理解が得られないばかりか、霞堤に住む住民に対する心理的不安を拭うことができない。 ⑤⑥⑦ 引堤で対応する案は、優良農地に対する用地買収を伴うこと、橋梁7橋の架け替えから、国道1号などの自動車交通をはじめ、地域の交通に多大な影響を及ぼすこと、コストが高く工期も不確定であることから非現実的である。 ①～24 いずれの案も3霞を存置させることを前提に、河川整備計画を達成するには、堤防改良や橋梁付け替えなどの大規模工事、新たな用地買収を伴うことから困難性が高い。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.91 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.91

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
184	2) 利水対策案に関する意見について	①⑥⑨⑩⑫⑭⑮ 代替案として調整池・ため池を含むものは、下流域で膨大な用地が必要となり、優良農地の縮減など産業活動に多大な影響を及ぼす。また、コストが高く工期も不確定であるため、非現実的である。 ②⑨⑩⑫⑮ 代替案として既存ダムの再開発を含むものは、膨大なコストがかかること、ダム強度の確認や、周辺環境に多大な影響を及ぼすことなどが懸念され、今後新たに環境影響調査が必要となり、時間が更にかかることから現実的でない。 ③④ 豊川水系の濁水と同時期に、近隣水系の天竜川水系・矢作川水系も濁水であることが多く、非常時における調整が極めて困難であると想定される。このため、水系間導水は危機管理上、現実的でない。 ⑤ 地下水取水を続けると塩水化・地盤沈下の発生が危惧され、環境側面から良策ではない。また、地下水取水でフルプランの必要量が確保できるかが疑問である。	頂いたご意見については、利水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
184	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	①⑥⑨⑩⑪⑫⑬ 代替案として調整池・ため池を含むものは、下流域で膨大な用地が必要となり、優良農地の縮減など産業活動に多大な影響を及ぼす。また、コストが高く工期も不確定であることから非現実的である。 ②⑨⑩⑪⑫⑬ 代替案として既存ダムの再開発を含むものは、膨大なコストがかかること、ダム強度の確認や、周辺環境に多大な影響を及ぼすことなどが懸念され、今後新たに環境影響調査が必要となり、時間が更にかかることから現実的でない。 ③④ 豊川水系の濁水と同時期に、近隣水系の天竜川水系・矢作川水系も濁水であることが多く、非常時における調整が極めて困難であると想定される。このため、水系間導水は危機管理上、現実的でない。 ⑤ 地下水取水を続けると塩水化・地盤沈下の発生が危惧され、環境側面から良策ではない。また、地下水取水でフルプランの必要量が確保できるかが疑問である。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
184	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	1. 治水について 大量の土砂の処分方法 引堤による橋梁付け替えに伴う、国道1号線などの地域交通への影響額 引堤、放水路など新たな用地買収に伴う下流域の産業（農業・工業）への影響額 河畔林など環境ミティゲーションへの考え方、影響額 2. 利水及び流水の正常な機能 調整池・ため池など新たな用地買収に伴う下流域の産業（農業・工業）への影響額 河畔林など環境ミティゲーションへの考え方、影響額	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
185	2) 利水対策案に関する意見について	ダムに代わる代替案の中には、ため池や調整池をたくさん造る案があるが、どこに造るのか？万一、農地を潰して調整池やため池を造るとしたら、本末転倒です。 また、矢作川や天竜川から水を持ってくる案があるが、それらの水系とは、だいたい同時に節水を行っており、豊川が濁水になっても、とても水がもらえるとは思えない。現実的な案ではない。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
185	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	愛知県が農業生産額で上位を位置するのは、東三河の農業があつてこそ、本県は工業県でもあり、農業県としての位置づけを確保しておくべきであり、豊川用水のおかげで飛躍的な発展を遂げた農業を維持するべきである。雨が少ない年は節水を余儀なくされており、一刻も早いダムの完成を望む。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいたいと考えています。

表 6.2.92 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23. 2. 17～H23. 3. 18】

NO. 92

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
186	1) 対策案の具体的な提案について	各代替案は、下流地域のコミュニティ維持や住民の日常生活、農業等の産業、事業費、豊川特有の河川環境等において、いずれもマイナス要因が多々あるが、検討のための例示であり、示された課題点を含め、地権者等関係者に対し未調整である。現在、関係住民等から早急な対応が求められていることや、治水面など度重なる検討・調整が行われ、ダム建設地域の同意も得られていることから、現整備計画に基づく設案ダム建設が最も合理的である。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
186	2) 治水対策案に関する意見について	豊川特有の良好な河川環境を保全するため、大規模な河道掘削とそれに伴う河畔林の伐採は避けるべきである。 霞堤地区の住民は幾度となく洪水に悩まされており、霞堤の恒久化は受け入れがたい。遊水地化や輪中、ピロティ建築も同様。 市街化が進んでいる地域での引提や堤防嵩上げによる対策案は、用地取得の困難さや多数の橋梁の改修、付け替え等現実的ではない。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
186	2) 利水対策案に関する意見について	豊川地域の渇水は、周辺地域を含め広範囲に起こるケースが経験的に想定され、水系間の導水は、必要なときに必要量の確保が不確実である。 現況においても地下水の塩水化が進行しており、さらなる、多量の地下水くみ上げは、現在の利用環境への悪影響を招く恐れが大きい。 既存ダムの嵩上げは、工事中はダム機能がゼロにならないか。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
186	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	利水の対策案と同様に、水系間の導水は、必要なときに必要量の確保が不確実である。 既存ダムの嵩上げ高が極端に高く、構造上やダム湖の拡大などで安全上や環境面等、現実的ではない。 上流部の渇水による瀬切れ対策に多数の調整池やため池に対応することは、用地確保や水のネットワーク構築の上で現実的ではない。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
186	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川の良好な自然環境、多様な生物のための河畔林。 下流の集落(城下町)を守るために設けられた霞堤の歴史的背景 霞堤内の新規住民は、霞堤の存在(働き)について、必ずしもすべて理解して転入しているのではないと思われる。 工業用水の安定供給が条件の工業立地、工業振興 豊川用水が支える日本有数の農業地帯	頂いたご意見については、対策案の実現性、環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
187	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムの建設と併せて、河道の掘削・樹木伐採を実施し、小堤地区の浸水被害を軽減してほしい。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
187	2) 治水対策案に関する意見について	現状では小堤もやむを得ないと理解する。むしろ早期に小堤を設置して少しでも浸水被害の回数を減らしてほしい。 ただ、地元では「霞堤の存置」という表現に反発感が強いので、本堤建設への可能性を検討して頂けるとありがたい。	頂いたご意見については、治水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.93 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO. 93

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
188	1) 対策案の具体的な提案について	利水・流水で天竜川・矢作川のどちらかから導水するものはあるが、両方から導水することは出来ないのか。	天竜川・矢作川の両方から導水する案は、新たな対策案として検討させていただきます。
188	2) 治水対策案に関する意見について	霞堤については、将来的に見て、浸水被害の軽減の見込みが十分にあるのなら残すべきだと思う。 案については、ダムを作るか⑮⑯が良いと思う。 ただ、⑮については、大量に出る掘削土の処理をどうするつもりなのか分からないため良いとは言い切れない所もある。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性等に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
188	2) 利水対策案に関する意見について	ダムを作るか③④が良いと思う。 他は方法次第だと思うが、詳しい事が分からないのでなんとも言えない。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
188	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	ダムを作るか③④⑫が良いと思う。 ただ、⑫を含めて、表の中にある「ため池」のことが簡単に書きすぎてあってよく分からない。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
188	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	現状より良くなるのであれば、設案ダムを早いとこ作るべきだと思う。 それとダム一つで、表の中の効果（治水・利水・流水の全て）が得られるなら、それぞれの対策案でやるよりもダムを作った方が効率がよいと思う。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
189	1) 対策案の具体的な提案について	1億tものダムを作るのは、背中に湖を背負う田口地区住民にとって、精神的な非業にも似た屈辱である。 従って1,500万t位のダム湖2ヵ所に作った方が、治水・利水・流水に利用価値があるのではないか。	個別ダムの検証においては、複数の対策案を立案し複数の対策案の1つは検証対象ダムを含む案とし、その他に、検証ダムを含まない方法による治水対策案を作成することとしています。また、その対策案は河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本としています。 複数の小規模ダムを設置する案は、設案ダム以外の新たなダムとなるため、対策案としていません。
189	2) 治水対策案に関する意見について	堆砂の恐れ → ダム予定地の山林には、成木が多く土地も肥えて砂が多い。300haの伐採を行えば、山の砂は容易に流れて堆砂の早まるのは一目瞭然である。 大きな岩石 → ダムの上流は非常に急峻な川で土砂の流れは早く川底の石は大きく丸い岩石で一杯である。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
189	2) 利水対策案に関する意見について	現状では、1億t位の水が、利水の他に余り水としてある。ダムを作らなくても水があるというのだ。 この地区でも年間約2,200mmの平均雨量で決して多くはない。地元田口地区では1日200tの水をポンプアップして利用しているので、現在の量を維持しつつ、水の溜まる調査・研究をした方が良いのではないか。	ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。

表 6.2.94 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO. 94

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
189	2) 流水の正常な機能の維持対策に関する意見について	ダムから毎秒0.5tの放水と聞いているが、それで水の流れ・生物・魚の生息が維持できるのか。今日でも日照りが続くとか川の底石が出てきて、その間をエンピツで線を書いたような水しか流れていない。川を川たらしめるには、やはり自然の値する水の流れが必要なのではないか。	ご指摘の水の流れ・魚の生息等については、河川整備計画において、渇水時における河川流量の回復を図るため、牟呂松原頭首工（直下流）地点及び大野頭首工（直下流）地点でそれぞれ概ね5.0m ³ /s、概ね1.3m ³ /sまで河川流量の増加につとめることとしています。
189	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	現状の流量により、豊川（特に寒狭川）の漁場は年々点・山女釣りが盛んになり、町内唯一の観光場所となっている。ダム作りで山間振興が塞がれてしまうのではないか。一番心配な事は、右岸側の地盤が軟弱と聞いているが、国交省が大丈夫といっても町民には空に聞こえている。かつては中部電力が発電所をと調査したが、結果はダム湖には合わないとおっさりと撤退した経緯がある。	頂いたご意見については、対策案の地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。また、これまでに得られている広域的な地質調査や貯水池周辺及びダム建設予定地周辺の地質調査結果から設案ダムの建設は可能と判断しています。
190	1) 対策案の具体的な提案について	整備計画についても3霞堤の存置が前提であるが、計画はあくまで河川敷地内での整備が望ましい。整備計画に河道掘削を大幅に増やし霞堤を極力廃止すること。（自然景観と環境保全に配慮することも大事であるが、地域の安全に悔いを残すことのないように）	頂いたご意見については、治水対策案の安全度に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
190	2) 治水対策案に関する意見について	家屋移転等を伴う引き堤や堤防嵩上げについては社会的影響も大きく、事業期間の長期化も懸念され、地元民の長年の悲願に対し答えられる案とは考えにくい。これまでの地元民が受けてきた洪水被害にたいし、更に犠牲を強いることとなる。（多数案対象） また、事業期間が30年以上とはあまりにも長すぎる。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
190	2) 利水対策案に関する意見について	整備計画にて地元自治体等との調整が完了しており、対策案に示された既設ダムの嵩上げ等、新たに生ずる調整は事業期間を不確定なものとし、一刻も早い事業完了が地元民に対する行政の責務であり、現行の整備計画にて早期に実施すべきである。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
190	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	整備計画にて地元自治体等との調整が完了しており、対策案に示された既設ダムの嵩上げ等、新たに生ずる調整は事業期間を不確定なものとし、一刻も早い事業完了が地元民に対する行政の責務であり、現行の整備計画にて早期に実施すべきである。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
191	1) 対策案の具体的な提案について	1～24の対策案については、どれも似たり寄ったりダム以外は非現実的だと思います。ダム建設ありきでの意見です。今回の東北関東大震災を踏まえ本ダム機能に水力発電を考慮すべきではと思います。（浜岡原子力発電所に予期せぬことが起きた場合）その上で、治水、利水、流水、発電の利用配分の再検討が必要	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。設案ダムの利水には水道、農業用水の参画はありますが、発電の参画者はありません。ダムの放流水を発電水車を通すことにより発電し、ダム管理用の電気をまかなっているダムもありますが、設案ダムにおいては現時点ではその可能性、採算性についての検討がなされていないため、今回の検討においては見込んでおりません。

表 6.2.95 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO. 95

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
191	2) 治水対策案に関する意見について	1～14の対策案では、全て霞堤ありきです。霞堤内の住民としては、1案くらい霞堤を閉鎖する案の作成を切望します。 今回の提案では、霞堤について非常に配慮していただいた表現となっております。感謝いたします。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として検証しています。 頂いたご意見については、治水対策案の評価の参考にさせていただきます。
192	1) 対策案の具体的な提案について	早期着工・完成を希望します。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
193	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムの代替案として、霞堤からの浸水を許容する案は、多くの優良農地や宅地に大きな被害が及ぶことが想定され、地域の幹線道路も冠水する恐れがあるなど、ダムに比べ遥かに大きな影響が出ることから、賛成できない。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
193	2) 治水対策案に関する意見について	東三河の農業は、豊川用水のおかげで飛躍的な発展を遂げてきた。しかし今でも雨が少ない年は節水を余儀なくされており、一刻も早いダムの完成を望むものである。 ダムに代わる代替案の中には、ため池や調整池を造る案があるが、どこに造るのか？ 優良農地を潰して調整池やため池を造ることは望ましくない。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、治水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
193	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	流水の正常な機能の維持のためには、川幅を広げたり、河床を掘り下げたりすることが必要になる。50年、100年先を考えれば、また堤防の強化も必要である。	今回の個別ダムの検証は、幅広く流水の正常な機能の維持対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。 頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
194	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムの建設を行わないことが最善である。 （理由）治水、利水、流水いずれも新たなダムを建設しなければならない状態ではない。むしろダム建設による環境破壊が大きい。ダム建設による環境損失の計算をすべきである。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
194	2) 治水対策案に関する意見について	先人の知恵である霞堤の評価が低すぎる。いずれの案もダム建設を進めるために意図的に過大の計画として経費を算出している。必要な箇所では堤防の強化を行い、霞堤の活用、遊水池の新設など総合的治水を行うべきである。	今回の検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証を進めることとしています。 また、検証では、霞堤の役割を十分理解した上で、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない遊水池計画を含む複数の治水対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。 頂いたご意見については、治水対策案の対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.96 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO. 96

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
194	2) 利水対策案に関する意見について	水道水、農業用水いずれも不足している事態では無く、利水の対策案自体がいずれも無意味である。将来の需要予測が過大である。 森林の保水力についての評価が低すぎる。	ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。 水源林の保全については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。
194	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	そもそも流水機能の維持のためにあれこれ新たな施設を建設する必要はない。不必要な目的のために不必要な対策案を並べているに過ぎない。川の流水を維持するには水源地の森林を整備して保水力を向上させることが一番必要である。	水源林の保全については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、全ての対策案に組み合わせています。
195	1) 対策案の具体的な提案について	治水対策の組み合わせの詳細については十分理解できておりません。河道掘削、樹木伐採などさまざまな組み合わせが検討されておりますが、海域環境から見ますと、土砂、淡水の流入量の変化が重要と考えられます。また、河川と海を行き来する生物への影響が重要です。しかしながら、これらに関する情報が無いため、意見を述べるのが困難です。 今後、海域環境への影響が少ない方策をうまく組み合わせた案が採用されることを期待致します。	頂いたご意見については、治水対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
196	1) 対策案の具体的な提案について	＜治水＞ ダム建設及び河道掘削は整備計画通りでよい。 現霞と旧霞の再利用を図る。対象区域の住民には各種税の免除、ピロティー方式の建築改築費用の援助、水害保険等により対処する。 ＜治水・利水＞ 現豊川用水路（西部及び東部幹線）の拡幅、トンネル化を図り洪水を直接海に放流し洪水調節を図る。また新たな調整池及び既存の調整池の建設で洪水流の貯留を図り、各種用水に利用できるように河川法を改正する。 新たな調整池及び既存の調整池の建設で洪水流の貯留を図り各種用水（農業、水道、工業）に利用できるように河川法を改正する。 ＜流水の正常な機能の維持＞ ダムからの補給に頼るが清水を補給できる様構造を工夫する。 洪水調節容量等に余裕がある場合でも、洪水流を下流に流し河床が固定化を防止しアユ等の産卵床の保護を図る。	現霞堤と旧霞堤の再利用は、第2回検討の場で提示した旧東上霞遊水地＋3霞堤存置案と類似の対策案として整理しており、今回、コスト面で有利な旧東上霞遊水地＋3霞堤存置案を検討しています。 地下放水路は、第2回検討の場で提示した捷水路案と類似の対策案として整理しており、今回、コスト面で有利な捷水路案を検討しています。 新たな洪水調節施設の設置については、コスト面で有利な河川整備計画の設楽ダムを検討しています。 また、調整池により洪水流の貯留を図り、各種用水に利用することは、既存調整池において既に実施されております。 頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
196	2) 治水対策案に関する意見について	霞における洪水流の滞留時間は長くて1日程度であり現霞及び旧霞の洪水調節機能は最大限活用する。 現・旧霞の極度な宅地化は進んでいないので早めの計画決定が必要。 ダム建設の可否を早急に決め、ダム予定地の設楽町に長年苦痛を与えたことに対するお詫び及び補償を政府が責任を持って行う。	今回の個別ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を進めているものです。検討に当たっては、河川や流域の特性に応じ、効率的かつ適切に進めることが重要であると考えています。 なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えています。 頂いたご意見については、治水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
196	2) 利水対策案に関する意見について	対策案① ・河道外貯留施設は渥美半島では設楽ダム下流の新城にも建設可能（谷間を利用）と思われる。静岡県県内でも設置は可能。 現ため池や旧ため池の再開発を行う。	河道外貯留施設は、第2回検討の場で提示した利水対策案として、すでに検討しております。 また、ため池の保全・整備は関係自治体により、行政と地域の連携により推進されております。また、水質対策についても農業集落排水事業などにより実施されているため、ため池は新設を対象としています。

表 6.2.97 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO. 97

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
196	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊かな河畔林を適度に保存することが必要。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
197	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムを建設し、宇連ダム・大島ダムの容量振替を行い総合運用することにより、治水・利水・流水の正常な機能の維持の安全度の向上につながるのではないかと思考する。	現行の河川整備計画においては、各ダムの統合運用を前提として行うこととしております。
197	2) 治水対策案に関する意見について	引き堤や堤防嵩上げは、多大な土地の取得、家屋移転が伴うと共に、超過洪水により破堤したときの被害リスクが大きくなり、社会的影響が大きい。 また、河道掘削による河積の確保は、横断工作物（橋梁、堰など）の根入れ不足を生じさせ、不安全な工作物となり、改良が必要となると共に大量な掘削土砂の処分場の確保が難しいものと思料される。 更に、河川は自然公物であり掘削したところは、再び土砂堆積が進み河積を維持するためには半永久的に河道掘削を続けなければならないと思料する。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性、環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
197	2) 利水対策案に関する意見について	渇水が頻発する中で安定した水供給を望む声は多い。水需要予測が過大という声も聞かれますが、渇水となったときは社会経済に与える影響は多大なものとなる。利水の安定供給が確保する必要があるものと思料される。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
197	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	地下水取水による流水の正常な機能の維持を図ることは、地盤沈下を引き起こすと共に、地下水の塩水化を引き起こすものと思料する。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性、環境に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
197	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川河川敷には豊かな河畔林が存在し、生物の多様性に寄与している。河畔林の取り扱いへの評価をいかにすべきかが思料される。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
198	1) 対策案の具体的な提案について	ダムは治水上必要だと考えるが、総合治水対策として森林保全による保水力の回復こそが治水の早道であり、地球環境保全の面でも重要と考える。（※自然林の保水力は人工林の5倍、人工林でも適正間伐で保水力が向上するため） 代替案の中には、科学的合理性が無い（技術的に実現性が低い、周辺環境への影響が大きい）ものが多く感じられる。	森林の保全は、森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性があるため、全ての対策案に組み合わせています。しかし、顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難です。森林の保全と適切な管理が重要であると考えております。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。
198	2) 治水対策案に関する意見について	「できるだけダムにたよらない治水」を目指す理由がダム建設による財政圧迫、環境破壊であることから、検討する代替案も財政を圧迫せず環境破壊につながらない方策を検討する必要があると考える。 霞堤地区を計画遊水地にする計画の宅地のかさ上げ・ビロティ建築案では、同地区の居住者の理解を得ることは難しいと考える。 霞堤を存置するのであれば、霞堤地区を遊水池として活用しなくても、同地区における家屋の保全や地区農地等の地役権補償が必要と考える。 治水対策として大きく河道掘削を行う案は、河畔林を大きく消失させることになり、市民に親しまれてきたふるさと豊川の風景が失われてしまうと、自然破壊への影響も大きいことから、河畔林を残置できる手法を検討すべきと考える。	頂いたご意見については、治水対策案の実現性、環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
198	2) 利水対策案に関する意見について	ため池による利水対策はその必要数が多く、用地確保の困難さや土地利用への影響の大きさから現実的でないと思料する。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.98 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23. 2. 17～H23. 3. 18】

NO. 98

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
199	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	設案ダム建設を前提とした「河川整備計画」の優位性だけが強調されているようで、ダム建設のマイナス性は過小評価されていないかどうか。	今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。
200	1) 対策案の具体的な提案について	(要旨) 今回、「豊川水系河川整備計画」や「豊川水系における水資源開発基本計画」の根拠となるデータの再検証が行われていないことは、国民を欺く背信行為である。 「河川整備計画」や「水資源開発基本計画」の根拠データの再検証が前提であり、その前提がなければ、対策案においても「方策」の規模や「総概算コスト」が過大になるなど、真の検討ができなくなる。根拠となるデータの科学的、客観的な再検証を行うべきである。 (意見) 「豊川水系河川整備計画」や「豊川水系における水資源開発基本計画」の根拠となるデータの再検証が行われていないことは、国民を欺く背信行為である。とりわけ、今、東日本の地震・津波の被害、原子力発電所の事故の被害など、多くの方々が亡くなり、多くの方々が苦しんでいる。ムダな大型開発事業を行うことは、厳に慎まなければならない。その予算を被災者支援に回さなければならない。 その意味からも本当に必要な事業なのか、真剣に検証を行わなければならない。いい加減な再検証であっては絶対にいけない。 「豊川水系河川整備計画」や「豊川水系における水資源開発基本計画」の根拠データの再検証は、真剣な検証の大前提であり、その前提がなければ、対策案においても「方策」の規模や「総概算コスト」が過大になるなど、真の検討ができなくなる。 水道用水・工業用水の需要想定など根拠となるデータの科学的、客観的な再検証を行うべきである。	河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。 今回の検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証に当たっては、検証の対象となるダム事業について、点検を行い、その結果を踏まえて検討を進めて行くことが重要であるという観点から、基本計画等の策定時から長期間が経過しているダム事業については必要に応じ事業等の詳細な点検を置こうこととなっています。 設案ダムにおいても事業費、工期、堆砂計画、データ等の点検を行っています。その中では、計画策定以降のデータ、単価を用い点検を行っております。 また、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。

表 6.2.99 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23. 2. 17～H23. 3. 18】

NO. 99

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
200	1) 対策案の具体的な提案について	(要旨) 設案ダムは選択肢からはずすべきである。設案ダムの目的は、①洪水調節、②流水の正常な機能の維持、③かんがい、④水道とされているが、これらの目的のいずれも根拠が無く、設案ダムは必要のない事業である。 (意見) 設案ダムの洪水調節効果は、非常に限られている。貴重な自然環境を守るためにも別の方法（破堤しにくい堤防など堤防強化や、不連続堤による遊水地、緑のダムと言われる森林整備、農地の適正な管理、氾濫原の宅地化・都市化の抑制、河道整備など、流域全体での治水計画）を十分検討するべきである。 流水の正常な機能の維持に関しては、設案ダムの有効貯水容量の65%、利水容量（堆砂容量と洪水調節容量を差し引いたもの）の82.2%が流水の正常な機能の維持容量となっており、全国的に見ても極めて異常なダム計画となっている。 そもそもダムを建設し、河川の水の流れを遮断することは、本来河川が持っている流水の正常な機能を壊すものである。 かんがい及び水道に関しても、2001年度（2002年3月）に完成した豊川総合用水事業で確保され、現在はおよそ1億m3を超える供給余力がある。また、今後の水の需要の見通しも実績と乖離した過大な需要見込みとなっている。 さらに深刻なのは、自然環境、生態系に与える影響である。 設案ダム建設予定地には、重要だといわれる動植物だけでも181種あり、そのなかで設案ダムの建設によって、「生息地の消失、改変に伴い、生息環境の多くが生息に適さなくなる」あるいは「生息が確認された個体の多くが消失する」動植物が30種あることが、不十分だと考える環境影響評価書にさえ指摘されている。 とりわけ国の天然記念物で、世界の中で愛知県の豊川から三重県の宮川までの伊勢三河湾に流入する河川にのみ生息しているネコギギに与える影響は深刻である。 環境影響評価書では、ダム建設のため生息できなくなるネコギギを「移植」するとしているが、「豊川水系設案ダム建設事業環境影響評価書に対する環境大臣意見」でも「現段階ではネコギギの移植に関する知見が十分に得られているとは言えない」と指摘しているようにネコギギの「移植」は、技術的にも未確立であり、実際に国土交通省の実験も何度も失敗し、ネコギギが将来何世代にもわたって生息し続ける保障はどこにもない。 2010年には、愛知県で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されたが、世界でもこの地域にしかない絶滅危惧IB類であるネコギギの豊川における最大の生息地を破壊する設案ダムを建設することは、生物多様性の保全に逆行し、世界にも恥ずべき行為である。 くわえて三河湾への環境影響も懸念されている。 日本海洋学会海洋環境問題委員会は、設案ダムの建設は「1）取水によって内湾の環境形成に本質的なエスチュアリー循環の減少をもたらす点、2）停滞したダム湖の汚濁した低層水と底泥が洪水時に流出することで海に多大な負荷がかかる点、3）ダム湖の堆砂に伴って海岸浸食を加速し、干潟・浅瀬を消失させる点に関して、三河湾への影響が強く懸念される。」と指摘している。 これらの悪影響によって、日本アサリがわく三河湾・六条潟の環境が悪化し、愛知の漁業の生命線であるアサリ漁にも多大な被害が心配されている。 ネコギギやクマタカなどが生息する愛知の宝とも言えるこうした自然環境を守り、生物の多様性を保全するためにも設案ダム建設はやめるべきである。	洪水調節及び流水の正常な機能の維持は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定された豊川水系河川整備計画に位置付けられたものです。 今回のダム検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、地質など技術の実現性、地域社会への影響、環境への影響など様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。 また、かんがい及び水道の開発水量は、ダム検証を進めるにあたり、愛知県より必要な開発量及び算出根拠をご提示頂き、それらの資料及びその他関連資料等を基に点検・確認を実施しており、第2回検討の場で資料を提示しておりますが、今後、確認した内容を更に詳細に提示させていただきます。

表 6.2.100 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23. 2. 17～H23. 3. 18】

NO. 100

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
200	1) 対策案の具体的な提案について	<要旨> 設案ダム安全性に関する総点検を行い、「コスト」を明確にし、対策案と比較をするべきである。 設案ダムの建設予定地は、大変地盤が弱く、大きな地震の際に、ダムが決壊した場合の被害は甚大である。 仮に地盤の弱さを補う対策が出来るとしても、総事業費2093.7億円で完成するという保証もなく、「コスト」を比較する前提が崩れてしまう。M9以上を想定した安全対策をとった上で、比較の基礎となる総事業費を出すべきである。 <意見> 設案ダム安全性に関する総点検を行い、「コスト」を明確にし、対策案と比較をするべきである。 設案ダムの建設予定地は、大変地盤が弱く、大きな地震の際に、ダムが決壊した場合の被害は甚大である。 仮に地盤の弱さを補う対策が出来るとしても、今回、提示された総事業費2093.7億円で完成するという保証もなく、「コスト」を比較する前提が崩れてしまう。マグニチュード9以上を想定した安全対策をとった場合でも2093.7億円で済むのか、総事業費の再検証が必要である。 実際に、東日本大震災では、福島県藤沼ダムが決壊し、死亡、行方不明の被害者が出ている。奈良県の大滝ダム（堤高100m）では、試験湛水で発生した地滑りで運用できない状態が続き、建設事業費も当初の230億円から3,640億円へ大膨張している。 現在、設案ダムの湛水の影響、地滑りについては、可能性がある箇所を抽出調査している段階で、調査結果もまだ明らかにされていない。 設案ダムは、地滑りがおきないのか、マグニチュード9以上の大地震においても決壊しないのか、はっきりさせ、総事業費も洗い直さなければ、対策案との正確な比較は出来ない。	今回の検証では「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、整備計画と同等の安全度を確保する検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、地質など技術の実現性など様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。 基本計画等の策定時から長期間が経過しているダム事業については必要に応じ事業等の詳細な点検を置こうこととなり、今回の検証でも事業費、工期、堆砂計画、データ等の点検を行っています。 また、第2回検討の場で提示した対策案は概略検討によるものですが、今後、目的別の総合評価をする前に具体的内容及びコストについて詳細な検討を行うこととしています。 地滑りについては、「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」に基づき、必要となる対策費用は残事業費に盛り込んでいます。
201	1) 対策案の具体的な提案について	治水、利水、流水の正常な機能の維持を考える場合、正常とは何か、何を基準に正常と呼ぶのか、これの定義付けが重要ではないかと考えます。一つの機能にとってプラスでも、他の機能にとってはマイナスとなる場合も十分に考えられるのではないのでしょうか。治水で守るべきもの、利水で享受できるもの、流水で確保していくもの、これらをバランス良く組み合わせ、恵み豊かな豊川水系を次世代に残すことが重要と考えます。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
201	2) 治水対策案に関する意見について	全ての地域で100%満足のいく治水対策を行うには、膨大な時間と予算が必要で、簡単ではありません。まずは、他水系での成功・失敗事例を検証し、その中から豊川水系に適したメニューを抽出して将来ビジョンを組立て、一つづつ着実に実施していく手順が良いと考えます。先人の知恵を最新土木工法の中に活かすこと、所謂、温故知新の精神をもって臨むことも必要と考えます。	頂いたご意見については、治水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
201	2) 利水対策案に関する意見について	昔からの既得権だからという概念に縛られることなく、次世代に継承すべき、新たな利水の在り方を構築した上で、その構想を盛り込んだ対策が必要と考えます。そのためには、利水者には水系全体としての利益を考えること、自己の利益に拘らないための意識改革を求めることが必要ではないでしょうか。さらに、事業主体には、縦割り行政の枠組みを越えた柔軟な行動力を持つこと、社会資本整備の牽引車としてのリーダーシップを発揮すること、選択可能な様々な将来ビジョンを提供できる組織力が求められるのではないかと考えます。	慣行水利権の許可化については随時進めており、また、水利権につきましては、更新毎に用途別の必要流量については、すでに適切に審査しています。また、事業主体に対して頂いたご意見については、利水対策案の評価や今後の河川事業の参考にさせていただきます。
201	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	環境とは、ある事物を取巻く全てものがその構成員であると考えます。その意味において、川に生息する魚介類も、散策やバードウォッチングを楽しむ人も、釣人も、漁業者も、全てが環境構成員ではないでしょうか。そして、正常な流水とは、構成員によって異なっていると考えます。例えば、台風等による出水現象は、河床洗浄という意味で魚介類の育成環境にはプラス効果であっても、それ以外の構成員としてはマイナス効果かもしれません。これまで自然の成り行きだった出水現象は、ダムの操作方式次第では人為的にコントロール出来ますし、この意味において流水の正常な機能の維持にダムは有効であると考えます。環境構成員には、正常な維持に必要な流水条件は異なっており、構成員間のバランス調整が必要と考えます。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.101 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23. 2. 17～H23. 3. 18】

NO. 101

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
201	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	豊川水系では、上流、中流、下流で暮らす人々にとっては川との関りには違いがあります。そこには、歴史があり、地域の特色が現れていますし、次世代に継承すべき重要な豊川流域の特性であると考えます。ダム建設事業の検証にあたって、豊川流域以外の人間が合理性と利便性を根拠に、この貴重は流域特性を改変してしまう行為は厳に慎むべきであると考えます。検証にあたっては、現在の地元で豊川との関りの中で行われている生活習慣について、丁寧に時間を掛けて連続性ある視点で記録しておくことが、非常に重要ではないかと考えます。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
202	2) 利水対策案に関する意見について	代替案を検討するにあたり、既存の水利使用規則などの水利利用ルールについては、基本的に変更のないよう立案されたい。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
202	2) 利水対策案に関する意見について	代替案を検討するにあたり、既存の水利使用規則などの水利利用ルールについては、基本的に変更のないよう立案されたい。 取水位置が明記されていない「河道外貯留施設 (①⑨⑩⑭)」および「ため池 (⑥⑫⑬)」ならびに「水系間導水 (③④)」の対策案については、既設水力発電所の設備・運用・発電電力量への影響がない場所に、取水位置を計画されたい。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
202	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	代替案を検討するにあたり、既存の水利使用規則などの水利利用ルールについては、基本的に変更のないよう立案されたい。 取水位置が明記されていない「河道外貯留施設 (①⑨⑩⑪)」および「ため池 (⑥⑫⑬)」ならびに「水系間導水 (③④)」の対策案については、既設水力発電所の設備・運用・発電電力量への影響がない場所に、取水位置を計画されたい。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
203	1) 対策案の具体的な提案について	設案ダムの誘致は撤回して下さい。今からでも遅くはありません。 国交省と愛知県と東三河自治体の設案ダム必要論は設案ダムを何が何でも誘致したいという極一部の人間が強い意志から考えだされた無理やり考え出した主張であり意見であり政策です。そこには豊川流域民や愛知県民の意見の表明はほとんど無く多くの人々は蚊帳の外に置かれています。これまで具体的な説明も無くとも科学的な根拠もないまま税金だけが押し付けられ建設を強行されようとしています。しかしこれは認められません。 今回の東日本大震災で巨大な高潮防波堤が崩壊し多くの地域住民が犠牲になりましたが、この歴然とした事実が大きな施設を作れば作る程ひとたび想定を超えた豪雨が上流域で発生したときには返って豊川流域に大きな災害をもたらすことを物語っています。	河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が住民、学識経験者、行政等からそれぞれ意見を聞いて策定されたものです。 今回の検証では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、整備計画と同等の安全度を確保する検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。
204	1) 対策案の具体的な提案について	特になし (治水、利水、流水の正常な機能の維持に関する対策案として、様々な単独案、及び組み合わせ案が出ており、検証を行う上で十分と考えられる)	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
204	2) 治水対策案に関する意見について	下流域に豊橋・豊川市を抱える豊川にあって、引堤や嵩上げは社会的影響が大きい上、水害リスクを増大させることになるため対策として不適と思われる。また、流域対策は土地利用の規制が必要なため関係者との調整に時間を要する他、効果発現に不明確な点も多いため不適と思われる。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
204	2) 利水対策案に関する意見について	水系間導水は、融通先の利水安全度の低下を引き起こすこと、水利使用者との調整に時間を要することから、得策でない。地下水の使用については、揚水によって地盤沈下や地下水の塩水化を引き起こす等、大きな社会的影響が懸念されるため得策でない。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性、地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
204	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	慣行水利権を許可水利権に変更していくことが必要。特に、既得水利の合理化・転用は、水使用状況の実態の把握を行い、時代・要請の変化に対応させ、必要に応じて適切に進めて行くことがよい。 既設ダムの嵩上げについては、周辺環境への影響、用地買収、関係者との調整が必要なため、時間を要し適切でない。	慣行水利権の許可化については随時進めており、また、水利権につきましては、更新毎に用途別の必要流量については、すでに適切に審査しています。 頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性、地域社会への影響、環境に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.102 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23.2.17～H23.3.18】

NO.102

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
204	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	地権者等の地元関係者にとって、長年に渡ってダム建設事業の早期決着を望まれていると思います。これまでの歴史・経緯を踏まえて、そして総合的な観点から豊川及びその沿川の自然・社会的影響が小さい案を採用すべきと考えます。豊川はアユ等の豊富な水産資源や、河畔林に特徴的な生きものの生息場となっています。これら環境への影響にも十分配慮した取り組みに期待します。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
205	1) 対策案の具体的な提案について	治水、利水、流水の正常な機能の維持すべてにおいて効果を発揮する対策案としては、ダム案が最適と考える。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
205	2) 治水対策案に関する意見について	堤防嵩上げは破壊時のリスクが高い。 河道掘削は、豊川を特徴づける河畔林に影響を与えるため、必要最小限とすることが望ましい。	頂いたご意見については、治水対策案の安全度に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
205	2) 利水対策案に関する意見について	導水は導水される他河川で流量が減少するため、根本的解決策とはならない。 地下水利用は、地盤沈下の恐れが生じ、恒久的対策とはならない。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
205	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	導水は導水される他河川で流量が減少するため、根本的解決策とはならない。 地下水利用は、地盤沈下の恐れが生じ、恒久的対策とはならない。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
205	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	干潟やヨシ原、河畔林といった環境は重要であり、河道への負荷を最小限にすることが必要。	頂いたご意見については、対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
206	1) 対策案の具体的な提案について	豊川の河道環境（河畔林や砂礫）の保全と治水安全度と利水安全度を維持する対策（＝ダムによる治水・利水を改善し、河道環境を保全する対策）を提案します。	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
206	2) 治水対策案に関する意見について	⑩豊川中流部の放水路の建設は、豊川本川の環境だけでなく、流域の環境にも影響を与えるように思います。	頂いたご意見については、治水対策案の環境への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
206	2) 利水対策案に関する意見について	②東三河地区は、慢性的な水不足地域であるため、ダム再開発による容量確保は重要な対策案と思います。	頂いたご意見については、利水対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。
206	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	⑤地下水取水は地盤沈下を引き起こす要因となると思います。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案の実現性、環境に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
206	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	大きく蛇行する河道に形成する河畔林は、豊川らしい環境を支えている点を評価すべき点だと思います。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

表 6.2.103 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23. 2. 17～H23. 3. 18】

NO. 103

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
207	2) 治水対策案に関する意見について	ダム建設が自然環境の悪化をもたらすという前提から設案ダムによらない治水の方策が24の対案として策定されたと考えるが、大幅な河道掘削や樹木伐採は、下流域において、非常に貴重な自然環境（生物多様性の観点や市民の手近な自然として）を縮小させることであり、その影響も十分検討する必要がある。輪中堤やピロティ建築を伴う案は、未来永劫その地域の住民に足かせ（建築費の増加、階段の上り下りの負担）となり、負担があまりに大きい。	頂いたご意見については、治水対策案の評価を環境への影響、地域社会への影響に関する実施する際の参考にさせていただきます。
207	2) 利水対策案に関する意見について	他水系からの導水を伴う案は、渇水期など非常時が同時に来ることが想定されるため、安定した水利とならない。 ため池設置は、数量的に相当程度の優良な土地利用を制限することになるとともに、安全対策について十分なコスト算定が必要。農業用水利として、効率的でない。 地下水利用は、豊橋市の水道事業などにおいても利用されており、十分でない。	頂いたご意見については、利水対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
207	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	他水系からの導水を伴う案は、渇水期など非常時が同時に来ることが想定されるため、安定した水利とならない。 ため池設置は、数量的に相当程度の優良な土地利用を制限することになるとともに、安全対策について十分なコスト算定が必要。農業用水利として、効率的でない。 地下水利用は、豊橋市の水道事業などにおいても利用されており、十分でない。	頂いたご意見については、流水の正常な機能の維持対策案のコスト、実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
207	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	平坦で優良な土地を河川外貯留施設、ため池設置など新たな公的土地利用により、地方税収がどれだけ影響（減収）となるか。	頂いたご意見については、対策案の地域社会への影響に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
208	2) 利水対策案に関する意見について	豊川用水では、毎年、利水者から年度ごとの取水計画の提出を受けます。更に、都市用水では、使用量が安定していることから、月毎に翌月の希望分水量、また、月の途中で変更があれば、その前日に変更の申し込みを受けて取水量を決定します。農業用水は、作付や生育状況、ため池貯水量などに応じて各農家から毎日の必要量の申し込みを受け、降雨等があれば取水量を減少させるなど、きめ細やかに取水量を決めており、効率的で無駄のない管理に勤めています。 また、豊川水系は他の水資源開発水系と比べ、流域が狭く、流量の変動が厳しいことから、ダムによる補給の外、洪水時の余剰水を地区内の7つの調整池に導入して貯留し、河川の流量が減少した時に調整池から補給するなど、河川水を有効に活用した水管理に努めています。	頂いたご意見については、利水対策案の実現性に関する評価を実施する際の参考にさせていただきます。
209	1) 対策案の具体的な提案について	整備計画でよい	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。
209	2) 治水対策案に関する意見について	整備計画でよい	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。

表 6.2.104 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第1回パブリックコメント 意見募集期間【H23. 2. 17～H23. 3. 18】

NO. 104

受付 番号	意見募集の項目	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方
209	2) 利水対策案に関する意見について	整備計画でよい	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の利水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。
209	2) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について	整備計画でよい	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針（案）を決定することとしています。
209	2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	河川維持流量の確保の点については、議論されていると思いますが、現流量に近い流量を確保できるかがポイントになると思います。	頂いたご意見については、対策案の評価を実施する際の参考にさせていただきます。

6.2.2 総括整理表（案）に関するパブリックコメント募集

(1) パブリックコメント募集対象

第4回検討の場において抽出した複数の対策案の評価軸による評価「設楽ダム検証に係る検討 総括整理表（案）」について、実現性や具体性、地域社会や環境への影響等などについて、様々な観点からのご意見を募集した。

(2) パブリックコメント募集期間

平成24年1月13日（金）から平成24年2月11日（土）まで

(3) パブリックコメントの提出方法

郵送、FAX、メール等による。

(4) 資料の閲覧方法

中部地方整備局ホームページ掲載

(5) パブリックコメント募集結果の概要

【意見提出者】

全国の44名（個人、団体含む）からご意見を頂いた。意見提出者の県別、年代別、性別の割合を以下に示す。

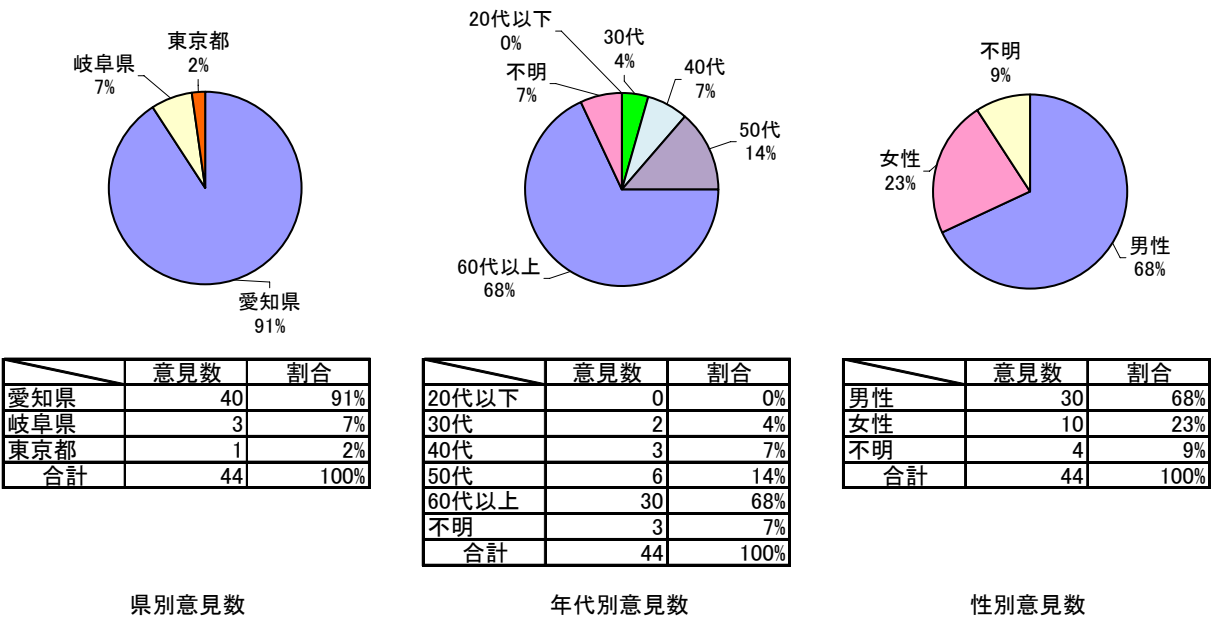


図 6.2.2 意見提出者の属性

(6) パブリックコメントに寄せられたご意見

パブリックコメントにより寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、設楽ダム検証の参考とした。

寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を表6.2.105～表6.2.117に示す。

なお、できるだけわかりやすく説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示した。これらの意見は目的別の対策案の評価の参考とした。

表 6.2.105 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24.1.13～H24.2.11】

NO. 1

	主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
1) 治水対策案に関する意見について		
1-1 安全度（被害軽減効果）		
	○いずれの案も基本高水レベルの洪水や局地的な大雨には対応できないので、現計画の優位性は認められない。 ○段階的にどのような安全度が確保されていくかについて「調整期間の想定が困難である」との表現が多いが、新たに事業を行うには、全て調整が必要である。 ○ダム計画に当たり、最近の降雨傾向を取り入れた安全率を確保すべき。 ○設案ダムの治水効果は限定的である。 ○豊川上流にダムを建設しても、中下流域の広範囲に降る水量を調整できない。 ○設案ダムの治水効果は、雨の降り方によってかわってくる。その確率についても言及されていない。治水効果についての根拠データが明らかにできないのなら、それに頼ることは無謀である。 ○ダム完成までは効果が発現できない。 ○宇連川の降雨に対して安全度を向上させることができる点で、2案のほうが現計画よりも優れている。 ○河川整備基本方針レベルの洪水に対しては、2案は設案ダムによる水位低下分の河道流下能力がさらにあるので、水位はその分低下するが2案に記載されていない。 ○2案は全ての降雨パターンに対して、水位低下効果が発揮され、現計画より優れている。 ○治水対策案2、26では、大規模な高水敷の掘削は、河畔林の大規模な喪失及び、水深が大きくなることにより流速が増大した洪水流を堤防に近づけ、堤体を防御・保全する機能が著しく低下するので採用するべきでない。 ○水田の畦畔嵩上げによる治水対策は洪水時における河川のピークカットとしての効果が無い。 ○治水対策案13では、洪水のピークを低減させる効果があるとは思えない。 ○治水対策案16は、豊川への被害軽減効果が客観的に説明されておらず、合理性に欠ける。 ○治水対策案23は、基本方針レベルの洪水が発生した場合、遊水地の効果はなく、現計画と比べ、被害軽減効果が小さい。 ○治水対策案23は、整備計画完了後に基本方針の河川整備を行う場合、新たな治水施設が必要であり合理的でない。 ○豊川の霞は基本方針対象洪水に対して、容量不足により大きな効果を望むことはできない。 ○豊川の霞を遊水地化する案は、豊川における計画遊水地とするには区域面積が小さすぎて、効果的な対策案とはなり得ない。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下、「実施要領細目」という。）」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・治水対策案は、実施要領細目に示された26の方策を組み合わせ、27の治水対策案を立案し、概略評価によって抽出した6案に「現計画」を合わせた7案について、7つの評価軸で評価しています。 ・「安全度（被害軽減効果）」についても、「実施要領細目」に示された7つの評価軸の一つです。 ・「実施要領細目」において、「安全度（被害軽減効果）」については、「河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるのか」、「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるのか」、「段階的にどのような安全度が確保されていくのか」、「どの範囲でどのような効果が確保されていくのか」等を評価することとしています。 ・抽出された治水対策案2、26は、大規模な高水敷の掘削（河道の掘削）を行う必要がありますが、河畔林の消失及び河道掘削による影響を踏まえ、堤防の安定性を考慮し最大限河川敷を残した掘削を行う案としています。 ・水田の保全（機能向上）のみでの治水効果は小さいと考えられますが、他の方策と組み合わせることにより河川整備計画目標流量を安全に流すことができると考えています。また、全国ではすでに実施している事例もあります。 ・豊川流域には、既設利水ダム（宇連ダム、大島ダム）が存在することから当該ダムを対象として洪水調節効果を検討しました。既設ダムのかさ上げだけでは、設案ダムと同等の洪水調節効果は得られないものの他の方策と組み合わせることにより河川整備計画目標流量を安全に流すことができると考えています。 ・豊川の流域には遊水機能を有する土地である霞堤地区が存在しており、存置する対策案、遊水地として活用する対策案を立案しています。霞堤地区の遊水地のみでは目標とする洪水に対応できないため、他の方策と組み合わせ治水対策案を立案しています。
1-2 コスト		
	○ダムの規模は河川整備基本方針レベルとなっており、洪水調節目標以上の洪水調節効果を発揮できる効果をコストに反映させるべき。 ○現計画のダム建設予算についてはダム建設を強行する為に恣意的に矮小な数字を算出しているのではないか。 ○既に支出済みの費用を除くのはフェアでなく、コスト算出根拠も不透明である。 ○設案ダム中止に伴う費用を計上したり、残事業費で比較するのは公平でない。 ○設案ダム建設にあたっては、工期の遅延により6.1億円/年のコスト増となるため、さらなるコスト縮減・工期の短縮を図るべき。 ○ダム案の費用には生活再建事業費を含めて比較すべき。 ○コストの詳細がわからないので、詳細に明示すべきである。 ○コストの算出方法が明確ではない。 ○設案ダム下流区間の県管理区における水位低減効果についてもコストに反映させるべき。 ○治水対策案5では、同程度の効果を得るのに、余りにも大きな事業費が必要であり、比較対象になり得ない。 ○治水対策案2は、掘削のやり方によって、掘削量をもっと少なくすることは可能であり、コスト比較からみて治水対策案2のほうが現計画より優れている。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・「コスト」についても、「実施要領細目」に示された7つの評価軸の一つです。 ・ダム検証においては、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案した対策案について比較検討しています。 ・そのため、各案とも、豊川水系河川整備計画で目標としている洪水に対する所要の対策費用を計上しています。 ・ダム事業のコストについては、本体工事費だけでなく、関連工事に要する費用、補償等に要する費用、調査に要する費用など必要な費用を計上しており、それらの中には、環境保全措置や地すべり対策等に要する費用も含まれています。また、第2回検討の場でもお示ししたとおり、「実施要領細目」に基づき、設案ダム建設事業の総事業費を点検しており、「現計画案」においては、点検後の事業費を用いております。 ・また、環境への影響については、「実施要領細目」に沿ってコストとは別の評価軸の一つとして評価しています。 ・時間軸を考慮した段階的な効果については、5年後、10年後、15年後の各案の効果の発現状況を記載しています。

表 6.2.106 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24.1.13～H24.2.11】

NO. 2

	主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
	○水田の畦畔嵩上げは、多人数の所有者の同意と工事・用地等の対策費用が必要であり、計画的な推進が困難である。 ○純便益（便益－コスト）で比較すれば選択すべき案が変わってくるので、コストの比較ではなく、自然環境や景観への影響を評価した純便益（便益－コスト）で比較すべき。 ○建設費、維持管理費をコストに計上するのであれば、ダム建設によって損失する自然環境もマイナスのコストとして計上すべき。 ○ダム計画を含めて大規模公共事業によって失われる自然環境の価値を評価・検討すべきである。 ○コスト評価は、事業費の他に整備効果出現までの時間軸を考慮すべき。効果出現が早ければその分の経済効果をコスト換算して評価するべき。 ○設楽ダム建設予定地の地盤の脆弱さやダム湖からの水漏れの危険などを国土交通省は十分把握しているが、それらに対する対策費が含まれていない。 ○設楽ダム建設予定地ならびにダム湖周辺の地質地盤がダム建設には適していないため、地盤対策に莫大な費用が必要となるため、総括整理表に示されている現計画のコストで収まらない。 ○地滑り対策が必要な場所を示し、これによるコスト増加をどれぐらい見積もっているのかしめすべき。 ○平成20年に基本計画が作られた設楽ダムは、平成21年作成された「ダム湖周辺の地すべり対策についての技術指針（案）」による見直しが避けられないはずであり、この面からも、安全性やコスト面に疑問がある。 ○ダムの予定地は地質がモロく、完成後はダムに土砂が溜りやすく、ダム機能を維持するために、土砂の掘削やダム本体の維持補修の費用が遠々と必要となる ○過疎化が進んでいる設楽町においては、ダムが中止となった場合のコストに生活再建事業費と水特・基金事業費を計上すべき。 ○現計画以外の案は、ダム中止の場合の費用として横坑の閉塞費用などが挙げられているが、生活再建や地域整備等についても実施が当然と考える。さらに、地元に対して何らかの対応が必須と考える。精神的な補償の可否や金額換算など検討が困難なことはわかるが何も触れないということ自体が問題である。 ○ダム中止の場合、関係者の今まで及び今後の生活に対する影響について、十分な手当てを計上すべきである。	・ダム建設にあたっては、ダム堤体の基礎岩盤や貯水池周辺の地形・地質等の把握は極めて重要であり、技術基準に基づき、各種調査を行うとともに、その調査結果を踏まえた所要の対策を含め、本体及び本体関連施設の設計を行います。 ・設楽ダムにおいても、同様の検討をした上で、必要な対策工事費を計上しています。 ・なお、設楽ダムの貯水池周辺斜面の地すべり調査についても、最新の技術指針（「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」平成21年度作成）に基づき、レーザープロファイラー等の最新技術を用いて得られた空中写真、地形図、地質図、文献資料等を基に確認調査を行い、湛水による地すべりの可能性が高いと分類した一部の箇所について、ボーリング調査、安定計算を実施し、対策工の必要性の検討を行っています。 ・また、コストについては、「完成までに要する費用」のほか「維持管理費」についても併せて評価しています。 ・なお、ダム計画においては、100年間に堆砂する量を、洪水調節や利水のための容量に加え、堆砂容量として見込んでいます。この堆砂容量については、第2回検討の場でお示ししたとおり、「実施要領細目」に基づき、設楽ダム建設事業の堆砂計画を点検しており現計画の堆砂容量を上回らないことを確認しています。 ・ダム事業が中止となった場合には、生活再建対策等の残事業の取り扱いをはじめ、多岐に亘る調整が必要となりますが、現時点では調整を伴う事業の費用を算定することが困難なため、算定可能なもののみを計上しています。 ・なお、第4回検討の場でもお示しした総括整理表（案）では、生活再建対策等の残事業は約670億円となっています。
1-3	実現性	
	○設楽ダムを含む現計画案が、豊川流域全体の治水対策を行っており、運命共同体事業として協力が得やすい。 ○現計画は最も早期に治水効果が期待でき、下流域が高密度に利用されている流域特性を考慮すれば、現計画以外の対策案は困難。 ○ダムについては、今まで実現に向けて努力が続けられて来て、問題点も明らかに成ってきているが、それ以外の案はこれから多くの関係者に働きかけが必要である。それぞれの実現について、画一的評価を終えて、支配的要因を見極めて、早急に総合評価を行い結論を示すべきである。 ○現計画以外の対策案は関係者との合意を得ることが困難であり、早期に水没移転者等が安心して生活できる環境を作るべきと考える。 ○立木トラスト運動があり、土地収用法による強制収用でなければ、ダム本体工事はできない。 ○立木トラスト運動が行われていることから、平成32年度完成は不可能と思われる。 ○治水対策案2の高水敷を大幅に掘削することは、堤防の安定性にも影響する。 ○治水対策案2は、用地買収の見通し、掘削残土の処理方法等が不明確で実現可能性は極めて低い。 ○治水対策案2が現計画より優れており、最も優れている。 ○治水対策案16は、用地買収の見通し、掘削残土の処理方法等が不明確で実現可能性は極めて低い。 ○治水対策案23は、用地買収の見通し、掘削残土の処理方法等が不明確で実現可能性は極めて低い。	・今回の設楽ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・「実現性」についても、「実施要領細目」に示された7つの評価軸の一つです。 ・実現性については、「土地所有者の協力の見通しはどうか」、「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」、「その他の関係者との調整の見通しはどうか」などについて、評価しています。 ・立木トラスト運動についても、「土地所有者等の協力の見通しはどうか」の評価として、「立木トラスト運動・未買収地・土地所有者等への説明」等と評価しています。 ・河道の掘削においては、堤防の安定性を考慮するとともに、掘削残土は近隣の公共工事への有効活用などを想定していますが、評価軸ごとの評価において、「河道掘削に伴い発生した土砂の仮置き地等の土地所有者等の協力が必要となる」等と評価しています。 ・引堤については、豊川の下流部の狭窄部対策のため100戸の家屋移転を伴う引堤を、昭和46年から15年間で実施した実績があります。 ・重力式コンクリートダムのかさ上げは、実施された事例があります。ただし、地質調査等によって地すべり対策や法面の補強が必要となる場合があります。 ・宇連ダムのかさ上げについては、既存資料等から約10mのかさ上げが技術的には可能と考えています。 ・水田の保全については、「土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明を行っていない」等と評価しています。

表 6.2.107 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24. 1. 13～H24. 2. 11】

NO. 3

	主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
	○治水対策案2は、用地買収の見通し、掘削残土の処理方法等が不明確で実現可能性は極めて低い。 ○引堤案は、用地買収の見通し、掘削残土の処理方法等が不明確で実現可能性は極めて低い。 ○治水対策案5は、大規模な用地確保が必要で、多くの関係者との調整、用地取得には大変長時間を要するものと考えられ、実現性は極めて乏しい。 ○治水対策案1は、技術的に問題は無いと明確に言えるだけの根拠が有るのか。かさ上げされるダム安全性については、最高の技術をもって緻密に検証されなければ対策案にはなり得ない。 ○水田は私有地であり補償が必要である。嵩上げは有効な耕地面積が潰れ、さらに洪水時の被災の可能性が高まる。また、湛水深さが大きくなり水稲の品質が低下する。維持管理も現実的でないことなどから、現実的に「困難」な方策であり治水の代替案としては「不適当」である。	
1-4	持続性	
	○多くのダムが予定より早く土砂堆積によって機能を劣化させている。コンクリート建造物であるダムは、最終的には老朽化の問題も生じる。 ○水田の畦畔かさ上げについては、治水効果を維持させていく仕組みが不明確である。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています ・「持続性」についても、「実施要領細目」に示された7つの検討にあたっての評価軸の一つです。 ・ダムの容量は、あらかじめ上流から流入する土砂を想定し、治水や利水に必要な容量とは別に100年分の土砂量を見込んだ容量を用意しているため、ダム完成から100年後にも、効果を100%発揮することを見込んだ計画となっています。また、第2回検討の場でお示ししたとおり、「実施要領細目」に基づき、設案ダム建設事業の堆砂計画を点検しており現計画の堆砂容量を上回らないことを確認しています。 ・また、適切な維持管理を実施することで、100年を超えても供用が可能な構造物と考えています（日本で最も古いコンクリートダムと言われている兵庫県の布引五本松ダムは1900年に建設されており、約110年経った今でも水道専用ダムとして機能しています）。 ・水田の畦畔のかさ上げについては、評価軸ごとの評価において、「継続的な監視や観測が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である」等と評価しています。
1-5	柔軟性（特になし）	
1-6	地域社会への影響	
	○設案町は過疎地域であり、ダム整備に伴う、総合対策を講じて、今までにはない、魅力的な地域を形成し、他地域からレクや研修などで滞在型の受け入れができるようなものを計画してほしい。 ○ダムは地域の人間関係を破壊し、過疎化を促進し、地域の将来展望を失わせる。 ○町は確実に衰退する。地域振興は、ダムをやめ自然を生かした産業を興さなければできない。 ○引堤に伴う大規模な家屋移転は地域コミュニティへの影響の他、新たな開発といった問題にも波及する。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・「地域社会への影響」についても、「実施要領細目」に示された7つの評価軸の一つです。 ・「現計画案」の地域社会への影響については、「水没に伴う家屋移転など地域コミュニティへの影響が大きい」、「地元設案町により『水源地域整備計画及び水源地域地域振興計画』を検討しており、ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方、フォローアップ等が必要」等と評価しています。 ・引堤については、評価軸ごとの評価において、「地域コミュニティや経済活動への影響が大きいと考えられる」等と評価しています。

表 6.2.108 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24. 1. 13～H24. 2. 11】

NO. 4

	主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
1-7	環境への影響	
	○ダム建設地のみならず、下流域、三河湾にいたるまでの生物多様性を脅かす。 ○現計画には、自然な河川の状態およびその下での生物多様性や良好な自然環境が、設案ダムの建設によって完全に失われることが記載されていない。 ○貯水池の曝気、清水パイプスの効果は疑わしい。また、ネコギギ等の希少種の移植は不可能。 ○現計画に、豊川上流部の河川環境、多様な生物の棲息環境を破壊し、三河湾の貧酸素水塊の発達を助長するなどの多大な環境影響があることが記載されていない。 ○設案ダムが建設されると水量が減り、三河湾の水質悪化は避けられないためダム建設の中止すべき。 ○三河湾再生のために、利害を調整して豊川本流に水を返し、エスチュアリー循環流を増大させるべき。 ○「三河湾再生」のため、再生のシンボルとなるべきアサリを減少させることのないようにダムは中止すべき。 ○三河湾の土砂供給をしているのは、奥三河の山間部の山であり、豊川上流部からの土砂供給は非常に大きな割合を占めている。 ○設案ダムが建設されると水量が減り、三河湾の水質悪化は避けられないためダム建設の中止すべき。 ○ダムによる三河湾への影響について、干潟の生物に及ぼす影響についても検証を行うべき。 ○治水対策案2は、生物の多様性、自然環境への影響の他、市民のレクリエーションの場に大きな影響を与える。 ○2案にはダムによる河床から砂利が失われる影響、貯水に伴って生じる水質悪化、夏の流量の減少による三河湾への悪影響などは起きないことが書かれていない。 ○河道掘削に伴う森林伐採は、保水力を弱め、不要な工事を将来にわたり継続しなければならないため、森林伐採を行わない対策を考えるべき。 ○治水対策案2、26では、高水敷の掘削が河畔林を大きく消失させ、多様な生物の生息・生育環境を無くすことになるので、小規模にとどめるべき。 ○治水対策案2について、水環境と土砂移動への影響は生じないことを明記すべき。 ○引堤による農地の消失は地域経済の問題のみならず、景観や保水機能等環境の面からも問題がある。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、判断を持たずに検討を行っています。 ・「環境への影響」についても、「実施要領細目」に示された7つの評価軸の一つです。 ・設案ダム建設事業は環境影響評価法に基づき平成16年度から平成19年度に環境影響評価を実施し、所定の手続きを完了しています。ダム案の環境への影響については、豊川水系設案ダム建設事業環境影響評価書（※1）に、「設案ダム建設事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正にされている」と記載されており、「実施要領細目」に基づき、評価軸「環境への影響」に記載しています。 ※1) http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/00home/sitemap.htmlにて、評価書の概要を説明したパンフレットをご覧ください。 ・豊川水系設案ダム建設事業環境影響評価書においては、調査、予測、評価の地域及び地点について、ダム建設による環境影響を適切に把握できる地域及び地点として、ダム下流河川では、布里地点等として、予測、評価を行いました。その結果、環境保全措置を行うことにより、環境影響評価の項目について影響は小さいと評価しています。 ・「現計画案」の土砂流動の影響については、「ダム下流の豊川において、河床高の変化は小さいと考えられるものの、ダム直下では一部の砂礫等が減少すると考えられる。」等と評価しています。 ・なお、三河湾の水質維持に影響が大きいことが知られているエスチュアリー循環については、豊川流量、風向風速等の変化による影響量を比較すると、豊川流量のみが増減した場合の影響量に対し、風向風速や潮汐のみが変化した場合による影響が大きい傾向にあることが知られています。豊川流量の増減割合が直接、海水交換量に同じ割合で結びつくのではなく、豊川の流量以外に風速風向、気温等様々な様相が合わさり海水交換量が成り立っていると考えています。 ・また、三河湾の再生については、三河湾を含めた伊勢湾再生のための伊勢湾再生推進会議において伊勢湾再生行動計画を策定し、行政関係者だけではなく、学識者・NPO等の代表、各種専門家にも参加して頂き、連携・協働を図りながら取り組みを行っています。

表 6.2.109 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24.1.13～H24.2.11】

NO.5

	主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
1-8	その他（設案ダムへの賛否等に関する意見） ○現行計画がベストと考えられるので、早急に事業を推進すべき。 ○豊川の早急な治水・利水安全度向上には、設案ダム計画案が最も合理的であり、また、設案ダムはS53年の実施計画調査から34年を経過しており、水没される方に頼いるため、設案ダムによる計画案を早急に決定すべき。 ○現計画は、「霞堤の存置」の部分を除きコストや工期の面からもベターである。なお、「霞堤の存置」については、牛川霞以外の3霞地区も同時締切が望ましい。仮に小堤を設置するにしても、本堤への展望を閉ざさないでほしい。 ○豊川の治水安全度向上には、設案ダムによる洪水調節が不可欠である。他の代替案は、コストが高く、工期も長い。設案ダムによる計画案を早急に決定し、豊川流域の治水安全度の向上を図るべき。 ○現計画と比べると対策案2～26案は、関係者との協議、用地買収の見込み及び期間等不明確な事項や課題が多く実現可能性は極めて低い。また、コスト的にも割高である。現計画案が最も合理的な案である。 ○遊水池は、洪水パターンによって得られる洪水ピークカット効果が異なるため、常に一定以上の治水効果を期待して良いのか疑問である。 ○ダム計画だけでは治水対策が完全ではないため、各案共通の対策として鋼矢板などによる難破堤処理を盛り込むべき。 ○河川の整備にあたっては、河道掘削、堤防嵩上げ、霞堤を存置して被害を最低限とすべき。 ○森林の整備が、防災や水源涵養に大きな役割を果し、山林の管理は地域住民の持続的雇用につながる。 ○水害予想地区に対する宅地造成認可制限等の行政指導が必要。 ○3霞堤に小堤を設置して浸水被害軽減とあるが、万が一3霞堤に浸水した場合、損害賠償的なものは考えているのか。 ○治水対策としては、霞堤内地区の浸水は許容できない。堆積物の除去等で河道の確保をすべき。 ○3霞堤の存在価値が評価されてなく、国交省或いは恩恵を受けている下流域からの水害補償負担に繋がらない。犠牲を強いられている霞堤地区としては到底納得できない。小堤の設置は、浸水した水の引きが遅くなり浸水時の被害は、現在より大きなものになるのではないかと疑念しています。 ○津波対策においても、霞堤では無防備であり、早期の築堤を要望する。 ○当分の間、霞堤は閉じられ無いのであれば、その間基金を創設し、被害者に補償することを要望する。 ○ダムに頼らない治水計画とすべき。 ○ダムによらない治水、一定の事業で一定の効果の得られる方策を採用するべきである。 ○ダム建設でなく、既存ダムの有効利用、森林整備、水田整備、河道掘削といった総合的な治水を目指すべき。 ○都市部、住宅地のコンクリート化、排水路の直線化、表面水処理方法が、都市洪水の発生と豊川への過重負担となっている。 ○不要な建設費を震災被害者の方々に使うべき。 ○ダム建設は自然破壊の典型であり、止めるべき。 ○設案ダムは自然破壊も甚だしく、調整・検証も不充分であり、安全を無視しているため建設には反対である。 ○自然破壊する設案ダム工事は、即刻やめるべき。 ○ダムを建設すると海岸の砂が減り、動植物の生態系に影響を及ぼすため、新規ダムはいらない。 ○ダムの位置も明確でなく最終的な事業費も不透明で完成の目途が立たない。 ○設案ダムの集水面積は豊川水系全体の8.6%に過ぎず、治水目標を達成するには無理がある。調整池も4カ所が7カ所に増えており、ダムの必要性は薄れた。 ○豊川流域面積724平方キロの内、集水面積62.2平方キロの設案ダムによって、洪水調節、流況改善が図られるとは思わない。 ○堤防のかさ上げを行うべき。 ○治水対策案23は、輪中堤で家屋を防御とあるが、幹線道路等があるなかで、本当に家屋の浸水被害を防げるのか。 ○豊川の霞堤のさらなる強化を行うべき。 ○先人の築いてきた創意工夫を引き継ぎ、費用はかかっても、この土地と人間にとって安全な対策の強化を計るべき。 ○豊川流域の耕作放棄地を借りあげ霞堤を作る治水計画を提言する。 ○重点的な堤防工事や伏水地設置により出水調整が可能である。 ○霞堤などの自然の力を生かし、新たに必要な堤防部分について切れにくい堤防に強化するという案が良い。 ○2案の河道対策を堤防強化対策と組み合わせれば、安全度をより拡大すると同時に、河道掘削量や樹木伐採量を削減して、環境保全対策を拡充することが可能となる。 ○堤防等の整備で対応できないか。 ○堤防強化策について、代替案として採用していないが、2011年8月に竣工した大村地区堤防整備に採用、施行された実績があるのに排除するはなぜか。 ○治水対策は放水路完成により霞堤を補強するだけで十分である。また、既存の堤防を補強することで効果を上げている例があり、費用は実例より安価である。 ○農地周辺の叢生化や遊水機能を持たせる対策が、一時出水を減少させ地下水の涵養になる。 ○排水路の緩衝施設化、透水化を図って表面水の分散化と地下水への工事を行うことで、都市洪水の防止と豊川の流況改善に繋がる。 ○対策案2（河道掘削＋3霞堤存置）に堤防強化を加えた案にすべき。 ○豊川流域の耕作放棄地を借りあげ霞堤を作る治水計画を提言する。 ○ダム満水時の放流による被害に対する保障を確立すべき。	・現行計画や治水対策のあり方に対する賛否や提案等、様々なご意見を頂きました。 ・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、判断を持たずに検討を行っています。 ・治水対策案の検討については、「実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして幅広い方策を組み合わせる検討する。」と規定されています。 ・これに基づき、ダムの有効活用、河道の掘削、水田等の保全、森林の保全を含む26の方策を組み合わせる27の治水対策案を立案し概略評価によって抽出した6案に、「現計画」を合わせた7案について、7つの評価軸で評価しています。 ・「実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行うこととなっています。1)一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。（略）2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて（略）全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の評価を行います。 ・検証にあたっては、パブリックコメントのほか、関係住民、学識経験を有する者、関係地方公共団体の長、関係利水者などからのご意見もお聴きすることとしており、立案の追加を検討するなどご意見の反映に努めながら、検討を進めています。

表 6.2.110 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24. 1. 13～H24. 2. 11】

NO. 6

	主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
2) 新規利水対策案に関する意見について		
2-1 目標		
	○現在、水は農業用水も含めて足りている。 ○利水参画者（愛知県水道）の開発水量の算出は平成15年までのデータであるが、その後、平成21年や平成24年までのデータが集積されているので、そのデータを用いて確認すべきである。 ○平成21年や平成24年までのデータを用いれば、設案ダム为爱知県水道用水0.179 m³/sや利水安全度の向上には必要がない。 ○農業用水に新規に必要な需要量はない。 ○愛知県水道は、直近の統計を併せて検討すべきであり、農業用水は地区内の開発水量は需要量を上回っている。よって、新規利水は必要ない。 ○新規開発量は、豊川総合用水事業の効果や、今後の人口推移を十分に考慮して、再検討すべき。 ○水需要が伸びるとは考えられず新たにダムを造る必要はない。 ○現在の人口推移から、利水の増加は考えられないため、既得水利の合理化・転用が望ましい。 ○東三河の利水について、まだ水は必要である。東三河の新規需要に対する水源手当は、豊川流域でダム或いはため池に容量を確保する事が望ましい。 ○水道用水は豊川総合用水事業が完了して以来、水不足による被害が発生したことはないため、愛知県水道用水のために水源施設を開発する必要はない。 ○かんがい用水は、既存施設の運用後に、水不足による被害が発生していない。豊川水系フルプランで、既存施設の供給可能性を見積もる際に、「洪水導入」や調整池の効率的運用の実態を踏まえた需要量を用いれば、かんがい用水のために新たな水源施設は必要ない。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、判断を持たずに検討を行っています。 ・今回の設案ダム事業の検証は、「実施要領細目」において、「検討主体は利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m³/sが必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において(略)必要量の算出が妥当に行われているか確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・中部地方整備局では利水参画者である愛知県に対し、ダム事業参画継続の意志はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提出していただきました。この資料に基づき、中部地方整備局においても需要量の推定に使用する基本的事項の算出方法や事業評価の状況等を確認し、必要量の算出が妥当に行われていることを確認しました。 ・豊川では、大島ダムや調整池等が整備(豊川総合用水事業)された後の、平成14年、17年、18年においても取水制限が実施されています。
2-2 コスト（特になし）		
2-3 実現性		
	○時間的な観点での実現性の確認は不可欠で、利水、流水の正常な機能の維持についての個々の対策案のうち、今後の見通しが立てられないもの（工程表すら作れないような案）は、対策案には成り得ない。 ○対策案3～12は、関係者との調整困難とあるが、はじめから困難としてしまえば、代替案にもならない。 ○水に関する権利意識は非常に固く、流域を越えての利用は極めて困難である。 ○天竜川の利水者として、天竜川の水量に余裕が無いことから、本代替案を受け入れることはできない。 ○新たな天竜川からの導水は、関係者との調整等に多大な時間を要するものと考えられ実現可能性が低い。 ○ため池の広大な用地の取得・運営は非常に困難である。 ○ため池案は、私有地の買収、貴重な里山の環境破壊、さらに新規造成により、風水害・地震災害の可能性も高り、更なる水質悪化も懸念される。現実的に「困難」な方策であり、利水の代替案として「不適当」である。 ○既得水利の合理化転用の実現性は極めて少なく、容易にできるものではないので「非常に実現が難しい」ことを記載すべき。 ○水利使用者等との調整について、現時点で合意が難しいと判断するのはおかしい。 ○豊川用水は水利利用において高度化されており、関係利水者との調整に見通しが立たない現状で実現性があるのか。 ○いずれの対策案も具体性に欠け実現性は低い。 ○「地下水も相当量利用されていることから塩水化や地盤沈下の発生が危惧される」とされているが、具体的な課題対応が明確になっていない。 ○地震動に対する井戸の安全性、地下水脈の安定性等について懸念される課題が多い。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、判断を持たずに検討を行っています。 ・「実現性」についても、「実施要領細目」に示された6つの評価軸の一つです。 ・「実施要領細目」に基づき、例えば、「水系間導水案」について、利水参画者等に提示し、意見聴取を行い、「(略)国のエネルギー政策における水力発電の重要性や電力の供給力確保の必要性を踏まえ受け入れることができない。」との頂いたご意見を踏まえ、第4回検討の場では評価軸「実現性」において「水利利用ルールの変更が必要なため、関係者との合意が必要であり、また、既存施設を利用するため施設管理者等との合意が必要であるが、天竜川水系からの新たな取水については合意を得ることは困難である。」等と評価しています。このため、第5回検討の場の目的別の総合評価にあたり、関係者への意見聴取により今後の見通しがたてられない対策案3、8については、関係者の合意を得ることが困難であるため、一定の「目標」を確保することができず、方策の実現が困難と判断しました。 ・地下水取水については、塩水化や地盤沈下が発生した場合には機能を回復することが困難です。したがって、この対策案の実施にあたっては、塩水化や地盤沈下に関する調査を十分に行って、取水地点を選定する必要があります。また、この他にも取水地点の選定にあたっては、地質調査、水脈調査等を十分に行う必要があります。 ・ため池案において、ため池施設(1181基)の事業期間は、工事の実施手順を想定し、工期にクリティカルとなる残土処理について過去の処理実績を考慮して算出しています。 ・ため池の設置については、可能な限り水力発電所の水利使用規則などの水利利用ルール・設備・運用・発電電力量への影響がない場所に検討しています。 ・重力式コンクリートダムのかさ上げは、実施された事例があります。ただし、地質調査等によって地すべり対策や法面の補強が必要となる場合があります。

表 6.2.111 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24.1.13～H24.2.11】

NO. 7

	主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
	○「ため池施設（1181基）の完成まで33年程度が必要」とされているが、過大ではないか。 ○ため池は、水力発電所の水利使用規則などの水利利用ルール・設備・運用・発電電力量への影響がない場所に取水位置を設ける等計画すべき。 ○宇連ダムのかさ上げは、地質等技術的な課題や用地取得の見込み等不明確な事項が多く判断がつかない。	・宇連ダムのかさ上げについては、既存資料等から約10mのかさ上げが技術的には可能と考えています。 ・「実施要領細目」に基づき、「ダム再開発（宇連ダム）+ため池案」について、利水参画者等に提示し、意見聴取を行い、「宇連ダムは、昭和30年代の建設で、当時はダム建設に伴う地元補償や環境配慮の考え方が社会的に確立されておらず、地元住民は一方的な受忍を強いられた経緯がある。この点を踏まえ、嵩上げ案が提案・採用されたこと自体、不快感を覚えざるを得ず、本市としては受け入れられない。」との頂いたご意見を踏まえ、評価軸「実現性」において「ダム再開発に伴う追加買収等の協力を得ることは容易ではない。」と評価しています。
2-4 持続性		
	○1,181基に及ぶため池の水質管理や配水管理は、実務的にできるのか。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、判断を持たずに検討を行っています。 ・「持続性」についても、「実施要領細目」に示された6つの評価軸の一つです。 ・ため池の管理については、評価軸「持続性」において「継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。また、施設数が多く、現状の管理実態を踏まえると他の対策案に比べ劣る」と評価しています。
2-5 地域社会への影響		
	○地下水利用は、地盤沈下等長期にわたり地域全体の安全に修復不能な重大な影響を及ぼすため、安易に採用できない。 ○地下水取水案は、地盤沈下・過剰取水による水質障害・既得地下水利用への悪影響機能を与える恐れがあり、発生後の機能回復は困難である。このようなことから、更なる地下水取水は「不适当」である。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、判断を持たずに検討を行っています。 ・「地域社会への影響」についても、「実施要領細目」に示された6つの評価軸の一つです。 ・「地下水取水案」について、利水参画者等に提示し、意見聴取を行い、頂いた意見等を踏まえ、「大量の地下水取水であり、地盤沈下、塩化、地下水枯渇に対する継続的な監視や観測が必要。また、長期間大量の地下水取水は、周辺の地下水利用や周辺地盤への影響が生じると考えられる。」と評価しています。

表 6.2.112 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24. 1. 13～H24. 2. 11】

NO. 8

	主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
2-6	環境への影響	
	○現計画には、自然な河川の状態およびその下での生物多様性や良好な自然環境が、設案ダム建設によって完全に失われることが記載されていない。 ○現計画に、クマタカやネコギギ、ナガレホトケドジョウなどの希少生物や多様な生物の棲息環境を破壊し、また、三河湾の貧酸素水塊の発達を助長するなどの多大な環境影響があることがダムに頼らないことを目指す検証にも関わらず記載されていない。 ○現計画を実現した場合の生物の多様性の確保及び流域の自然環境と回避・低減のための保全措置の有効性が不確定である。 ○ダム整備後もアユの生育環境の形成のために、渇水時の維持流量の確保、選択取水の適正化により良好な環境を形成すれば、他の貴重種の生育にも寄与するものと思われる。良好な環境形成のためにも調査研究を継続してほしい。 ○三河湾の土砂供給をしているのは、奥三河の山間部の山であり、豊川上流部からの土砂供給は非常に大きな割合を占めている。 ○三河湾では毎年のように赤潮が発生しており、漁業関係に多大な被害が出ている。設案ダム建設は、さらにこの状況を悪化させると予測されるが、なぜ総括整理表(案)にこの点の記載がないのか。 ○CO2排出量が、現計画と対策案8で同じ結論だが、現計画にダム建設及び環境保全措置に伴うCO2排出量を計上しなくてよいのか。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・「環境への影響」についても、「実施要領細目」に示された6つの評価軸の一つです。 ・設案ダム建設事業は環境影響評価法に基づき平成16年度から平成19年度に環境影響評価を実施し、所定の手続きを完了しています。ダム案の環境への影響については、豊川水系設案ダム建設事業環境影響評価書(※1)に、「設案ダム建設事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正にされている」と記載されており、「実施要領細目」に基づき、評価軸「環境への影響」に記載しています。 ※1) http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/00home/sitemap.htmlにて、評価書の概要を説明したパンフレットをご覧ください。 ・豊川水系設案ダム建設事業環境影響評価書においては、調査、予測、評価の地域及び地点について、ダム建設による環境影響を適切に把握できる地域及び地点として、ダム下流河川では、布里地点等として、予測、評価を行いました。その結果、環境保全措置を行うことにより、環境影響評価の項目について影響は小さいと評価しています。 なお、三河湾を含む布里地点下流では、横断工作物、大きな支川流入、取排水などの外部要因の影響が支配的になっていることから、設案ダムが及ぼす変化は小さいと考えています。 ・豊川水系河川整備計画では、「河川の整備に際しては、必要に応じ環境調査を行い、学識経験者等の意見を聴くとともに、必要な対策を講じ、河川環境に与える影響を最小限にとどめるよう配慮する。」としています。このことを踏まえ、良好な環境形成のための調査研究を必要に応じ継続していきます。 ・豊川水系設案ダム建設事業環境影響評価書においては、生態系に関し、地域を特徴づける生態系を、上位性、典型性の観点から調査、予測を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行い、地域を特徴づける生態系への影響を低減することとしました。これにより、地域を特徴づける生態系に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると判断しています。 ・「実施要領細目」に基づき、評価軸「環境への影響」において、「ダム下流の豊川において、河床高の変化は小さいと考えられるものの、ダム直下では一部の砂礫等が減少すると考えられる。」と評価しています。 ・設案ダム建設事業は、環境影響評価を実施しており、また、「実施要領細目」においては、(略)例えば、海水淡水化や長距離導水の実施には多大なエネルギーを必要とすること、水力発電用ダム容量の買い上げや発電を目的に含むダム事業の中止は火力発電の増強を要するなど、エネルギー政策にも影響する可能性のあることに留意する。」と規定されており、CO2排出負荷量について特筆はしていません。

表 6.2.113 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24. 1. 13～H24. 2. 11】

NO. 9

	主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
2-7	その他（設案ダムへの賛否等に関する意見） ○設案ダムによる新規利水の供給は必要ない。 ○全国有数の農業地帯の安定経営やTPP問題に対処するためにも、安定して水供給できることが地域の発展のためにも非常に重要である。 ○ダム計画に当たり、最近の降雨傾向を取り入れた安全率を確保すべき。 ○他流域まで巻き込んだ案は削除すべき。 ○既得水利の合理化・転用は、需要増の有無にかかわらず、常に試みられるべき事柄である。 ○豊川の水利用地域は、農業の維持・地域発展等による水需要の増加が予想されるので設案ダムが不可欠である。 ○豊川総合用水事業が完成し水不足が解消されたため、設案ダムを中止すべき。 ○豊川総合用水事業の完成により水は足りているので、新規ダムはいらない。 ○既得利水の合理化・転用は大切であり、転用を認めればダム建設は不要になる。 ○大島ダム及び調整池が整備された現在では、節水が生じることがなく水が余っており設案ダムは必要ない。 ○水資源の確保は、異常渇水への対応、高齢化・介護・高度医療など福祉社会における社会的要求や地域の発展において、安全で安定したものでなければならぬ。 ○新規利水及び流水の正常な機能の維持の対策案に「下水処理水の活用」を加えるべき。 ○利水については、導水路や環境問題や将来にわたる管理費用を考えると、海水淡水化施設とすべきである。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・利水対策案の検討については、「実施要領細目」において、「利水対策案は、利水参画者に対して必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案する。」「利水代替案については、以下の5）～17）で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ幅広い方策を組み合わせる」と規定されています。 ・これに基づき、ダム再開発、ため池を含む14の方策を組み合わせる17の利水対策案を立案し概略評価によって抽出した3案に、「現計画」を合わせた4案について、6つの評価軸で評価しています。 ・「実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。（略）2）また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3）最終的には、環境や地域への影響を含めて（略）全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の評価を行います。 ・「取水制限等の節水対策」については、水需要の抑制を図る重要な方策であり、流域全体で取り組むべき方策であると考えられ、「渇水調整の強化」として取り組んでいます。「渇水調整の強化」については効果を定量的に見込むことは困難ですが、全ての対策案に組み合わせる検討しています。 ・「下水処理水の活用」については、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る重要な方策であり、流域全体で取り組むべき方策であると考えられ、「雨水・中水利用」として取り組んでいます。「雨水・中水利用」については、最終利用者の意向に依存するものであり、効果を定量的に見込むことは困難ですが、全ての対策案に組み合わせる検討しています。 ・設案ダムの検証に係る検討においても、海水淡水化施設について、「河道外貯留施設」、「ダム再開発」、「ため池」といった他の方策と幅広く組み合わせを行い、目標、コスト、実現性について概略検討を実施し、「極めて高いコストを要することより抽出しない」と評価しています。

表 6.2.114 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24. 1. 13～H24. 2. 11】

NO. 10

	主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
3) 流水の正常な機能の維持対策案に関する意見について		
3-1 目標		
	○大野頭首工より豊川用水東部幹線の既存水利量のうちの1.3m³/sを流し、これを牟呂松原頭首工で取水して、牟呂松原系と豊川用水東部幹線をつなげている愛知県工業用水道の森岡導水路を経て豊川用水東部幹線に導水すればよく、新たに水源を手当する必要がない。 ○大野頭首工直下の維持流量を確保するには、維持流量分を大野頭首工から下流に流し、その分を牟呂松原頭首工で取水し、豊橋市森岡地点から豊川用水東部幹線に合流させればすむことであり、設案ダムの貯水は不要である。 ○流水の正常な機能の維持流量は、連続的な確保が必要であるとともに、地下水取水と河川の供給関係が不明確であるため合理的でない。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・今回の設案ダム事業の検証は、「実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。（略）2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて（略）全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の評価を行っています。 ・豊川水系河川整備計画には、流水の正常な機能の維持に関する目標として、渇水時における河川環境の回復を図るため、大野頭首工（直下流）地点等の主要な地点の河川流量の保全が位置付けられており、地下水取水も事業実施箇所から必要な水量を取水し、主要な地点へ供給可能であると考えています。 ・森岡導水路は、牟呂松原頭首工から取水した工業用水0.903m³/sを東部幹線水路に導入する施設であり、当該施設については、今後、三河湾の分譲中、開発中の臨海用地などにおいて、工業用水の需要が増えた場合に利用されると見込まれており、転用はできないと考えています。
3-2 コスト（特になし）		
3-3 実現性		
	○時間的な観点での実現性の確認は不可欠で、利水、流水の正常な機能の維持についての個々の対策案のうち、今後の見通しが立てられないもの（工程表すら作れないような案）は、対策案には成り得ない。 ○新たな天竜川からの導水は、関係者との調整等に多大な時間を要するものと考えられ実現可能性が低い。 ○豊川用水は水利用において高度化されており、関係利水者との調整に見通しが立たない現状で実現性があるのか。 ○いずれの対策案も具体性に欠け実現性は低い。 ○「地下水も相当量利用されていることから塩化や地盤沈下の発生が危惧される」とされているが、具体的な課題対応が明確になっていない。 ○地震動に対する井戸の安全性、地下水脈の安定性等について懸念される課題が多い。 ○対策案8は、「関係者の意見調整が難しいから実現は難しい」とあっさり結論を出しているが、現計画でも一部地権者から同意を得られていない。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・「実現性」についても、「実施要領細目」に示された6つの評価軸の一つです。 ・「実施要領細目」に基づき、例えば、「水系間導水案」について、利水参画者等に提示し、意見聴取を行い、「（略）国のエネルギー政策における水力発電の重要性や電力の供給力確保の必要性を踏まえ受け入れることができない。」との頂いたご意見を踏まえ、第4回検討の場では評価軸「実現性」において「水利用ルールの変更が必要なため、関係者との合意が必要であり、また、既存施設を利用するため施設管理者等との合意が必要であるが、天竜川水系からの新たな取水については合意を得ることは困難である。」等と評価しています。このため、第5回検討の場目的別の総合評価にあたり、関係者への意見聴取により今後の見通しがたてられない対策案3、8については、関係者の合意を得ることが困難であるため、一定の「目標」を確保することができず、方策の実現が困難と判断しました。 ・地下水取水については、塩化や地盤沈下が発生した場合には機能を回復することが困難です。したがって、この対策案の実施にあたっては、塩化や地盤沈下に関する調査を十分に行って、取水地点を選定する必要があります。また、この他にも取水地点の選定に当たっては、地質調査、水脈調査等を十分に行う必要があります。 ・現計画においても、評価軸「実現性」において、「設案ダム建設の地権者団体である設案ダム対策協議会と損失補償基準を妥結し、用地補償は29%（平成22年度末時点）完了しているものの、反対者による立木トラスト運動が行われている。」と評価しています。
3-4 持続性（特になし）		
3-5 地域社会への影響（特になし）		

表 6.2.115 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24. 1. 13～H24. 2. 11】

NO. 11

	主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
3-6	環境への影響	
	○ダム建設による沿岸・内湾等への環境影響は著しいのに河川環境の改善のために巨大ダム計画を推進することは本末転倒である。 ○流水の正常な機能の維持のために主に夏季にダムに貯水して冬季に放流することは、三河湾への流入量を一層少なくし、三河湾の水質に悪影響を与える。 ○現計画に、「豊川上流部の河川環境、生態系を破壊し、三河湾に多大な環境影響がある」ことが記載されていない。 ○夏季にダムに降雨を貯め、冬季に放流すれば、夏の間水量が減ることになり、川魚は育たず、渥美湾の貧酸素境の発達に拍車をかける。汚濁の程度がひどい渥美湾に流入する豊川の河川整備計画が、設案ダムを含んだ計画となっていることは理解ができない。 ○ダム建設に伴い広範囲の森林が消失することは、CO2削減を進める国の政策に反し、多くの野生動植物の生息環境を奪う行為であるため、問題は大きい。 ○ダム建設に伴う生物相への影響は甚大であるため、詳細かつ正確な環境影響評価を実施し提示すべき。 ○現在実施されているネコギギの放流実験は全て失敗であり、定着は見込めない。分布域であるにも関わらず生息できていないことから、現在の生息環境のまま保全するべき。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、判断を持たずに検討を行っています。 ・「環境への影響」についても、「実施要領細目」に示された6つの評価軸の一つです。 ・設案ダム建設事業は環境影響評価法に基づき平成16年度から平成19年度に環境影響評価を実施し、所定の手続きを完了しています。ダム案の環境への影響については、豊川水系設案ダム建設事業環境影響評価書（※1）に、「設案ダム建設事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正にされている」と記載されており、「実施要領細目」に基づき、評価軸「環境への影響」に記載しています。 ※1）http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/00home/sitemap.htmlにて、評価書の概要を説明したパンフレットをご覧ください。 ・豊川水系設案ダム建設事業環境影響評価書においては、調査、予測、評価の地域及び地点について、ダム建設による環境影響を適切に把握できる地域及び地点として、ダム下流河川では、布里地点等として、予測、評価を行いました。その結果、環境保全措置を行うことにより、環境影響評価の項目について影響は小さいと評価しています。 なお、三河湾を含む布里地点下流では、横断工作物、大きな支川流入、取排水などの外部要因の影響が支配的になっていることから、設案ダムが及ぼす変化は小さいと考えています。 ・豊川水系設案ダム建設事業環境影響評価書においては、生態系に関し、地域を特徴づける生態系については、上位性、典型性の観点から調査、予測を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行い、地域を特徴づける生態系への影響を低減することとしました。これにより、地域を特徴づける生態系に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると判断しています。 ・豊川水系設案ダム建設事業環境影響評価書においては、希少種等の移植に関し、直接改変する箇所に生息するネコギギについては、影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するため、専門家の指導・助言を得ながら移植することとしており、これまでに人工ふ化や野外実験など行っており、その結果についてはホームページ（※1）などで公表しています。 ※1）http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/00home/sitemap.html

表 6.2.116 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24. 1. 13～H24. 2. 11】

NO. 12

主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
その他（設案がAへの賛否等に関する意見）	
○豊川は利水安全度がきわめて低く、安全度の向上には設案ダムによる河川流量の保全が不可欠である。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。
○河川下流の河川環境（流量）のためにダムを建設し、上流の環境を悪化させるのは環境対策として本末転倒である。	・流水の正常な機能の維持対策案の検討については、「実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。検討にあたっては、必要に応じ、本章8. 2の利水代替案や8. 3の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、以下の5）～17）で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ幅広い方策を組み合わせて検討する。」と規定されています。
○流況改善に6000万トンの貯水は、絶対に認められない。	・これに基づき、ダム再開発やため池を含む方策を組み合わせる14の方策を組み合わせる16の流水の正常な機能の維持対策案を立案し概略評価によって抽出した3案に、「現計画」を合わせた4案について、6つの評価軸で評価しています。
○流水の正常な機能の維持としては、設案ダムによる供給は必要がない。	・「実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。（略）2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて（略）全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の評価を行います。
○河川環境改善を目的として、河川環境を不可逆的に悪化されるのはおかしい。	・流水の正常な機能を維持するために必要な流量（正常流量）とは、舟運、漁業、観光、流水の清潔な保持等を総合的に考慮して定められた流量（維持流量）と、流水の占用のために必要な流量（水利流量）の双方を満足する流量であり、適正な河川管理のために基準となる地点において定められ、河川の流水が本来有する機能を維持するために目標となる流量です。
○川の流れを年中平準化することは異常である。川が死んでしまう。	・豊川水系河川整備計画には、流水の正常な機能の維持に関する目標として、渇水時における河川環境の回復を図るため、主要な地点の河川流量の保全が位置付けられており、豊川水系河川整備計画では、利水の現況、動植物の保護・漁業、塩害防止などを考慮し、牟呂松原頭首工（直下流）地点における必要な流量として、利水上の制限流量を5m3/sと設定しています。
○安直な都市開発が、かつて豊富に身近に存在した湧水を枯渇させ豊川の流況の不安定化をもたらしている。	・動植物の保護からの必要流量の算定においては代表魚種について、漁協からの聞き取りにより、産卵場所等を確認して検討を行っています。
○アユの主要な産卵場所は行明付近であるが、それより上流の江島橋直下流で流量計算されており、検討すべきアユの産卵の場所を誤っている。	・感潮区間における取水については、流況が悪化した場合には全量取水が出来なくなることから、塩害の防止の観点から必要な流量を定めています。
○牟呂松原頭首工制限流量2? /sでも、行明付近においてアユの産卵が行われており、アユ・ウグイの産卵のために5? /sは必要がない。	・塩害防止からの必要流量の算定における塩化物イオン濃度と電気伝導度との関係については、関係機関のデータにより算定しています。
○豊橋市水道塩害防止のためとする塩化物イオン濃度と電気伝導度との関係はそれを求めたというそれぞれの数値と出典が存在せず、信用性に乏しい。	・アユの産卵時期においても、牟呂松原頭首工直下流地点において河川流量が5m3/sを下回っています。
○豊橋市の水道は、塩害防止のための流量は必要がない。	・寒狭川頭首工や設案ダム等の施設が共に運用することで流水の正常な機能の維持に関する目標の確保が可能となります。
○アユの現実の産卵場所は、事業者が根拠としている地点は間違っている。さらに、アユの産卵時期に必要な流量である牟呂松原頭首工の維持流量を5m3/sを下回することはほとんどない。また、維持流量が5m3/s必要であるとされている豊橋市の牛川水道用水源の地下水塩化は起きていない。	・「取水制限等の節水対策」については、水需要の抑制を図る重要な方策であり、流域全体で取り組むべき方策であると考えられ、「渇水調整の強化」として取り組んでいます。「渇水調整の強化」については効果を定量的に見込むことは困難ですが、全ての対策案に組み合わせ検討しています。
○寒狭川頭首工を運用を工夫すれば、流水の正常な機能の維持のための設案ダムも代替案もいらない。	
○大野頭首工より下流の水涸れの対策として、豊川用水の取水制限等の対策を行うべき。	

表 6.2.117 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回パブリックコメント 意見募集期間【H24. 1. 13～H24. 2. 11】

NO. 13

	主なご意見	ご意見に対する検討主体の考え方
4) ダム計画全体に関する意見について		
4-1 検証の進め方		
	○まず流域や沿川の関係者に話をした上で、各市町の首長に話をすべきである。 ○早期に検証作業を終了させ、国・県道の付け替え等の生活基盤整備に着手すべき。 ○早期に「ダム建設」の結論を出し、生活再建、地域整備等を進めるべき。 ○現計画と比較検討するには、治水、利水、流水の正常な機能の維持を達成できるよう目的別の対策案の組み合わせが必要である。 ○3目的すべてが達成可能な案での評価結果で再度パブリックコメントを実施するのか？ ○コストを最重要視するとの考えには異論がない。 ○設案ダム計画と他の大規模公共事業とを比較して、公共事業を正当化しようとする検討方法が間違っている。 ○この「検討」の仕方自体が税金の無駄遣いである。 ○計画時の状況と現在、予測される将来像が大きくかけ離れており、対策は不要である。 ○既に十分な時間を掛けて検討がなされてきており、水源域のためにも、速やかな早期「着工」の判断すべき。 ○建設の判断は、多くの時間を費やすべきであり、今回、設案ダムが建設前に建設の可否を問うたことは評価する。 ○市民の理解を深めるため、各対策案の概要を市民に示しながら、タウンミーティングやヒアリングを実施したらどうか。 ○早期にダム事業着手の結論を下し、安心安全で魅力的な地域形成を進めるべき。 ○ダム計画地の地質地盤問題が全く検証されていないので、これらの評価の考え方に含めて検証をやりなおすべき。 ○検討委員の方々の真摯な見直しを期待しています。 ○ダム建設反対意見にも耳を傾けるべき。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、判断を持たずに検討を行っています。 ・今後、検討主体である中部地方整備局として対応方針（案）を本省に報告した上で、本省において有識者会議の意見を伺い、国土交通省大臣が国土交通省としての対応方針を決定することとしており、検証の結論に沿って適切に対応することとしています。検討主体としてできるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えております。 ・検討は、主要な段階でパブリックコメントを行い広くご意見をお聴きしながら進めてきました。今後、河川法第16条の2（河川整備計画）に準じて、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者に、それぞれ豊川の明日を考える流域委員会、公聴会、文書にてご意見をうかがうこととなります。 ・また、目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合評価を行います。目的別の総合評価の結果が全て一致しない場合は、各目的それぞれの評価結果やそれぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価することとしています。
	4-2 基礎地盤等について	
	○地質の問題により、発電用ダムあきらめた場所になぜ建設するのか。現地はあちこちから水がしみ出していて、岩盤が弱いのは素人目にも明らか。 ○市民団体が示す地質の懸念に対して、専門家、市民団体を交えた現場での検証を要望する。 ○設案ダムは水が貯まらない可能性が高いという説があるため、慎重な調査が必要である。 ○ダムの貯水によって、地盤に液化化が生じるとともに湖面の上下変動に伴って地下水の出入が生じて地盤から土砂の流失が生じる。最悪の場合には陥没や地すべりをひきおこすなど、ダム湖の隣接地域の環境に激変をひきおこす恐れがある。 ○設案ダムは活動期に入った日本の大地震に耐えられないと思う。	・一般に、ダムの基礎岩盤の性状把握は極めて重要であり、多くの調査結果を基に、ダム本体の安全性、漏水の可能性などを検討した上で、対策を含めて本体及び本体関連施設の設計を行います。設案ダムにおいても、経済性を考慮しつつ、これまでに蓄積してきた地質調査データに基づき、多くの専門家による現地調査を含めた検討を経て、現在の掘削形状や必要となる対策を決めています。 ・調査は、最新の全国共通の技術指針（「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」平成21年度作成）に基づき実施するとともに、レーザープロファイラー等の最新技術を用いて実施しています。設案ダムの貯水池周辺斜面の調査については、これまでに空中写真、地形図、地質図、文献資料等を基に、地すべりの可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける箇所について、確認調査を行っています。このうち湛水による地すべりの可能性が高いと分類した一部の箇所について、ボーリング調査、安定計算を実施し、対策工の必要性の検討を行っています。 ・ダムの建設にあたっては、試験湛水を行うことで湛水に伴うダム本体、放流設備、貯水池周辺等の安全性を最終的に確認することとしています。 ・設案ダム本体の耐震性の確保については、該当ダムの種類及び地域ごとに定められる設計震度を用いて設計を行っています。ただし、技術指針の変更があった場合には、必要に応じて対策をとる考え方をしています。
	4-3 発電への活用について	
	○河川の利水対策として、発電機能をもったダムやため池や水路の活用等一層の研究開発を行い、小規模発電所の設置を含め、早急に検討すべき。 ○今後、原発が少なくなり、水力発電の利用が多くなるため、水力発電の対応に備えるべき。	・今後の豊川の治水施設の整備に当たっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしています。ダム建設にあたっては、ダム下流に放流する流水を利用した管理用発電の検討を行うこととしています。

6.3 意見聴取

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施した。

また、これらを踏まえて「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施した。

6.3.1 学識経験を有する者等からの意見聴取

設楽ダム検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者等の意見を聴く」として、表 6.3.1 に示す方々から意見聴取を実施した。

(1) 意見聴取対象

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

(2) 意見聴取日

平成 25 年 3 月 20 日（水）

※なお、欠席された滝川安広氏、中西正氏に対しては、個別に意見を伺った。

(3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者等

表 6.3.1 学識経験を有する者等

氏 名	所 属 等
神野(かみの) 吾郎(ごろう)	豊橋商工会議所 副会頭
沓掛(くつかけ) 俊夫(としお)	愛知大学教授
佐原(さはら) 光一(こういち)	豊橋市長
鈴木(すずき) 真理子(まりこ)	とよはし女性フォーラム会長
滝川(たきかわ) 安広(やすひろ)	豊川に関する活動をしている学校 代表者
中西(なかにし) 正(ただし)	愛知県立高等学校 元教諭
中村(なかむら) 俊六(しゅんろく)	豊橋技術科学大学名誉教授
藤田(ふじた) 佳久(よしひさ)	愛知大学名誉教授
松下(まつした) 栄夫(ひでお)	(財) 愛知・豊川用水振興協会 理事長
水谷(みずたに) 一江(かずえ)	豊橋市消防（水防）団 元団長
横山(よこやま) 光明(みつあき)	設楽町長

（敬称略、50音順）

(4) 学識経験を有する者等からのご意見

学識経験を有する者等から頂いた主なご意見については、以下に示す。

【神野吾郎（豊橋商工会議所 副会頭）】

- ・何が最適であるか。自然の変化、社会的状況も変化してきており、技術、環境を取り巻く考え方も変化している。そういった中で、社会インフラを決断していかなくてはいけないので大変難しい。
- ・設楽ダムが今の時代にあっても最適だということで、15年後にはこういうような河川維持・管理の方向に持って行きますよ。とはっきり示すことができれば地域のコンセンサスが得られると思う。
- ・地域へのコンセンサスが得られるように、できるだけ幅広く上手にやってほしい。やるからにはできるだけ早くやってほしい。

【沓掛俊夫（愛知大学教授）】

- ・基本高水とか基本的な数値を計算する貯留関数法について、雑誌にて間違いが指摘されている。左辺と右辺のディメンジョンが違う。これについての見解は。これが間違っているならば、国土交通省は何らかの反論をすることが（検証の）始めではないか。
- ・流水の正常な機能の維持の「正常（流量）」とは何か。雨が降ったときは水がたくさん流れて渇水期は水が流れないのが正常であって、ダムをつくってわざわざ1年中ある一定の量、水を流すことが正常なことかどうか。生物というのは例えば水がないときは水がないように生活してずっと生きてきた。

【佐原光一（豊橋市長）】

- ・事業者の立場でB/Cを出した経験があるが、人の命は計算させてくれない。人の命を守るために、いま私たちがどれだけ投資できるのかということ、もう少し真摯に議論すべき。亜熱帯化し想像を絶する雨が降った場合に、いきなり出る流量をコントロール出来ることは心強い。想定目標を上回った場合というあたりに書くことはとても大事なことだと思う。想定外の時にどんなシナリオがあるのか記載していくことも必要ではないか。上手に書くことが大事ではないか。
- ・豊川は上流部は急流、下流は平坦で、すごい勢いで水面高が上がる。何よりも出てくる水の量が少ないに越したことはない。人の命、財産を守るために、前に進んでもらいたい。
- ・利水については、昨年も自主節水を行っており、取水制限を行う前日に台風が来てたまたま取水制限を行わなかったが、その台風がなければ、8月には大変なことになる。川の水を最も有効に使うことが求められる地域である。すべての手続きはすでに終わっており、しっかり前に進んでほしい。

【鈴木真理子（とよはし女性フォーラム 会長）】

- ・地下水は3. 1 1以降、水が枯れた。地下水の説明を受けましたが難しいのではないかな。安定した供給を保てる水道に頼っているがそういったライフライン化が生活の上で必要。また、40年以上続いている水源地の人の気持ちをくみ取って、物事を進展させてほしい。

【中西 正（愛知県立高等学校 元教諭）】

- ・豊川は環境を第一に考え、その上での洪水防止、利水がよいのではないかな。ダムを造らず、川への負担をさせず、霞堤、ため池の利用など自然の創造を考えてほしい。単純な費用対効果でなく、ダムの無い豊川の価値、新しく作られる自然という環境価値を吸い上げたらどうなるのかな。

【中村俊六（豊橋技術科学大学名誉教授）】

- ・基本方針レベル以上の流量とはどれくらいかな？豊川では基本方針レベルの流量は想定できないし、さらにそのレベルより大きい流量は考えられない。
- ・基本方針レベルの洪水を想定したとき設楽ダムは効果を発揮できるのかな。
- ・設楽ダムの有無に関わらず、7100m³/sの洪水がきたら石田下流でどうなるかが分かるようにすることが必要ではないかな。
- ・想定外の降雨が豊川で起こるのかな。豊川の水害でどういったことで、死者がでるのかな。河川堤防を越えて死者がでるなんて考えられない。堤防やダムが決壊したらそりゃあ死人がでる。洪水の説明で被害はいつも霞の話。霞堤は水が浸かる想定なので、被害ではない。被害を受けないようにするのであれば、霞堤を全て締めるのが最も重要ではないかな。これが検討の中に入ってくるべきではないかな。
- ・霞を閉めることが一番重要。設楽ダムを造ったらどうなるのかな。霞堤地点はどうなるのか示してほしい。
- ・霞堤を全部締切ったときと締め切らないときの効果はあるのかな。
- ・石田下流に関して、既存の豊川放水路を改修したら、どこまでキャパ（流下能力）を上げられるのかな。
- ・貯留関数は非常に優れたアイデアだし、左辺も右辺も次元は全く違う。

【松下栄夫（(財)愛知・豊川用水振興協会 理事長）】

- ・利水のことについて、ため池案などは、我々では定性的に無理であろうと考え、検討をしないものであるが、定量的な検討をしているのであれば、予断をもたずに検証しているということで評価できる。工期が11年で当初と変更はないということだが、検証に時間を要しただけに生活再建対策、水特法に影響がないように今後も進めてほしい。

【水谷一江（豊橋市消防（水防）団 元団長）】

- ・霞堤を縮めてもらいたい。地元の人に聞く話では、河川堤防を整備する用地買収の際に、将来閉めるといわれている。何故閉めないのかという人もいる。
- ・台風 15 号では As 舗装がはがれる被害がある中で車が走っていた。個人で車が走らないように注意をしたが、対応仕切れず市役所に連絡しても人は来てくれなかった。石田の水位により洪水がわかるなら対応してほしい。

【横山光明（設楽町長）】

- ・そもそもの設楽ダムの基本計画は、当時の流域委員会の方々が様々な視点で、幅広い意見を出しながら議論を重ね、その後、河川法、環境アセスに基づき進めてきた事実があり、そして平成 20 年に正式に国によって基本計画が告示された。今までの議論の成果が出たと思う。それを無視するかのような全国一律の検証となったが、予断なく検証が進められ、それに協力してきた。今回の結果、水源地域住民の気持ちを受け止めて、今後も進めてほしい。

(5)学識経験を有する者等からのご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者等から頂いた主なご意見と、それらのご意見に対する検討主体の考え方を表 6.3.2～6.3.5 に示す。

表 6.3.2 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者等の主なご意見	検討主体の考え方
豊橋商工会議所 副会頭 神野吾郎委員 ・何が最適であるか。自然の変化、社会的状況も変化しており、技術、環境を取り巻く考え方も変化している。そういった中で、社会インフラを決断していかなければいけないので大変難しい。 ・設案ダムが今の時代にあっても最適だということで、15年後にはこういうような河川維持・管理の方向に持って行きますよ。とはっきり示すことができれば地域のコンセンサスが得られると思う。 ・地域へのコンセンサスが得られるように、できるだけ幅広く上手にやってほしい。やるからにはできるだけ早くやってほしい。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下、「実施要領細目」という。）」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じるため、検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集し、また河川法第16条の2等に準じて、これまでに学識経験を有する者、関係住民の意見を聴いてきました。今後は、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴くこととしております。 ・今後の豊川の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしております。なお、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えております。
愛知大学教授 杓掛俊夫委員 ・基本高水とか基本的な数値を計算する貯留関数法について、雑誌にて間違いが指摘されている。左辺と右辺のディメンジョンが違う。これについての見解は。これが間違っているならば、国土交通省は何らかの反論をすることが（検証の）始めではないか。 ・流水の正常な機能の維持の「正常（流量）」とは何か。雨が降ったときは水がたくさん流れて渇水期は水が流れないのが正常であって、ダムをつくってわざわざ1年中ある一定の量、水を流すことが正常なことかどうか。生物というのは例えば水がないときは水がないように生活してずっと生きてきた。	・貯留関数法の運動方程式 $S = KQ^p$ の次元が左辺と右辺で異なるということはありません。S の次元を mm、Q の次元を mm/h とした場合、p は無次元、K の次元は $\text{mm}^{(1-p)} \text{h}^p$ となります。なお、貯留関数法は我が国ではこれまで多数の流域で適用実績を持っていて信頼性がある方法です。 ・流水の正常な機能を維持するために必要な流量（正常流量）とは、舟運、漁業、観光、流水の清潔な保持等を総合的に考慮して定められた流量（維持流量）と、流水の占有のために必要な流量（水利流量）の双方を満足する流量であり、適正な河川管理のために基準となる地点において定められ、河川の流水が本来有する機能を維持するために目標となる流量です。 ・豊川では人々の生活や農業や工業などのため、たくさんの水を取水しています。このため、豊川の一部では水枯れが発生したり、たびたび取水が出来なくなるなどにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量が大きく不足しており、河川整備計画では、川の本来持っている機能を保全するため、河川流量が一定流量以下のときは取水を制限することとしており、その不足量を補う必要があります。

表 6.3.3 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者等の主なご意見	検討主体の考え方
豊橋市長 佐原光一 委員 ・事業者の立場でB/Cを出した経験があるが、人の命は計算させてくれない。人の命を守るために、いま私たちがどれだけ投資できるのかということも、もう少し真摯に議論すべき。亜熱帯化し想像を絶する雨が降った場合に、いきなり出る流量をコントロール出来ることは心強い。想定目標を上回った場合というあたりに書くことはとても大事なことでと思う。想定外の時にどんなシナリオがあるのか記載していくことも必要ではないか。上手に書くことが大事ではないか。 ・豊川は上流部は急流、下流は平坦で、すごい勢いで水面高が上がる。何よりも出てくる水の量が少ないに越したことはない。人の命、財産を守るために、前に進んでもらいたい。 ・利水については、昨年も自主節水を行っており、取水制限を行う前日に台風が来てたまま取水制限を行わなかったが、その台風がなければ、8月には大変なことになっていた。川の水を最も有効に使うことが求められる地域である。すべての手続きはすでに終わっており、しっかり前に進んでほしい。	・設案ダムの費用対効果分析について、洪水調節は、「治水経済調査マニュアル(案) (平成17年4月 国土交通省河川局) (以下、「マニュアル(案)」という。)」を用いて検討を行っております。マニュアル(案)では洪水氾濫による直接的・間接的な被害のうち、現段階で経済的に評価可能な被害の防止効果を便益として算出することとされております。 ・「実施要領細目」の治水対策案の評価軸ごとの評価である「安全度(被害軽減効果)」の「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるのか」において、河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水が発生する場合に「河道の水位が計画高水位を越える区間が生じ、堤防決壊の可能性が高まる。」等と評価しております。 ・今後の豊川の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしています。なお、設案ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えております。
とよはし女性フォーラム会長 鈴木真理子 委員	・「地下水取水案」について、利水参画者等に頂いた意見等を踏まえ「持続性」の評価軸において、「大量の地下水取水であり、地盤沈下、塩水化、地下水枯渇に対する継続的な監視や観測が必要。また、長期間大量の地下水取水は、周辺の地下水利用や周辺地盤への影響が生じると考えられる。」としております。 ・今後の豊川の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしています。なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えております。

表 6.3.4 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方

	学識経験を有する者等の主なご意見	検討主体の考え方
愛知県立 高等学校 元教諭 中西正委 員	・豊川は環境を第一に考え、その上での洪水防止、利水がよいのではないかと。ダムを造らず、川への負担をさせず、霞堤、ため池の利用など自然の創造を考えてほしい。単純な費用対効果でなく、ダムの無い豊川の価値、新しく作られる自然という環境価値を吸い上げたらどうなるのか。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・「実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の評価を行っています。また、「環境への影響」についても評価軸の1つとして評価しております。
豊橋技術 科学大学 名誉教授 中村俊六 委員	・基本方針レベル以上の流量とはどれくらいか？豊川では基本方針レベルの流量は想定できないし、さらにそのレベルより大きい流量は考えられない。 ・基本方針レベルの洪水を想定したとき設案ダムは効果を発揮できるのか。 ・設案ダムの有無に関わらず、7100m³/sの洪水がきたら石田下流でどうなるかが分かるようにすることが必要ではないか。 ・想定外の降雨が豊川で起こるのか。豊川の水害でどういったことで、死者がでるのか。河川堤防を越えて死者がでるなんて考えられない。堤防やダムが決壊したらそりゃあ死人がでる。洪水の説明で被害はいつも霞の話。霞堤は水が浸かる想定なので、被害ではない。被害を受けないようにするのであれば、霞堤を全て締めるのが最も重要ではないか。これが検討の中に入ってくるべきではないか。 ・霞を閉めることが一番重要。設案ダムを造ったらどうなるのか。霞堤地点はどうなるのか示してほしい。 ・霞堤を全部締め切ったときと締め切らないときの効果はあるのか。 ・石田下流に関して、既存の豊川放水路を改修したら、どこまでキャパ(流下能力)を上げられるのか。 ・貯留関数は非常に優れたアイデアだし、左辺も右辺も次元は全く違わない。	・既往最大の洪水は約6000m³/sと推定されておりますが、河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水を、定量的に設定することはできないので、その評価については定性的な表現としていただいております。 ・設案ダムの洪水調節効果については、設案ダム地点の計画高水流量1,490m³/sのうち、1,250m³/sの洪水調節を行うことにより、石田地点における基本高水のピーク流量7,100m³/sに対して約1,000m³/sの流量低減効果を見込んでおりますが、基本方針レベルの洪水に対して現計画案に相当する治水安全度を確保するためには、現計画案以外の治水対策案は、設案ダムの流量低減効果に相当する追加対策を実施する必要があります。 ・河川整備基本方針レベルの洪水が発生した際、設案ダムは洪水調節効果を発揮しますが、設案ダム以外の河道整備内容が河川整備計画に対応するものであるため、治水対策案の評価軸ごとの評価に記載しているのとおり、「河道の水位が計画高水位を超える区間が生じ、堤防決壊の可能性が高まる」とこととなります。 ・「実施要領細目」において、治水対策案については、河川整備計画を基本とし、複数の治水対策案は河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することとなっております。河川整備計画において、霞堤を全て締め切ることとしていないため、検討の中でも霞堤を完全に締め切る案は採用しておりません。 ・霞堤を完全に締め切ると洪水が河道に集中して流れるため、上下流の水位が上昇して氾濫するおそれがあります。今回の検討では、霞堤地区を遊水地とする案として、霞堤を締め切った上で、霞堤上流部に越流堤を設置する案を治水対策案23として立案し検討しております。 ・豊川放水路は現況1,800m³/sの流下能力を有していますが、パブリックコメントの意見を踏まえ、豊川放水路を改築し分流する案を検討しております。新幹線橋梁などに影響の無い範囲での改築により、2,000m³/sの流下能力を見込む検討をしております。 ・貯留関数法の運動方程式 $S = KQ^\rho$ の次元が左辺と右辺で異なるということはありません。Sの次元をmm、Qの次元をmm/hとした場合、ρは無次元、Kの次元はmm^(1-ρ)h^{ρ}となります。なお、貯留関数法は我が国ではこれまで多数の流域で適用実績を持っていて信頼性がある方法です。

表 6.3.5 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方

	学識経験を有する者等の主なご意見	検討主体の考え方
(財)愛知・豊川用水振興協会理事長 松下栄夫 委員	・利水のことについて、ため池案などは、我々では定性的に無理であろうと考え、検討をしないものであるが、定量的な検討をしているのあれば、予断をもたずに検証しているということだけで評価できる。工期が11年で当初と変更はないということだが、検証に時間を要しただけに生活再建対策、水特法に影響がないように今後も進めてほしい。	・今回の設楽ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議がまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・今後の豊川の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしています。なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えております。
豊橋市消防(水防)団 元団長 水谷一江 委員	・霞堤を締めてもらいたい。地元の人に聞く話では、河川堤防を整備する用地買収の際に、将来閉めるといわれている。何故閉めないのかという人もいる。 ・台風15号ではAs舗装がはがれる被害がある中で車が走っていた。個人で車が走らないように注意したが、対応仕切れず市役所に連絡しても人は来てくれなかった。石田の水位により洪水がわかるなら対応してほしい。	・住民、学識経験者、関係自治体のご意見をお聴きして策定した河川整備計画において、霞堤対策については、「下条、賀茂および金沢の各霞堤では、小堤の設置とあわせて関係自治体を実施する建築物の建築制限等の土地利用規制およびきめの細かいハザードマップ等のソフト対策などにより浸水被害の軽減を図る。牛川霞堤については、下流からの河川改修により、他の地区への水位上昇などの影響がなくなったことから、土地利用計画等と調整の上、継続して築堤により無堤部を解消する。」としております。 ・治水対策は、施設整備のみならず、水防活動や情報共有などが重要と考えています。水害の現場で対応している水防団・消防団や行政、住民の方々との情報共有は、特に重要なものなので、引き続き情報伝達体制やその情報を活用する体制を強化して参ります。
設楽町長 横山光明 委員	・そもそもの設楽ダムの基本計画は、当時の流域委員会の方々が様々な視点で、幅広い意見を出しながら議論を重ね、その後、河川法、環境アセスに基づき進めてきた事実があり、そして平成20年に正式に国によって基本計画が告示された。今までの議論の成果が出たと思う。それを無視するかのような全国一律の検証となったが、予断なく検証が進められ、それに協力してきた。今回の結果、水源地域住民の気持ちを受け止めて、今後も進めてほしい。	・今回の設楽ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議がまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・今後の豊川の施設整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしています。なお、設楽ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えております。

6.3.2 関係住民からの意見聴取

設楽ダム建設事業の検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見を聴く」を下記により実施した。

(1) 意見聴取対象

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

(2) 意見聴取対象者

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町に在住の方

(3) 意見聴取日及び意見聴取会場

以下の6会場で実施

平成 25 年 3 月 15 日（金）

- ・小坂井生涯学習会館（豊川市宿町光道寺 40 番地）
- ・田原文化会館（田原市田原町汐見 5 番地）

平成 25 年 3 月 17 日（日）

- ・豊橋市市民センター（豊橋市松葉町二丁目 63 番地）
- ・蒲郡市民会館（蒲郡市栄町 3 番 30 号）
- ・新城市市民体育館（新城市東入船 6-1）
- ・奥三河総合センター（設楽町田口字向木屋 2-10）

(4) 意見発表者

5 市 1 町の関係住民 26 名からのご意見を頂いた。意見提出者の市町別、年代別、性別の割合を以下に示す。

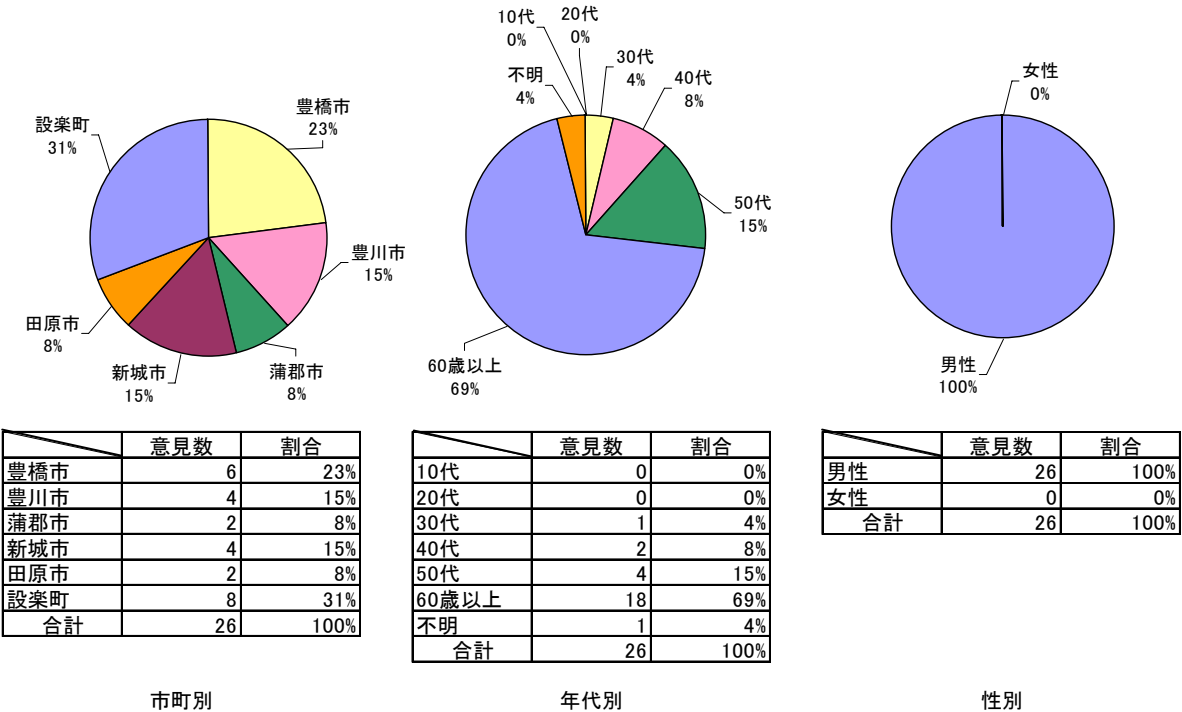


図 6.3.2 意見提出者の属性

(5) 意見発表者のご意見

関係住民から頂いたご意見の要旨と、それらのご意見に対する検討主体の考え方を表 6.3.6～表 6.3.11 に示す。

表 6.3.6 関係住民から頂いたご意見と検討主体の考え方

章	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対するご意見の例)	検討主体の考え方
1. 検討経緯		
1.2 情報公開、意見聴 取等の進め方	【ダム事業の検証作業の進め方について】 ・設案ダム建設事業にかかわる検討報告書を読んだ。洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持においていろいろ精査したが、これは市民として納得できる。 ・科学的な検証は全くなされず、結局ダム案が最良であると提示された。 ・ダムに頼らない東三河の治水利水案は、コストと時間面で無理が生じることが理解できた。また、流水の正常な機能維持の観点も、詳細なる説明で十分理解できた。 ・なぜダム案が最良なのかということに対する市民への説明はなされていない。 ・ダム建設の是非を含め検証を行うに当たっては第三者的な立場からの議論が必要。	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下、「実施要領細目」という。）」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。 ・「実施要領細目」において「検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じるため、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2（河川整備計画）等に準じて③を行う進め方で検討を行う。①「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。②検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。直轄ダム及び水機構ダムにおいて関係地方公共団体の長の意見を聴く場合は、河川法（昭和39年法律第167号）第60条第1項及び第63条第1項の規定により費用を負担することとなる都道府県を含めて意見を聴くものとする。意見聴取の実施時期は事業評価監視委員会への意見募集を行う前までには行うものとする。」と規定されております。

表 6.3.7 関係住民から頂いたご意見と検討主体の考え方

章	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 流域及び河川の概要について		
2.1 流域の地形・地質・土地利用等の状況	【水源地域対策について】 ・報告書のP2-7～39にありますように、下流域の方の水不足対策、産業などの発展も大切だが、それと同じくらい上流域に住む方の暮らしや営みも大切だ。 ・過疎化が進む新城に住んで私が一番不安に思っているのは、真夜中でも安心してかかれる医療機関がないこと、7年前から赤ちゃんが奥三河では産むことができないまちになっているということ。そして、設楽町にあります津具診療所の先生が今年の3月で退職されるが、いまだに後任の常勤の医師が決まっていないと聞く。こうした状況の中で、設楽ダム建設が少しずつでもこうして進んでいるのに、まちはどんどん過疎化が進み、赤ちゃんも産めないまち、私たちの生活が不安定になっていくのはなぜなのか。この現実でダムが希望だと言われても、正直理解ができない。 ・ダムを中止にした場合には、地域振興と水特法、基金の残事業の実施について検討の必要があるとしておりますが、法的な裏づけをきちっとすることが非常に重要なポイントであると考えます。	・ご指摘のとおり、上流域の水源地域にお住まいの方々の生活も重要と認識しており、そのための対策も実施しているところで。 ・そのため、ダム検証の実施中においても、水没予定地域等に係る生活再建対策については実施することとしています。 ・また、設楽ダムにおいては、移転等を伴う水源地域と受益地である下流域との地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地域対策特別措置法に基づき実施する事業、豊川水源基金による事業（いわゆる水特、基金）も実施されております。これらの事業の計画は、水源地・受益地等の関係自治体が協議して定めています。
	【ダム建設地の地盤について】 ・ダムサイト周辺を含めて、再度より綿密なボーリング調査、地質調査を実施することを要請する。流域住民の生命、財産にかかわる問題。千年に一度という巨大地震が迫っている現在、ダム崩壊や深層崩壊が起こったら取り返しがつかないことになる。調査費用がかさんでも慎重に事を進めてほしい。ダム建設を始めれば地盤補強のために予算を超えてどれほどの血税を投入することになるかわからない。 ・一昨年11月の国土問題研究会設楽ダム調査団のまとめた設楽ダム予定地周辺の地質についての調査報告によると、ダムサイト周辺には破碎帯を伴う断層や崩落の危険性のある厚い風化層、地すべり地形である緩みゾーンが複数あることがわかり、また、深部岩盤の透水層が設楽町の中心地である田口地区を貫いており、近年予想されている東南海地震によるダム本体の大規模な崩落の危険性のみならず、設楽町の中心部をなす田口地区の地下水汚染や沼地化の可能性が指摘された。つまり、設楽ダム建設予定地というのは、専門家による地質調査の結果、ダム建設を避けなければいけない極めて危険な場所。	・一般に、ダムの基礎岩盤の性状把握は極めて重要であり、多くの調査結果を基に、ダム本体の安全性、漏水の可能性などを検討した上で、対策を含めて本体及び本体関連施設の設計を行います。設楽ダムにおいても、経済性を考慮しつつ、これまでに蓄積してきた地質調査データに基づき、多くの専門家による現地調査を含めた検討を経て、現在の掘削形状や必要となる対策を決めております。 ・調査は、最新の全国共通の技術指針（「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」（平成21年7月））に基づき実施するとともに、レーザープロファイラー等の最新技術を用いて実施しています。設楽ダムの貯水池周辺斜面の調査については、これまでに空中写真、地形図、地質図、文献資料等を基に、地すべりの可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける箇所について、確認調査を行っています。このうち湛水による地すべりの可能性が高いと分類した一部の箇所について、ボーリング調査、安定計算を実施し、対策工の必要性の検討を行っております。 ・ダムの建設にあたっては、試験湛水を行うことで湛水に伴うダム本体、放流設備、貯水池周辺等の安全性を最終的に確認することとしております。 ・設楽ダムにおいては、ダム検証中であり、ダム本体や関連構造物等の詳細な設計を行っていませんが、我が国におけるダムの耐震設計は、「河川管理施設等構造令」に基づき、地震に対する十分な安全性を確保するよう設計を行っております。また、「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）」（平成17年3月）に基づき、ダム地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動（レベル2地震動）に対するダムの耐震性能を照査することとしています。従って、設楽ダムにおいても、検証の結果「継続」との対応方針となった場合には、これらの「河川管理施設等構造令」や「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）」に基づき設計・照査を行うこととなります。

表 6.3.8 関係住民から頂いたご意見と検討主体の考え方

章	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対するご意見の例)	検討主体の考え方
3. 検証対象ダムの概要		
3.2 設楽ダム建設事業の経緯	【事業の経緯について】 ・設楽ダムは昭和48年に県が設楽町へ調査を申し入れて以来、今年で40年が経過している。設楽ダム建設はどうしてこんなに長く時間がかかっているのか。	・国土交通省では、昭和53年度に実施計画調査に着手し、現地調査等を行った上で、平成15年に建設事業に着手しました。その後、環境影響調査法に基づき、平成16年に方法書、平成18年に準備書、そして平成19年に評価書を公告・縦覧しました。平成21年に「設楽ダム建設に伴う損失補償基準」を妥結・調印し、補償契約をはじめたところでしたが、平成22年にダム検証の対象となり、現在に至っています。なお、「報告書(素案)」の3.2設楽ダム建設事業の経緯にて詳細をご覧頂けます。
4. 設楽ダム検証に係る検討の内容		
4.1 検証対象ダム事業等の点検	【堆砂計画について】 ・設楽ダムの計画堆砂量は600万m³であるが、中部地方近隣のダムの堆砂を見ると、とてもその数値におさまると思えない。排砂の技術が確立されていないとともに、非効率な処理では莫大な費用がかかるとの指摘がある。	・ダム計画においては、100年間に堆砂する量を、洪水調節や利水のための容量に加え、堆砂容量として見込んでおります。この堆砂容量については、「4.1.2 堆砂計画」に示すとおり、「実施要領細目」に基づき、設楽ダム建設事業の堆砂計画を点検しており現計画の堆砂容量を上回らないことを確認しております。
4.2 洪水調節の観点からの検討	【治水対策案について】 ・歴史的遺産である霞堤を閉め切らずに活用すべき。 ・素案のP6-5で、「霞堤地内の浸水を軽減、解消することは当地域としての悲願であり、各霞堤は将来的に閉め切るという前提で地元が堤防用地の協力をしてきた」と言っている。計画の変更がない限り我々の悲願は解決されないので、計画を変更してほしい。 ・気象の予報によってダムからの放水を調整できないか。宇連ダムとか大島ダムは利水の関係でいつも満水というのが理想だが、最近の気象の技術をもってすれば、今度の台風で、このダムから上流でどのくらい(雨が)降るかがある程度把握できると思うので、事前にそれだけを放水してダムを空けておく、そういうことも真剣に考えてやってもらいたい。 ・治水では、ダムの10分の1の費用で済む堤防強化を進めたほうがよい。最初から堤防強化を検討対象から外してしまったのは問題。 ・三河湾の海岸浸食対策や湾内の汚濁、水質悪化とそれに対する補償、排砂の費用、処理費用等を考えると、ダム案と河道掘削案のこの差は逆転するのではないか。しかも、年間の維持管理費はダム案よりも河道掘削案のほうが1,000万円安くできるとの試算が出されている。 ・台風などによる集中豪雨に伴う急激な増水で、治水の森林の保全が急務であることを物語っている。	・霞堤を完全に締め切ると洪水が河道に集中して流れるため、上下流の水位が上昇して氾濫するおそれがあります。今回の検討では、霞堤地区を遊水地とする案として、霞堤を締め切った上で、霞堤上流部に越流堤を設置する案を治水対策案23として立案し検討しております。 ・ご意見を頂きました「事前放流による洪水調節」について、宇連ダム及び大島ダムは利水専用のダムで洪水調節の機能はありませんが、今後の豊川流域のさらなる治水安全度向上のため、これについても検討して参ります。 ・堤防の質的強化は重要であり、ダム事業を実施するか否かにかかわらず、必要な対策は実施することとしています。豊川水系河川整備計画においても、堤防の厚みが不足している箇所について堤防補強を実施することとしています。また、堤防については日々点検を行うとともに、必要に応じて堤防補強を実施しております。 ・ダム事業のコストについては、本体工事費だけでなく、関連工事に要する費用、補償等に要する費用、調査に要する費用など必要な費用を計上しており、それらの中には、環境保全措置や地すべり対策等に要する費用も含まれております。 ・治水計画は、現在の森林の状態を前提として計画されているため、その意味でも、森林の保全は重要と認識しています。「報告書(素案)」においても、森林の保全は、全ての対策案に組み合わせております。

表 6.3.9 関係住民から頂いたご意見と検討主体の考え方

章	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対するご意見の例)	検討主体の考え方
4.3 新規利水の観点 からの検討	【水需要について】 ・大島ダムや寒狭川導水路など、豊川総合用水事業が完成して以降は、極端な降雨量の少ない年においても市民生活に影響を及ぼすような断水、節水は行われていない。 ・豊川総合用水事業の完成によって供給能力は増し、1億トンの供給余力がある。水は十分足りている。 ・整備計画も、フルプランも、豊川総合用水完成後の新たな水環境のデータをもとにしてつくられたものではない。古いデータをもとにあれこれ論じても全く意味がない。 ・農業用水が0.33要するというのは、県は知らんと。それから、このダムでその水をとるのか、地下水をとるのか、そういう供給計画についても愛知県は一切タッチしておりませんと、こういう回答をしている。今回の国土交通省がこれを前提として物をしゃべっておれば、これは全て話が狂ってくる。 等	・今回の設案ダム事業の検証は、「実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m^3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・中部地方整備局では利水参画者である愛知県に対し、ダム事業参画継続の意志はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提出していただきました。この資料に基づき、中部地方整備局においても需要量の推定に使用する基本的事項の算出方法や事業評価の状況等を確認し、必要量の算出が妥当に行われていることを確認しております。 ・また、豊川では、大島ダムや調整池等が整備(豊川総合用水事業)された後の、平成14年、17年、18年においても取水制限が実施されております。
	【利水対策案について】 ・報告書には蒲郡幸田連絡管についての記述は見当たらない。豊川水系の蒲郡市と矢作水系の幸田町の間には直径700ミリの鋼管が接続され、上水の双方向での供給が可能。2002年度には完成していると思うが、これまで一度も活用されたことはない。非常災害等、緊急時に運用することになっているが、水利権等の調整が行われれば渇水予防的な運用も可能だと考えられる。 ・設案ダム建設によって見込まれている利水は、水道用水0.179m^3/s、かんがい用水が0.339m^3/sで、合わせても年間1,700万m^3にも届かない。それでも、水不足を心配するのであれば、農業用水については下流域にため池をつくるべき。 ・受益地の節水努力や節水型機器の発達、既存施設の有効活用、最小限の調整池の開発等で費用をかけずに対処すべきであるし、そのことによる問題解決の可能性は高いと考える。 ・設案ダム建設事業の検証は、本来あるべき森林保全による水源の涵養についての十分な検討による下流域への水の安定供給と汽水対策、さらに閉鎖性の強い三河湾の魚介類の資源保護を含めて、流域から海までの環境保全も視野に入れた基本的な視点を欠いている。 等	・今回の設案ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・利水対策案の検討については、「実施要領細目」において、「利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案する。」「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせで検討する。」と規定されております。 ・これに基づき、ダム再開発、ため池を含む14の方策を組み合わせで17の利水対策案を立案し概略評価によって抽出した3案に、「設案ダム案」を合わせた4案について、6つの評価軸で評価しております。 ・矢作川からの水系間導水については、新規利水対策案として立案し、概略評価をしています。 ・ご意見を頂きました「水源林の保全」、「節水対策」等については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、節水対策であれば水量の抑制、水源林の保全であれば水源の保全が期待できるため、全ての新規利水対策案に組み合わせることとしております。

表 6.3.10 関係住民から頂いたご意見と検討主体の考え方

章	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対するご意見の例)	検討主体の考え方
4.4 流水の正常な機能の維持の観点からの検討	【流水の正常な機能の維持について】 ・流水の正常な機能の維持について。6,000万トンの貯水をして渇水期に流すということは、自然の川の流れを無視した異常なことである。自然の摂理に反し、河川環境を悪化させることは言うまでもない。大野頭首工の瀬枯れ、水枯れ現象もダムをつくる口実になっているが、自然に流れていた一定水量を流して下流の取水施設で必要量を取水すれば済むことであり、これはすぐに実現できる。設案ダム建設の口実にはならない。 ・一定量の水量を流し続けることが河川の正常な機能維持につながるとは言えない。大雨のときに水かさが増し土砂を運ぶとともに、三河湾の海水の流れをつくることこそ自然の正常な機能。 ・大野頭首工下流の瀬切れ解消のために常時1.3トンの水を流したいとしているが、設案ダムをつくらなくても、今でもすぐに解決できる。なぜなら、寒狭川頭首工から最大1秒間に15トンの水が送り込まれている。1.3トンに対して15トン、10倍以上の水。あえて瀬切れを演出して下流に流さずに、逆に必要以上の水を豊川用水に取り込んで、取り過ぎた水をせせと下流の調整地にため込んでいる、これが実態。 等 【流水の正常な機能の維持対策案について】 ・既につくられている森岡導水路があるが、これを使うと一旦宇連川の大野頭首工の下に水を流しておいて、後からその水を豊川用水へ戻すことが可能。でも、それも全くやろうとしない。 ・森林保全については定量的に見込むことができるか判断できないとあるが、たとえ時間がかかっても、森林保全による下流域へのきれいな水の安定供給を図ることが、流水の正常な機能の維持のためにも最も基本的な考え方。最近、植林地の間伐事業が盛んに行われるようになってきていることは大変喜ばしいが、間伐事業の推進だけでも水源涵養の一定の効果が見込めるはずであり、その方面での研究も数多く行われているはず。初めにダムありきの姿勢がその道を閉ざしていると思えない。	・今回の設案ダム事業の検証は、「実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の評価を行っております。 ・豊川では人々の生活や農業や工業などのため、たくさんの水を取水しています。このため、豊川の一部では水枯れが発生したり、たびたび取水が出来なくなるなどにより、流水の正常な機能が大きく不足しています。 ・豊川水系河川整備計画では、川の本来持っている機能を保全するため、河川流量が一定流量以下のときは取水を制限することとしており、その不足量を補う必要があります。 ・森岡導水路は、牟呂松原頭首工から取水した工業用水0.903m³/sを東部幹線水路に導入する施設であり、当該施設については、今後、三河湾の分譲中、開発中の臨海用地などにおいて、工業用水の需要が増えた場合に利用されると見込まれており、転用はできないと考えております。 ・ご意見を頂きました「水源林の保全」については、効果を定量的に見込むことが困難なであるが、水源の保全が期待できるため、全ての流水の正常な機能の維持対策案に組み合わせることとしております。

表 6.3.11 関係住民から頂いたご意見と検討主体の考え方

章	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対するご意見の例)	検討主体の考え方
4.6 検証対象ダム の総合的な評価	【総合的な評価等に関するご意見について】 ・ダムをつくるかつからないか。しっかり早く検証結果を出してほしい。それをもっていわゆる本体の着工に、できるならばその方向に向かって進んでほしい。そうすることが今設楽町にとっては一番いい方法ではないかと思う。 ・この素案の評価の仕方のときに、洪水調整、利水、流水の正常な機能維持と、あえて3つに分けて検討をしている。この3つに分けたことでいろんなものが欠落した。例えば三河湾への環境影響、それから、脆弱な地盤、そういった大きな負の効果、費用対効果というが、負の効果が欠落をしている。 ・巨大ダムのような計画は環境破壊、地域社会破壊など、後世に計り知れない影響を与える。本当に必要なダムなのか、よくよく検討しなければならない。50年、100年先の視点から検討する必要がある。 ・百年に一度という水害、本当に夢のような話だが、私はこの短い間に3回～4回水害に見舞われた経験がある。備えがなければ、本当に自然災害というのはいつ起こるかわからないので、ぜひこの機会に皆さんが納得して、地元を離れた犠牲者、そうした人たちのご恩にも報いるために、せっかくどいていただいたこの機会にダムをつくってほしい。 ・洪水対策についても検討報告書には賛成できない。そもそも洪水対策は流域全体で対応することが効果的。設楽ダムの集水面積は62.2km²であり、豊川流域面積724km²のわずか8.6%にすぎない。 ・異常洪水がいつ起きてもおかしくない。大島ダムができてから洪水の不安はある程度解消されたが、異常と名のつく洪水が来れば、宇連ダムと大島ダムだけでは対応し切れないと思っている。設楽ダムができれば、異常の程度にはよるが、現状よりは確実に洪水対応が可能になると思っている。 ・豊川総合用水施設の運用開始以降、節水日数が減少し、平成15、16、18、19年度は節水を行うこともなく水不足が解消されてきている。さらに、現在実施中の豊川用水二期事業、既に完成したが、20年当時は工事中、二期事業で設置を進めている併設水路を利用することにより地区内への洪水導入が効率的に行え、より一層の合理的な水供給能力が可能となると記されている。これによって設楽ダムが必要ないことが分かる。 ・流水の正常な機能を維持するための必要な流量、つまり、正常流量は動植物の保護、環境、観光、流水の清潔の保持、かんがい用水、水道用水等をはじめとする流水の占有のため必要。雨が多いときにダムに水をため、渇水時の少ないときに放流して川の流れを安定させることにより、下流域の人々の暮らしや川で生きる動植物の命を守ることができる。また、市内の大野頭首工より直下流の水枯れの対策にもつながるのではないかと。 ・流水の正常な機能維持のためにダムを建設すること自体が本末転倒。 ・設楽ダムにより寒狭川水系のアユも壊滅することは明らかで、絶滅危惧種であるネコギギ、ナガレホトケドジョウも生息場所を失う。さらに中下流域、三河湾に影響は及び、ヤマトシジミや六条潟のアサリの稚貝も壊滅し、三河湾の環境も悪化し、漁業に大打撃を与えることは目に見えている。環境アセスは上流部分しか実施していないが、影響を受けることになる中下流域、三河湾を含めて流域全体を対象に再度早急に実施することを要請する。	・今回の設楽ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通省から中部地方整備局に対してダム事業の検証に係る検証を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・検証対象ダムの総合的な評価については、「実施要領細目」において、「目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合は、各目的それぞれの評価結果やそれぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。検討主体は、総合的な評価を行った結果とともに、その結果に至った理由等を明示する。」と規定されております。 ・「報告書(素案)」においては、設楽ダム建設事業の検証における総合的な評価については、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案はいずれも「設楽ダム案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は「設楽ダム案」である。」としております。 ・評価軸の一つである「コスト」について、現計画案は、ダムの本体工事費だけでなく、関連工事に要する費用、補償等に要する費用、調査に要する費用など必要な費用を計上しており、それらの中には、環境保全措置や地すべり対策等に要する費用も含まれています。また、「環境への影響」についても評価軸の一つとして評価しております。 ・設楽ダム建設事業は環境影響評価法に基づき平成16年度から平成19年度に環境影響評価を実施し、所定の手続きを完了しています。ダム案の環境への影響については、豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価書(※1)に、「設楽ダム建設事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正にされている」と評価されており、「実施要領細目」に基づき、評価軸「環境への影響」にて評価しております。 ※1) http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/00home/sitemap.htmlにて、評価書の概要を説明したパンフレットをご覧ください。 ・豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価書においては、調査、予測、評価の地域及び地点について、ダム建設による環境影響を適切に把握できる地域及び地点として、ダム下流河川では、布里地点等として、予測、評価を行いました。その結果、環境保全措置を行うことにより、環境影響評価の項目について影響は小さいと評価しております。なお、布里地点下流では、横断構造物、大きな支川流入、取排水などの外部要因の影響が支配的になっていると考えております。 ・また、三河湾の再生については、三河湾を含めた伊勢湾再生のための伊勢湾再生推進会議において伊勢湾再生行動計画を策定し、行政関係者だけではなく、学識者・NPO等の代表、各種専門家にも参加して頂き、連携・協働を図りながら取り組みを行っています。

6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

「本報告書（原案）案」に対し、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施した。頂いたご意見を以下に示す。

【愛知県知事】

設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案については、意見はありません。

なお、設楽ダム建設事業に係るダム本体の工事着手に際しては、別途、事前協議を求めます。

加えて、下記のとおり要望します。

- 1 県の財政的な負担の軽減を図られたい。
- 2 県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにされたい。
- 3 水源地域の住民への生活再建対策に万全を期されたい。

6.3.4 関係利水者からの意見聴取

「本報告書（原案）案」に対し、関係利水者からの意見聴取を実施した。頂いたご意見を以下に示す。

【愛知県知事】

設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案については、意見はありません。

なお、設楽ダム建設事業に係るダム本体の工事着手に際しては、別途、事前協議を求めます。

加えて、下記のとおり要望します。

- 1 県の財政的な負担の軽減を図られたい。
- 2 県内他地域における公共事業に推捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにされたい。
- 3 水源地域の住民への生活再建対策に万全を期されたい。

6.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取

今後、事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。